

第百二十九回国会
衆議院
逓信委員会
議 録 第 四 号

平成六年六月三日(金曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 高橋 一郎君

理事 佐田玄一郎君

理事 自見庄三郎君

理事 岡島 正之君

理事 田中 昭一君

理事 荒井 広幸君

理事 岸本 光造君

理事 田野瀬良太郎君

理事 林 幹雄君

理事 青山 丘君

理事 木村 守男君

理事 大木 正吾君

理事 山崎 泉君

理事 吉岡 賢治君

理事 小沢 鋭仁君

理事 矢島 恒夫君

出席國務大臣

郵政大臣 日笠 勝之君

出席府府委員

郵政大臣官房長 木村 強君

郵政省郵務局長 新井 忠之君

郵政省貯金局長 山口 憲美君

郵政省通信政策局長 五十嵐三津雄君

郵政省電氣通信局長 松野 春樹君

郵政省放送行政局長 江川 晃正君

委員外の出席者

郵政大臣官房人事部長 加藤豊太郎君

郵政大臣官房國政部長 内海 善雄君

逓信委員会調査室長 丸山 一敏君

委員の異動

五月三十一日

許任

佐藤謙一郎君

六月三日

許任

吉岡 賢治君

小沢 鋭仁君

同日

許任

土肥 隆一君

築瀬 進君

同日

補欠選任

吉岡 賢治君

小沢 鋭仁君

本日の会議に付した案件

放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案(内閣提出第四一號)

電氣通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四號)

逓信行政に関する件(郵政行政の基本施策)

○高橋委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。日笠郵政大臣。

放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時

措置法案

(本号末尾に掲載)

○日笠國務大臣 放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、有線放送を含めた放送に関する国民の需要の多様化に伴いおのおのの放送においてその特色を生かした放送番組の放送が行われることの重要性が増大していることにかんがみ、多様な放送番組の制作に資する放送番組素材利用促進事業を推進しようとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、素材映像等、放送番組素材、放送番組素材利用促進事業等の定義をいたしております。

第二に、郵政大臣は、放送番組素材利用促進事業の推進に関する基本的な方向、同事業を実施する者の要件に関する事項、放送番組素材の収集及び制作の基準に関する事項を審議するための機関に関する事項、同事業の内容等に関する基本指針を定めることといたしております。

第三に、放送番組素材利用促進事業を実施しようとする者は、その実施計画が適当である旨の郵政大臣の認定を受けることができることといたしております。

第四に、通信・放送機構の業務として、郵政大臣の認定を受けた実施計画に係る放送番組素材利用促進事業の実施に必要な資金の出資の業務を追加することといたしております。

その他所要の規定の整備を行うことといたしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○高橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○高橋委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岸本光造君。

○岸本委員 御質問を申し上げます。

この放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案、私は法律のネーミング、名前を見るときにいつでも思うのですが、何でこんなに長い名前をつけるのか、感心いたしました。例えば、ちょっと今覚えていたのは、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律という法律があります。こんなものは同和対策事業、同対法と言えはいいのです。こういうのは、放送番組に材料を提供するのですから提供法案とか。何かもっと合理化しよう、簡易化しようと言っているときに、これではみんなこの法律になじみを持たぬですよ。それで、ある人に、何で役所というところは長い名前をつけるんだらうねと聞いたら、それが役所らしいところだ、こう言うのです。だから、役所は長い名前をつけないと勝負にならぬから、何でもいから人がわからぬほど長い名前をつけるんだ、こう言うのです。ある人がですよ、私が言うているのと違うのです。だから、そういう意味で、もうちょっとこれから合理的な、簡潔な、今の時代にふさわしいネーミングをやはり郵政省が進んでやるぐらいのことがあっていいのではないかな、私はこう思います。

それから、今情報化時代と言われておるわけ

第一類第十一号 逓信委員会議録第四号 平成六年六月三日

で、このごろケーブルテレビや放送衛星などの情報通信技術というのは物すごく進んでおるわけですね。放送でも、多メディアとか多チャンネルとか、よくこう言われるのです。これは進んでおると思うのですが、今どういう状態にメディアがなっているのか、一通り教えていただきたい。

それともう一つ、余りきょうさん、何十にもチャンネルがなったら、みんな混乱してしまふ。一人の人間に必要なのは、大体八チャンネルぐらいではないかというところを言うテレビ会社の社長なんかもおるわけですね。だから、各種放送メディアの現状は、今どれぐらいになっているのか、どんな状態になっているのか、それを一通り聞かせてください。

○江川政府委員 現在の多メディア、多チャンネルの状況を簡単に申し上げさせていただきます。まず、多メディアという視点から見ますと、ちょっと歴史っぽくなりますが、大正十四年にNHKのラジオが始まりました、それから昭和二十八年にテレビがNHK、民放と始まったわけですが、そのときには、ラジオは一つ、テレビはNHKと民放の幾つかだけだったわけですが、それが今どういうふうになっているか、それを多メディアと言っているかというふうにならして上げていっていただきます。

地上のテレビ、いわゆる普通の、東京で申し上げますと四チャンネル、六チャンネル、八チャンネルというあのテレビでございしますが、それは全国的に四つ以上の放送が見えるようにしようという政策をとってまいりました結果、現在三十三の都道府県が四つ以上見られます。これは、全部で九〇％ぐらいになっております。

それから二つ目は、衛星放送でございします。これは新しくできたわけですが、放送衛星、それから通信衛星、BS、CSと言っております。それらを使った放送ということで、放送衛星は昭和五十九年から、通信衛星を使う放送は平成四年からそれぞれ始まっておりますが、放送衛星の方は六百万弱の契約者がございします。そ

れから、CS、通信衛星を使うテレビジョンというのは、これはまだ多少少のうございしますが、十数万件になっております。それから、放送衛星は単にNHKばかりではございせん、民間放送もございまして、WOWOWというものでございしますが、それが百六十万ぐらい契約者がございします。

それからさらに、当時なくて今ありますのは、CATVでございします。このCATVは、特にここで申し上げるべきことは、いわゆる都市型CATVということで、端子がたくさんあり、チャンネルもたくさんあるというものです。それが全体としては二百万弱、百六十万強の世帯が加入してございします。というふうに、メディアで申し上げますと、そういうふうにならしてまいりました。

多チャンネルという点で申し上げますと、今申し上げましたことを全部、それぞれチャンネル数を足してみますと約五十万ぐらいになります。そのぐらゐに多メディア、多チャンネルというふうになつてまいっていることは確かでございます。

ただ、先生おっしゃいますように、一人が一挙に五十万なんか見るわけではございせん。そのこと自体は確かに、そんなに必要なのかなというふうにおっしゃる方もいらっしゃると思いますが、実は見る人、聞く人の方が多様化してまいっております。

で、私はこれを見るときに専門放送みたいなのを見るようになってきておるわけでございます。その意味で、まだ五十チャンネルで百点満点というわけではございせん、ますますこれはふえる傾向、可能性があるぞ、またこれからふえていくぞ、そういうふうにと認識しているところでございします。

○岸本委員 今、答弁の中でケーブルテレビの話が出ましたが、パソコンとケーブルテレビの普及率というか、進捗率というか、そういうものの進み具合が、この情報化時代のどれぐらい進んでいるかということのバロメーターになる、これは一般によく言われるわけでありすけれども、そうしますと、アメリカなんかではこのケーブルテ

レビの普及率は、私が調べたのでは六二％ぐらゐ、日本はわずか五％である。情報化、情報化、ケーブルテレビ、ケーブルテレビと言いますけれども、わずか日本は五％しか普及していない。こういうことで、進んだところに比べて十年ぐらゐおくられているのではないかと、こう言われるので

そこへ光ファイバーの問題が、この間電通審から出されたわけですが、こんなにおくられている状態で、これはもう簡単に取り返せるのかどうか、この辺なんなのかな、ちょっと教えていただきたい、こう思うのです。特に、電通審なんか、その光ファイバーは二〇一〇年にはグローバルに日本全体をやっていき、こう言うておるわけですが、今のような、基礎的な出発点、普及率でおくられておると、とてもこれは追いつけないのじゃないか、そんな感じがいたすわけでありす。特にアメリカでは進んでおって、香港とかシンガポール、特にシンガポールと聞いていますけれども、そんなところが光ファイバーを物すごく進めておる。それで、日本は地球上の情報の幹線から外れていくというふうなことも起こり得るのではないかと、こう思うわけですが、

そんなことを含めて、ちょっと一通り答えをいただきたいと思います。

○五十嵐政府委員 今先生から御指摘ございましたとおり、先進諸国、特にアメリカ、そしてアジアではシンガポール、最近の韓国といったところで、情報通信基盤の高度化に取り組みつつあります。特にアメリカの産業界の動き、あるいはアメリカの現政権が打ち出す政策のインパクトがあるいはメッセージというのは、大変参考になるものがあるというふうに思っております。

ただいま先生からお話のありましたとおり、CATVの普及という点では、そのもの自身は、日本は率、数字ともアメリカ等と比べると劣っております。これはCATVの発展経過であります。昨今の状況だけ申し上げますと、前年度CATVの加入状況というのは、一度度だけで

五％増加しているというの、これは政策の転換等もありますが、極めて著しいものがあるというふうに思っております。

そういう状況で今推移しておりますが、先生お話をいたしましたように、私も昨年の三月に電通審の審議会に二十一世紀に向けた新たな情報通信基盤の整備の在り方についてというものを諮問いたしました。この五月三十一日に答申をいただいております。その中で、二〇一〇年までを情報通信基盤整備の大きな最終目標としながら、二〇一〇年までを先行整備期間、あるいは二〇一〇年までを本格的な整備期間というぐらゐにいたしております。そういう意味合いにおきましては、日本の国におきまして情報通信基盤整備の整備プログラムが一応審議会から示されたということに相なったところであります。

私も少しは、こういって整備プログラムが世の中に示されたということによりまして、電話会社も放送会社も、あるいはコンピュータ会社もメーカーも、それぞれ産業界がこの整備プログラムを念頭に入れながらビジョンを持って進んでいくのではないかと、それが推進力になると同時に、アメリカ等について考えてみますと、キャッチアップにつなげていくというふうな考えております。私も少しは、もちろんこの審議会の答申の具体的な政策展開というふうなこと、国の支援策等についても早急に取り組みとめて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

なお、つけ加えて申し上げますと、昨年の第一次補正予算以来お認めいただいた予算をもとにいたしまして、ファイバー・ツー・ホームという光ファイバーを張りめぐらした実験を、この七月八日から関西文化学術研究都市において立ち上げられることになりました。一年間準備を進めてまいりましたが、この後三百加入の方々に光ファイバーを張りめぐらし、もうほぼ準備が終わっております。百二十社の加入を得まして、これで実験を始めるという段階に入っております。

二

いずれにいたしましても、先生御指摘のように、国際協調の視点ということも踏まえながら、国際的に見まして通色のない情報通信基盤の整備に向けて、この答申の早急な具体化に向けて全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○江川政府委員 C A T Vのおくれをどうやって取り戻すのかという最初の部分の御質問でございますが、ただいま通政局長からお答え申し上げます。上げた補強と申しましようか、そういうものの上に立ってこれを取り組んでいくわけでございます。

そういう中で何をしていくのかという、簡単に申し上げますと、いろいろと昨年来言っております、新しくC A T Vの仕事が入りやすいように環境整備をしましてまいったわけでございますが、それもどんだん今後も続けていくということが一言で言えようかと思えます。ちょっと具体的に申し上げますと、例えば、外国の企業が日本国に入ってきたと一緒に合併でやっていくようなことというときに、入りやすいように環境を整備する、それは一言で言いますと、外資の規制がこれまでだったものをもう少し上げようというように形とかなぞなものをやりながら、より一層C A T Vが発展していくようにしていこうじゃないか、そう考えているところでございます。

○岸本委員 大御説明よくわかるのですが、今のはヘッドな部分の整備かな、こう思うのです。それじゃ、それだけではこれは進まぬわけで、郵政省としてそのソフトな分野、これはどういうふうにか、これからやっていくのか、今までどうだったのか、これからやろうとしているのか、ちょっとそれもあわせて。

○江川政府委員 おっしゃいますように、ソフトがなければ本間に意味がございませぬ、これからはますますソフトが重要になるということは、先生御指摘のとおりでございます。それで、郵政省もヘッドの傍らソフトの充実を努めてまいりました。

過去何をやってきたのかということ、いろいろ

ございますけれども、一応いろいろの法律をつくって、その法律に基づいて予算をつけてやるというような、一番ベーシックな部分からちょっと申し上げさせていただきます。

一つは、特定通信・放送開業事業実施円滑化法による支援というふうなものとか、中身はちょっと後で、細かくなりますからおきますが、それとか、あるいは電気通信基盤充実臨時措置法に基づく人材研修のための予算措置をするとかなぞ、そういうことをやっております。

それからもう一つは、放送法の中にございまして、放送番組センターというものが民間でできまして、それを日本国全部を一つに限って指定しまして、それに対していろいろな税制上の優遇措置とか財政上の低利融資とか、そういうようなことをやっております。

それから、最近で申し上げても、ソフトの充実に関して世の中の人の知恵をいただくという意味で、研究会を開いて報告書をいただいたり、それからもう一つ広げますと、著作権。これは、ソフトには必ず著作権が問題になってまいります。が、著作権をどう処理していくのか、使っていくのかということについての課題、問題整理というふうなこともやっております。

そういうようなことをやっておりますが、これからはもうそういったものをベースにして、多角的にソフト充実策について施策を検討し、行っていくといったことを考えているところでございます。

○岸本委員 この放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案、この目的は、この法案についての説明の中に、制作基盤の充実を図るもの、あるいは放送番組の提供、多様な放送番組の提供が可能となるようにすることとを目的としてこの法案ができるということなのですが、今この法案を国として出すことの意義、なぜこんなに急いでこんなものをつくらなければいかぬのか、そのことを、理由があれば教えていただきたいと思

います。

○江川政府委員 なぜ国がやらなければいけない

かという部分につきましては、今回これをやりま

すのは、立ち上がり期における支援でございます。それから、やはりある程度資金の塊がないと

なかなかできないという意味における支援ということとで国が金を出すわけでございしますが、もとも

と十年といえますのは、大体これから先、今から

いきますと二千年になりますし、そのころ

になりますと、先ほどの通政局長の答弁でござい

ましたように、光ファイバーがどんどん敷かれて

いく。そのことは、同時にマルチメディアが相当

の客観的に見てあれだけでも、古今東西、神

社仏蘭、人物歴史に至るまで全部ファイルしてい

くとするならば、これは大変なこと、特に社会

思想に関する分野では世論操作の危険性というの

が私は出てくるのではないかと、それが一点考

るところです。

それともう一つ。この審議会には学識経験者で

いろいろなことを、仕事をするというふうな義務

をつけておるわけですが、この世論操作との関係

で、そういうものが、何か危険な要素があるの

ではないか。

それともう一つ、提供する素材によつてはど

こをひねってみても同じものしか出てこない。画

一化です。それが出てくるのと違うかと思うの

です。例えばアフリカの森林の生態、それはもう

一つしかないわけですから、AもBもCも、ひ

ねたならみんな同じ映像が出てくる。画一化、こ

んな心配ないですか。だから、私はこれは軽便に

なっていると思えますけれども、そんなところも

ちょっと問題点ではないかなと思うのです。この

二点。

○江川政府委員 大変鋭いところを御指摘いた

だしまして。ただ、結論から申し上げますと、世

論操作になる危険は私はほとんどない、ほとんど

ないというよりも、ないといっているんじゃない

かな、そういうふうに考えております。

その構造は、一つには、どういう素材を集める

かということにつきましては、この会社の内部に審

議機関をつくることを義務づけているわけでござ

いしますが、それには、各界の識者に入っている

かという条件にしたいと思っております。それ

で、そういうところでバランスのあるフィールド

と内容を決めていただきまして、それに基づいて

このセンターが集めていく、あるいは制作してい

くわけでございます。それが一つ。

もう一つは、それを利用する、それを使って制

作をする利用者でございしますが、これは、それ

を使うことを義務づけられませんが、つくる人が

使いたいものを選択することがあります。何に

で

も、使いたい、使わない、見て選ぶことができませんから、そういう意味では操作をする視点に立って、これではできない、これを使いたい、というふうにはなっていない、これを使いたい、という意味では世論操作への道筋は比較的小さいのは、比較的というか、ないんじゃないかなと思います。

最後に、画一化の点でございますが、アフリカの森林といったらいつも同じ絵ばかり出てくるというところが一つの例かと思えます。その点は、まさに審議会の議論としても、アフリカの森林をあらわすときや、アフリカの象の生態をあらわすときに、一つの場面だけで全部を表現するのではなくて、いろいろな角度からそれを撮って制作し、貯蔵していろいろな視点で指令を出していくことによって、いい、パラエティに富んだアフリカの象、アフリカの森林が貯蔵されるようになるだろう、そう考えます。

また、利用するためにここへ行ったときにアフリカの象はいつもこの絵しかないとしたら、これも利用しなくなるんじゃないかと思えます。そういう意味でもこの会社がそういう仕事をできるように、繁盛するためにも、やはりそういう知恵を働かせることによって、画一化は、比較的弊害は除去されるのじゃないかなと私たちは期待しているところでございます。

○岸本委員 今の答弁の中で、世論操作は比較的不いという言葉を使われましたが、比較的不いというところは多少あるということになるわけですから、世論操作ができるということですから、これは大変なことですよ。今の答弁の中で比較的世論操作はない、こう言ったのです。これはあることの裏返しですから。

○江川政府委員 私、ちょっと言葉を過ちました。比較的不いというのはなく、世論操作はしようにない、できない、そういうふうにお答えさせて、訂正させていただきたいと思えます。申しわけございません。

○岸本委員 はい、わかりました。

この素材法、省略して素材法、これを行う業者は、大臣の許可でできるということをごとこで、ちょっとこの説明文の中で見たのですが、大臣が許可をするということになりますと、私もやりたい私もやりたいという人がぎょうさん出てきて、複数がこういうものができるとどうか。

それから、これは発足、どこかの資料に四億円というのが出ていたのですが、総額で幾らになるのか。

それからスタッフはどのようにしてやるのか。これは常識から考えて、アマゾンの秘境へ行つて写真撮つてこなければならぬ、アフリカへ行つて撮つてこなければならぬ、宇宙にも行つて撮ればならぬ。いろいろなところへ行つて映像を撮つてこなければならぬわけですから、そうすると、これは物すごいスタッフが必要だろうと思うのです。だから、これは一体どうなっているのか。

それから、これを集めて、もしテレビ局が貸してくれ、こういうことになりますと、提供料金はどれぐらいになるのか、見通しはどうなっているのか。

それから、この事業者はどんな格好で収集し、制作し、これを保管していくのか、材料を、資料を。そんなことを全然具体的にイメージできないわけですね。だからそれを一遍教えてほしい。

どんなメンバーでやるのか、これは法人でやるのか、あるいは第三セクターになつていくのか、そんなこともわかりませんし、あるいはこれが複数でたくさん許可されるといふことになれば、また経済的な問題もあつて、財政上の問題もあつて、それはまた無理だろう、こうも思えます。

もう一つ、今は情報の公開時代と言われているわけですね。そのときに、一点にその情報、資料が収集されて、情報公開時代に逆行するような役割を果たさないかどうか、そういうこともあわせて、幾つかざっと申し上げましたが、固めて答弁をいただきたいと思えます。

○江川政府委員 全部で六ぐらいあったかと思

ますが、一つは、複数の許可があるのかという、大臣許可でございますが、法律のこの構造では一に限り得るわけではございません。複数があつてございませぬ。実務的には、次の質問にかかわつてまいりますが、ある程度の事業規模が必要でございませぬ。当面、一ぐらいじゃないかなとは思いますが、法律の世界では一に限りはございませぬ。

二つ目に、資本金がどれぐらいかということ、大体資本金の三分の一ぐらいを、先ほど先生四億とおっしゃいましたが、産投出資でやつていこうかなというところで考えておりますから、資本金は十二億、あとプラスして借入金とか無利子融資その他を入れてまして、事業費としては二十億ぐらいでやつていくということを計画しているところでございます。

三つ目の、スタッフでございますが、アマゾンや宇宙の映像を撮ってくる、そういう話になりますと物すごく大変でございますが、この会社自体はほとんど数人の企業でやつていくことになるだろう、人件費で物を食つていくのは仕方ないかと思ひます。ただ、じゃ、どうして制作をするのかといふと、委託してやることになると思ひます。いろいろ、あれを撮つてきてくれ、これを撮つてきてくれなどというような事務を委託してやることになるかと考えております。

それで、そういうことでございませぬものを提供案件、幾らで提供するかというところでございませぬが、それは、この世界では今でも、実務的にいろいろと情報を持つている人がやつたりなんかしっている例がございませぬ。固有な名詞の企業もあるわけですが、それは、ある場面を秒の単位で売り買ひしております。一秒幾ら、何秒、結構その値段が張つております。それらを横目で見ながら、それよりも安いものでございませぬようにしてもらおうじゃないかというふうには考えております。大体想像するところ、ちょっと乱暴な言い方で恐縮でございますが、十秒くらいその部分を使うとして七、

八万円くらいで使えるような料金が設定されるのではないかなというふうにご考慮しております。

それから、五項目でございますが、収集、制作、保管をどうするのかというところにつきましても、収集につきましては、例えば、先生も御案内かもしれませんが、この会社は制作するばかりではございませぬ。例えば東京都の関東大震災時代の写真があつたら提供してくれないかというところをいろいろとオファーして、ある人からそういう写真をお願いして著作権料込みで購入したり、それから、それに限らず、昭和二十年代の銀座の街角を写した絵はないか、絵という写真など、あるいは音響でも結構でございますが、そういうものがないかということも集めるということが収集でございます。そういうことと、それから現に今、つい最近でも、いい番組があつたらそれを撮らせてもらおうというのがございます。

それから制作は、先ほど申しましたように本人がつくる場合と委託してつくる場合というのがございます。いろいろなことで、人の知恵、力を利用していこうということですね。

それから保管でございますが、保管は、いわばラックというのだけれど、テープならテープをずっと保管しておくラックがございませぬが、そういったようなものをつくつて、そこに保管していくし、あるいはCDで保管するといふふうに、いろいろございませぬ。そういうものをいわばプラウ管の、そのコンピュータではめて見るということでお客さんには見てもらう形でやりたいと思ひます。

最後に、情報公開に逆行するのではないかとおっしゃいましたが、これはここへ情報を集めて死蔵、退蔵するわけではございませぬ。むしろ、見られたいものをここに集めて、そのおかげで見られるようにしていこうということでございますから、情報公開に逆行ではなく、情報公開に貢献する、むしろそういうものじゃないか。だれだれの家の中に退蔵されてしまつていて、あるいは著作権処理ができないために使わせないというよ

うなものを著作権処理をしてここに持つていき、ああいうところから購入して、それでどうぞというわけでございますから、言ってみれば、むしろ情報公開の方に貢献する仕事になるのではないかと多少自負しているところでございます。

○岸本委員 情報の公開に役立てば、それはそれ以上のことはないわけです。

これは、先ほどちょっと御質問したのですが、法人でやるのか第三セクターみたいでやるのか、先ほど数名とおっしゃいましたが、数名といったら二、三名、四、五名、こんなことになるのかなと思うのですが、こういう機構でこれは世界の情報を全部やっていく、全部やらなかつたら意味がないわけですから、先ほど申しましたが、古今東西の歴史から始まって、神社仏閣いろいろな何でも、映像、音響、いけるようにしておかなければ意味がないわけですから、これ貸してくれへんか、これ見せてくれへんかといったときに、いやそれはないんだよということではこれは話にならないわけですから、そういう膨大な作業を、この数名というのは大体四、五名というふうに通想しますね。これはそんなものでできるのかな。それはちょっと疑問に思いますので、どんなものでしょうか。

○江川政府委員 先生おっしゃいます意味で、森羅万象あらゆるデータをここに集められたらこれは最高でございます。それをねらいたいところですが、先立つものとの相談というのがございまして、大体二十億ぐらいやっていくということを考えていますので、そうしますと、ある意味では微に入り細をうがつところまでのデータの収集はあるいはできないのじゃないかなとは思いますが、いろいろな意味できちっとしたい情報、少なくともそこに行けばそのことに関する情報は信頼のおけるいいデータだというふうになれるような収集はぜひしたいと考えております。

それで、あと第三セクターかどうかということでございますが、法律は要件として、第三セクターであるとかんとかというところは書いてござ

いません。いわば自由でございます。つくったデータ、集めたデータ売って生きていくという姿で活性化を求めると大体株式会社になるんじゃないかなとは考えているところでございます。そういうものができると、出資するぞという事業体なども一応我々ちょっと頭にあるところでございます。

○岸本委員 そうすると、この事業で収集された素材というのは私の意識、イメージでは大体ラジオとかテレビとか、今のそういう放送事業者が貸してくれとって一般的に使うのではないかと、いう意識があるのですが、大体そういう考えでいいかどうか。

それで、それをつくったら貸してくれ貸してくれというニーズがあるかどうか。なかつたら、これはさきさき十秒を七、八万円と言いましたね。かなり高い値段になってまいります。だから、つくったのは売れないということでは、これは利用してもらえないということでは倒産するわけで、将来性がないということになるわけで、その辺の見通し。

もう一つ、うまくいけばこれは偉大な事業だと思ふのですが、これが先ほど冒頭に質問いたしました、郵政省が持つておるソフトの充実にどう関連しているのか、その問題もあわせて答弁をさせていただきたいと思ひます。

○江川政府委員 見通しでございますが、いろいろ研究会を、ソフトの充実のための研究会というのをいろいろ郵政省が開催してやっております。その中で、学識者とか事業者とか、事業者といふのはメーカーその他ですが、それから放送事業者とか広告代理店とかあるいはCATVの人とか、いろいろな人が集まって知恵をいただいているわけでございます。

それからまた、そういう方々へのアンケートみたいな調査もいたしました。その結果でございますが、大変ニーズが高まっております。例えばこういうのができたら利用するだらうかと、余り条件を言わずに尋ねましたところ、ビデオのプロ

ダクションのジャンルの方々は、ビデオプロダクションですが、七七・何％、八〇％弱の人が使うという答えをいただいております。条件は必ずしも示してございませんから、それが直ちに市場調査になつていくかどうかはちょっと別でございしますが、一応研究会とかいろいろ調査によりまして、ぜひこういうのはつくってほしいし、また国のかかわりのもとでつくるべきだという答えがた

くさん来ているところでございます。私たち、そういうのを頼りにするわけでございまして、そうするとだれがこれを使うだらうかといひますと、先ほど申し上げましたように、放送する人、放送事業者が使うし、CATV事業者が使いますし、それから番組をつくるところが使いますし、コマーシャルをつくる人たちが使うというふうな、販路と申しましようか、利用者のフィールドが我々の調査の中に具体的に浮き上がつてきているところでございます。

そういう意味で、商売のことでございますが、役人が保証できるなんというお話ではございませんけれども、そういうふうなフィジビリティのある中で企画でございますので、懐妊期はもうかるころまではなかなかないかもしれないけれども、懐妊期は若干長いかもしれないけれども、中期的以降にはいい線いくぞというふうに考

えているところでございます。○岸本委員 時間がたつと大体うまくいくだろう、初めは赤字かも知れぬ、そういう答弁です。よね。ところが、これは十年の時限立法ですよ。違いましたか。十年の時限立法であつたと思ふのです。十年の時限立法でありますから、これは立ち上りの十年というふうに先ほど答弁がありましたが、十年たつてそれはうまくいけばいいけれども、なかなか場合も考えられるわけで、ただと教えていただきたいたいです。

二〇一〇年には光ファイバー網をやつていこうという電通審の答申があるわけですね。これはマ

ルチメディアでありますから、何でもかんでも皆これでわかるわけですね。在宅医療から、在宅学習から、行ったり来たりしなくてもいいとか、世界のことが全部わかる。そうなつたら、光ファイバー網で大体いろいろなことが用が足せるという意識が、まだ具体的にないですから、イメージとして私の中にあるのです。だけれども、この素材をつくるセンターですか、株式会社ですか、材料提供の会社か、そのときになつたらある意味では不要な部分が出てきて、もう存在価値がなくなるんじゃないか、マルチメディアが全部やるから、光ファイバーがやるから。その辺が私は整理できないのです。それはどうでしょう。

○江川政府委員 最後の結局の御質問、一番御質問のところは、光ファイバーが敷かれたならば、これがもう不要になつてしまふのではないかと、いうところに尽きようかと思ひます。

先ほどちょっと触れさせていただきましたが、光ファイバーが敷かれるということとは、先生おっしゃいますように、大概の情報の行き来ができるようになるということで、言ってみれば物すごい高速道路が敷かれて、何でも走つていよいよというふうになるわけでございます。この仕事は走るものをつくる仕事でございますから、光ファイバーがこの二〇一〇年に敷かれれば、ますますこの手の仕事は必要になつてくると思ひます。

それに関して、先生、それじゃ十年で終わらせるのはおかしいじゃないかとおっしゃっているのは最初の部分かと思ひますが、とりあえずそういうふうに見込みを持つておられますが、何しろ国が金を出して支援していくわけでございますから、とりあえず様子を見るという一面がございします。

それで、とりあえず十年後にそういう姿がどこまでいくのかということも、状況を見定めるといふことが一つの行き方、十年でこの法律は原則的に終わるようになつてございますが、しかし会社はつぶすわけではございません。また、そのときにさらに必要だつたら、また次の考えをこの法律に盛り込んでいけばいいということもございま

す。そういう意味で、不要になるどころかますます有要になるだろうし、そして十年たつて直ちにすべし、ようかん切るように向こうがなくなってしまうようなことはないというふうに考えておるところでございます。

○岸本委員 わかりました。ともかく、今は情報化時代の中でどうやって進んでいくか。光ファイバーが出てきたり、多チャンネル、多メディアとか舌をかみそうな言葉がびくびくするほど毎日出てくるわけです。ある意味では国民は大変な情報の革命期、混乱期、そういうふうに私は思っています。と思うのです。だから、これから国民の情報ニーズが物すごく多様化する。これに対するサービスを郵政省としては今後どうやっていくのか。もうちょっといろいろ整理をしてやらぬと私わからぬと思うのですよ、私自身もわからないのですから、イメージでしか把握できないわけですから。

それと、ちょっと法案とは関係ないのですが、光ファイバーにしろ何にしろこれにしろ、そんなに優秀なことをいろいろやっているのですが、例えば私、和歌山ですが、和歌山の山の中へ行きますと電波が届かない。この自動車電話は山の陰に入るとすぐ電波が全部、これはちょっと違うのですけれども、最後にお願ひしておかなければならぬと思うのですが、電波が届かないのですよ。これはど情報化時代、便利な時代、豊かな生活などなど言われているときに、和歌山では電波が届かない。

これは郵政省の管轄だと思えますけれども、もう少しこれは便利にしてもらわないと、今論議しているようなことが二十一世紀にはうまくいかなくなりませんけれども、今の時点で現実困っておる問題もあるわけですから、そのこともよく踏まえてほしいのです。パラボラのいろいろなディッシュでこれができていたらすばらしいだろうと私は思いますが、郵政省として現実の問題も解決するようにお願いをしたい。

郵政大臣お見えでございますから、今後の郵政省の電波行政について一言基本的な考え方をいただけたらよろしいかなと思います。

○日笠国務大臣 国民の多様な価値観のもとに情報ニーズも非常に多様化しておるといことは、先生おっしゃるとおりでございます。放送産業もそういう意味ではこれから高度化を促進していかなければならないということは御案内のとおりでございます。

まず、放送の方から申し上げますと、喫緊の問題でございます。まず先生がおっしゃったようなソフトの問題ですが、今回の法案はまさに放送ソフトの充実に資する一環だと思っておりますし、実はきょう、朝閣議で決定いたしました国境を越えるテレビ、日本から世界へ国際映像を発信しよう、これが閣議で決定いただきました。また近々に委員の皆様方に御審議をいただくことになろうと思っておりますけれども、そういうふうな現実的なことから今着実に進めていこう、こうしております。

同時に、電気通信審議会でも御答申をいただきましたものにつきましましては、これから関係各省とよく相談いたしまして政策展開をしていきたいと思っております。

と同時に、二十一世紀のマルチメディア、先ほどおっしゃったように非常に進展が急激になってくるわけでございますので、郵政省の中にもマルチメディア懇談会という諮問機関をつくりまして、将来へ向けて技術開発、将来展望、そういうものも有識者の方々に御議論いただきまして、明年三月になろうかと思っておりますが、報告をいただき、それをさらに展開をしていきたいと考えております。

なお、先ほどの和歌山県の携帯自動車電話のサービスエリアの実態でございますが、今十分調査をしております。サービスエリア拡大、拡充に向かつて今取り組んでいるという決意をしておりますし、電気通信格差是正事業で、市町村、地方公共団体、公益法人等が持ち寄りまして、

おっしゃるようなことがないような公平な電波の利用、国民の利益に資するためにもこれからも努力していく所存でございます。

○岸本委員 時間が終了したようでございますが、地方分権時代と言われておりますので、地方が、光ファイバーが二〇一〇年に全部の家庭に敷かれる、和歌山みたいな半島の飛んだところはしばらく飛ばしておいて後にはいとかというふうな、今の電波状況を見たら悪いですから、そういうことがないように、地方の方からまず充実できるように、そのことも十分配慮をお願いしたいと思います。

以上、要望でございます。ありがとうございます。

○高橋委員長 岸本君の質疑は終わりました。次に、坂井隆憲君。

○坂井委員 昨日、衆議院の本院議で、行政改革のための委員会設置法案の趣旨説明が行われました。これから今の政府、行政改革を進める、規制緩和を進めるということですが、そういう中で、いろいろな外郭団体というもののについても、安易につくっていくのはよくないんじゃないかという声も上がってくるかと思えます。ただ、そういう中において、やはり民活ということも必要ですから、そういうところはある程度必要なものも私もやむを得ないと思っております。

今回、放送番組素材利用促進事業、これに関しても、ただいまの岸本委員に対する御答弁の中でも、新たな第三セクターみたいなものをつくられて事業を推進していくような話も伺いました。

そこで、この法案に関連しまして、まずどういう予算を計上していくのか。それから、どういうような第三セクター、事業者の資本金とか事業規模とか、そういうものの概要についてまずお答えいただければと思います。

○江川政府委員 初めに、予算の関係でございますが、平成六年度政府予算案、現に御審議いただいております予算案におきまして、産業投資特別会計から通信、放送機構に対する出資金、十七億

円という計上をしておりますが、そのうちの四億円がこの法案に基づく放送番組素材利用促進事業に対する出資として予定している、計上されているところでございます。

また、そのほかに、本事業にかかわりましては、開発銀行の無利子融資、これが五億円ございます。それから、財政投融資による低利融資、これが三億円ほどございます。それによる支援も予定しているところでございます。

予算とかかわりにおきましては、今申しましたように四億、それから無利子五億、低利三億で十二億になるわけでございます。

それで、御質問の二番目になりましたが、全体としての規模がどうなのかと申しますと、それにあと民間からの出資金なども期待、期待といふか予定しまして、それが八億ほどで、トータル二十億ぐらいの規模の会社と申すでしょうか株式会社に於て事業を推進していくだろうというふうな踏んでいるところでございます。

なお、無利子融資五億円とか財政投融資三億円と申しましたけれども、これは先生御案内のように、無利子融資一千億円という枠の内数でありますし、財政投融資五千五百五十億円というものの内数として計上しているところでございます。

○坂井委員 民間企業の出資八億円なんですが、これは大体どういうようなところを主に想定されていらっしゃるのか。単に全くの民間企業だけでなく、例えば地方自治体みたいなところ、そういうようなところも想定されているのか、そのあたりもお聞かせいただければと思います。

○江川政府委員 おっしゃいますように、八億につきましましては、大体ジャンルのいっきましては放送事業者というジャンルが一つございます。それから、放送機器を製造しておりますメーカーがございまして、CATVの事業者もございまして、番組をつくるプロダクションと申すでしょうか、そういうところもございまして、広告をつくる、広告代理店と申すでしょうか、そういうところもございまして、それから、金融機関なども想定いたしまして

た。

それから、最後に先生の御質問の中に、地方自治体で出すところがあるのかという趣旨の御質問ですが、これはございまして、固有名詞を言っているのかどうかはわかりませんが、東京都がごとの予算の中でも計上しているところとございいます。

○坂井委員 ただいまの局長さんのお話によりまして、全体に民間企業の出資を入れて二十億円というところでございまして、そういう中で事業を行うのは、収集、制作ということですが、収集を制作をし、そしてそれを放送番組を制作する者に放送番組の素材を提供していくわけですね。そうすると、提供していくとすれば、当然提供料ももらっていかねばいけません。全体の公共的な金、それから民間の出資、そういうものの以外に、受益者負担といいますが提供料みたいなもの、そういうものについてはどのように考えられているのでしょうか。

○江川政府委員 おっしゃいますように、提供料というものがこの会社の何と申しましょうか営業収入になるわけとございまして、その提供料というのは、実は個々の収集したデータによって値段が違ふようなところとございまして、貴重なデータですと高いですし、著作権がそれにくんとくついている、それを整理するとまた高くなる、あるいは単なる動かない写真だけだと比較的安い、いろいろございまして。

そういうように、全部一括して、つい先ほど十秒ぐらいで七、八万というふうに申し上げたところとございまして、世の中の的はそれらが十万円やそこらはもつとしてあるんじゃないかと思われまして、それをもう少し安くしたいというところと想定すると七、八万円かなというふうにし上げたところとございまして。

あるいは、七、八万円と申しましたけれども、もう少し高くなって八万円とか十万円近くなるのかなというところとございまして、七、八万から十万円ぐらいまでの枠の中でおさまるかな。それがこ

の会社の言ってみれば営業活動になるところとございまして。

○坂井委員 そうしますと、この第三セクターをもしつづけた場合に、収入としては七、八万から十万ということですが、それは単価でありまして、量からするとどのくらいの収益が全体に見込まれて、全体の事業規模、支出からするとどのくらいの収益が民間から入ってくるのか。その辺は現時点ではなかなか計算しにくい面があると思えますけれども、どういうあたりを想定されているのかわかりませんか。

○江川政府委員 机上のと言われるかもしれませんが、一応計算を立ててこういふ見通しを立てておりますが、五年間は結論的に言いますと赤が継続だろうと考えています。

言うまでもなく、準備期間はゼロですが、初年度、一年度の売り上げでも、提供料でございまして、そういう売り上げを考えてみましても三億、四億弱、三億七千万何百万というレベルで考えております。それが二年、三年、四年、五年と少しづつふえます。三億七千万が五年には四億四千、六年には四億四千並びぐらいいくだろう、四億の半ば台ぐらいいまでは五、六年になったらいくのじゃないかなとまず計算を立てております。

それに対して、利息とか管理費とか販売費、営業費、いろいろ全部が実はスタートのときには大変高うございまして、初年度で先ほど三億七千万ぐらいの売り上げと申し上げましたが、むしろそれのための経費は五億数千円かかるんじゃないか、五億三千何百万ぐらいの支払いがあるんじゃないか、つまりは赤字でございまして。

赤だけを並べて申し上げまして、計算上初年度で一億八千万強、だんだんと減ってまいりまして、五年度には一億強ぐらいの赤になりまして、六年で単黒に持っていけそうだなというふうに踏んでいる、計算を立てているところとございまして。

いずれにしましても、五年で単黒に持っていける、累積赤字を消すのはもう少し先になります。

そういう収支計算を頭置きながらこれをつくっているところとございまして。

○坂井委員 七万から八万、あるいは十万というような単価ですが、先ほどの答弁の中で、貴重なデータだと高いとかそういう話ですが、どういふものが貴重かという認定もなかなか難しいので、じやどのくらい、利用が少なからず高くする、利用が多いから安くするといふわけにも、使ってみないとわからないだろうし、貴重かどうかという判断もなかなか一時的にやりにくいと思うし、試行錯誤の中だと思っております。そういう中で、やはり当面赤字が続くというの第三セクターの宿命としてしょうがないかもしれませんが、効率的な運営に努めていただきたいという気がいたします。

それから、収集事業とあわせて放送番組素材の制作といふこともやられるわけですが、この制作をやる場合というのは、財源はどのようになるのか、どういう規模でやるのか。例えばある会社から委託される、委託してもらって、この制作をつくっていくということになれば、当然委託料が入ってくるわけですね。そのあたりがどういふふうになっているのか、ちょっと教えてください。

○江川政府委員 制作で、今先生おっしゃいました例でございまして、ある会社から委託されて制作をするという仕事は、この会社は考えておりません。むしろ逆でございまして、この会社がそういう力量を持つところに委託して絵を撮らせてもらおう、制作の原材料をつくってきてもらおうというふうなことがございまして。それらの資金はどこからかといいますが、今回やっております四億、それから民間の八億、あるいは借入金というふうな、その二十億の中から充てていくことを考えているところとございまして。

〔委員長退席、遠藤（乙）委員長代理退席〕
○坂井委員 全体の事業規模、例えば約二十億円としまして、それだけでどのくらいの例えは収集の方に予算を使い、どの程度を制作に使うかというふうな細かいことは、今のところまだ予定していないわけですね。いかがでしょうか。

○江川政府委員 一応、目標的には収集、制作も含めまして六千本ぐらいのデータを集めようと考えている、収集、制作合わせまして六千本ぐらいを考へておまして、分けましますと、制作が一千本ぐらいで収集が五千本ぐらいということとやっています。

○坂井委員 収集したものを提供する、その場合は一応提供料として、何らかの資金を利用する者から受益者負担で取っていく。制作の場合は委託というものがなくないということですから、第三セクターで独自に考へていくということですから、こういうものはどうかするとルーズになりやすいなという、ちょっと私はおそれを持っているので、すね。

大体、こういうことを言うのと都合がもしませんが、学者さんでも自分の専門のことがあったら、あとコストのことを考へないでどんどんやっていくような人が時として見受けられますので、勝手な判断でニーズの低いような素材をどんどん制作していくというふうなことになるたら、これは六年たつたら単年度で赤字になるというふうな見通しにならないのじゃないかという気がいたします。そういう意味では、放送番組素材利用促進という意味においては、制作よりも収集ということをやりますや重点に置いていくべきであって、私はそのように考へるのですけれども、いかがでしょうか。

〔遠藤（乙）委員長代理退席、委員長着席〕
○江川政府委員 先生おっしゃいますところ、私、そのとおりだろうと思っております。まず、ルーズにならない、おかしなものばかり集めたりつづいたりしないというチェックは、やはり審議機関できちっと指針を、道筋を議論してもらおうことだろう、そう考へます。ですから、そのメンバー選びというものがとても重要になってくると思っております。その辺のことは、基本計画を打ち出す中でも、こういうジャンルの人に入っても

それと同時に、やはりいろいろな素材をつくるといった場合に、まず根っこ(の資料が必要であつて、根っこがいろいろいたくさんあつて、その中から素材を選ぶことができる)と思うのですね。まず全体があつて部分があるのであつて、今回の素材

のものは、全体のことを考えないで素材だけやろう。そうすると、どうしても無理が出てくる。だから、むしろドッキングした方が、全体の中に素材というところで、政策的にはむしろその方が非常に適切じゃないかなという気がいたしたのです。その辺は、私はそういう気持ちで思っているのですが、ちょっとそのあたりについて、局長の御感想といえますか、御意見をいただければと思います。

○江川政府委員 先生のおっしゃいますことも、まことにそういう道もあるのかなという模索は我々もしたところがございますが、ただ、確かに一緒にしないのじゃないかなと思うことのひとつは、先ほど先生、民放へ提供しているのだからとおっしゃいましたが、この部分は、提供しているというのとは、完成された放送番組そのものをそのまま放送できる形で出しているという。素材としてそれを次のもののステップに使う、いわば翻案、素材として埋め込んで何かほかのものをつくっていくような、そういう使用は一切認めておりません。そのものだけを流すという、言ってみれば番組を借りてくるようなものという構造で考えていることが一つでございます。

ただ、それに素材としての使用を認めるようにしたらいけないかというふうにおっしゃることはあると思いますが、そういう集め方で素材を、番組を集めるとなると、著作権の非常に多くの部分まで処理しなければならなくなるのは当然でございます。そういうことになりまします、まず全然意図が違いますから、今まで出している、提供している番組もそういう処理がなされませんから、し直さなければいけません、あわせて、そうすると、今度は集まる量がほとんど番組センターが持っている勢いよりも小さくなっていくのじゃないかなと思います。

そういう意味では、センターというか、合体したセンターと言っても何と言ってもよろしゅうございますが、その収集作業が非常に困難になってくるなという気がしました。それに対して、こ

れはそういう翻案権も製造権も含むものとして集めるといふふうになりますから、初めから覚悟の上で集められますし、そういうものとして相手方も対応してくれるということで、難しさは比較的に似ているかもしれないが、集めるについてはすっきりした集め方ができるようにするというふうで考えているところでございます。そういうことで、一応別にしていただければと思います。

○坂井委員 平成四年六月十五日ですか、郵政省の、放送ソフトの充実に関する調査研究会という報告書があります。これは私も読ませていただきました。今回の放送番組素材利用促進事業も、おおむねこの報告書に沿った、その意図を酌んでやられていたのじゃないかと思えますけれども、この報告書をいろいろ読みますと、やはりいろいろないいことをたくさん書いてあると思うのですが、「いつでも、どこでも、必要な情報を得られる豊かな情報環境づくり」を推進していかねければならない。あるいは「日本文化の創造・発展への貢献」ということで、「放送ソフトは、一面において「文化」そのものである、「文化」の保存及び普及に大きく貢献」していかねければいけない。あるいは「民主主義の健全な発展への貢献」「合理的な判断を行っていく上で必要な正確かつ多角的な情報の提供を通じて、健全な民主主義の発展に貢献することが期待されている。」とか、いろいろ格調高い理念も書いてあります。

その中で、放送ソフト制作分野の現状、そして放送制作の環境整備をしていかなければいけないとか、あるいは放送ソフト流通分野の現状、そういうことについて、いろいろ諸問題の分析と解決の方策をうたっているわけでございます。この中で、放送ソフトの放送機会、利用機会の拡大を図ることも必要であるとか、具体的な提言もしてありますし、先ほど言いましたような各種映像ソフトやそれらに係る各種情報を収集、保管するということが必要であるというふうもうたっているわけでありま。

この報告などからもうかがわれることは、放送

ソフトの場合に、実際にそういうソフトをつくっていく業者といえますか、民間の人たち、制作会社、プロダクション、そういう人たちのためにいろいろなものをしていくということ、それから、でき上がったものを保存していく、国民がそれを見ていく、そういう角度からも充実しなければいけない、そういう二つのことが同様にこの報告書には出ている、私はそういう気持ちで読みました。

ただ、今回の放送番組素材利用促進事業ということは、先ほどの局長さんの御答弁でもありますように、まずソフト会社、そういうものをつくっていく人たちに便利にように素材を提供していくのだという、どちらかというと業者行政といえますか、業者のために、変な意味じゃないのですよ、そういうようなところが充実していくためにやっていくという視点が強いような気がいたします。

もう一つは、国民の立場からすれば、それをどのように見ていくかという視点も必要であって、昨年、テレビ朝日の椿発言があったときに、国会でいろいろもめました。椿発言があって、テレビ朝日のあのときの番組が見たいと我々申しましたけれども、それはもうない、出せないという話になった。そういうことを考えますと、国民の立場からすると、消えてしまうというテレビの特性、それは別に政治的に椿発言を云々ということだけでなくて、今テレビでは、例えば農業問題もやっています。例えば、米不足で、米のこともいろいろ報道いたしました。我々政治家はなかなかそういうものを見る暇がありませんから、実際どういう報道をされて、国民がそれに対してどのような反応をしているのか、国民がどのように思っているのかなどというふうなことも、やはり国会論議する場合に必要なと思うのですが、そのテレビはない。もう消えてしまう。そこが新聞とか雑誌なんかとテレビの違いなのですね。

ですから、放送ソフトの制作を行う場合に、制作会社のためにどうしていくか、まあ産業政策として

いいますか、そういう形での視点と、国民の立場からどういうふうにかえていくかという二つの視点がある。私は、今回のこの素材のことからすれば、どちらかというと制作会社が便利にように素材提供していくということになっているような気がいたしますけれども、やはりこれからはそれだけいいのじゃないかなという気がいたしますが、どうでしょうか。

○江川政府委員 私、基本的に、先生おっしゃいますことを全くそのとおりだと率直に思います。

今、二つの分類を先生なさいました。一つは、悪い意味での業者のためというものはないがと先生おっしゃっていただきましたから私もほっとしていますが、ソフトづくりの支援になるようなというのが一つあるわけでありま。これはおっしゃるとおりです。しかし、このこと自身は、我々もう一つ向こうへ行きますと、ソフト業者の支援のためにこれをする、そのことは業者のためではなくて、翻って、でき上がったソフトが国民に戻ってくる、国民の視聴の機会がふえる、いい番組を見ることができるようになるという意味において、事業者支援のように見えますが、もう一歩先へ行きますとまた国民の利益に戻ってくるという考え方をしているところでございます。

その意味で、二つの分類のうちの一つは、もう一つその目的をつけ加えさせていただければありがたいと思います。

二つ目の方の目的で、いわばでき上がったものを保存する角度、国民の目から見るといふことでございますし、また、見れるようにするという視点だろろうかと思えます。その辺は、放送ライブラリー、現にいろいろやっているところでございますが、さらに見れるようにする視点から何かいろいろのことを考えていくべきではないかということ、おっしゃいますとおりであらうかと思えます。

我々、それを考えなかったわけではないのです

が、かなり予算を食う話になるなという、直観でございすが、ありました。まあ、予算事情その他からいろいろとちよつと、先にできる、二つの視点のうちの一方の方が今回始まったところだ。しかし、後の方の視点も、放送ライブラリーの充実を図るなぞのことをしながら、やはり先生おっしゃいます視点の充実が心にかけていきたいなと思つていられるのでございす。

○坂井委員 ただいま局長さんの御答弁の中にありましたけれども、私も、素材を提供して業者のために、業者という言葉は余りよくないのですが、やつていくことは、これは翻つて国民のためになると思つていられるのです。

ですから、こういうことも別に悪いことじゃないし、本当に我が国の放送ソフトを充実させていくためには必要だと思つていられるのですが、やはり、まず部分をほじくるよりも全体をつくつて、その全体の中からこここの素材を取り出していくという方が本当は手取り早いのではないかな。こちらでは部分的に放送番組ライブラリーというものをつくつて番組を収集する。しかし、それは何となく中途半端。まあ予算も少ないでしょう。中途半端に若干収集している、こちらで今度は急遽素材のことをやるといふと、すべてが何となく中途半端なままに、こちらをちよつとかじり、こちらをちよつとかじつていられる感じがするわけですね。やはり放送番組を一定期間国で保管する、そういうことをして、その中でこの素材とこの素材をいろいろにしてくつつけて別につくつていくかとかいうことの方が私は筋道じゃないかなというように考えるわけです。

それで、国立国会図書館というものがあつて、そこにはいろいろな、全国の新聞も保存されております。本も、著作物もたくさん保存されております。そういうものを見ながら一部引用したりして学者は論文を書き、我々もそういうものを見ながら質問をしたりするわけですね。それで、その中でつくることが、素材を利用して新しい放送ソフトをつくるようなものですから、まず土

台がないとなかなか本当の重要な素材ができていないような気がするのです。

そういう意味で、郵政省の政策としては、順序からすると、この素材が、素材利用が僕はだめだとは言わないのですよ、そうでなくて、ちよつと順番からするとつまみ食いの走つていられる。だから、もともと土台のところをもつとびしつとしてもらいたい。それは、局長さん言われたように、予算の問題もあると思ひます。それは多分、委員長さん以下皆さん、一生懸命予算獲得に頑張つてくれると思ひますから、やはりそういうようなことをやつてもらいたい。放送番組を一定期間国で保管するシステムというものを、放送番組ライブラリーというのがありますけれども、これを整備するのが基本だという気がいたします。

その辺、ちよつと決意のほどを。

○江川政府委員 今、放送会社をやつた番組を義務的に保存できる、しておけというものは、二ないし三週間の形で、訂正放送の関係でございす。これは、先生御案内のとおりでございす。それもしかし、三週間を過ぎますと義務がございせんから、求めていっても、ないと言われておしまひになる。今度の、先生が今例でおっしゃいました椿発言に基づく番組を見たいと言つても、見れないというわけでございます。

それに限らず、番組というものの対する保存の仕組みというものを考えるべきではないかというものは、私たちも、まことにおっしゃるとおりだと思つております。それをどういう形で、仕組み、制度としてつくつていくのかというものが、予算が裏側につきましますので、それとのかかわりにおいて、また強制権をもつて集められるのかどうかというところにつきましても、相当検討しなければいけないと思ひます。

国会図書館があらゆる出版物が全部あそこ集まる仕組みになつていられることは、大変すばらしいなと思ひます。放送のソフトというのがある意味では国会図書館の書物に匹敵する重要性を今後ますます持つてくるものだと思いますが

ら、先生おっしゃいます御意見を十分頭の中に入れたら、次の一歩を研究する上での視点にさせたいだけであつたかと思ひます。

○坂井委員 放送番組ライブラリーに戻りますけれども、放送番組ライブラリーは横浜の方にありますわけでありすね。ですから、横浜以外ではなかなか見れない。また、館外への貸し出しもできていない。

例えば図書でいいますと、国立国会図書館があるけれども、どういふものが入つていられるかというものは、地方の大学図書館でも、県立図書館でも大体わかるようになっていられるのです。そういうネットワークができていられるのです。本来情報ネットワークの一番進むべき郵政省、そこが放送番組ライブラリーがまだそこまで支援していないというのは、まあ我々政治家がそこまで支援していないかつた、予算をとつていなかったという責任もあるのかも知れませんが、やはり、放送番組が地方でもそのようにネットワークで利用できるような仕組みもつくつていかないとけないのじゃないのかという気がいたします。

その辺について、いかがでしょうか。

○江川政府委員 理想としては確かに先生おっしゃるとおりでございすが、今我々がなかなかそこまで事が進んでいないというのは、事情が二つございす。

クリアしなければならぬ事情、条件、障害と申しましようか、一つは、どんな館外へ出て使われるというところになりますと、予定される利用方法以外の利用方法が行われることに對するチェックがきかなくなるわけでございます。人を悪人と見ていられるわけじゃないですが、そういう危険がございす。そうなりますと、収集における著作権処理が物すごく大変になつて、なかなか集まらなくなつてしまふのだということが一つございす。

二つ目は、そういうことでなおかつ集めようと思ふと、やはりすごいコストがかさむことと、例えば地方からの場合に電気通信で送れたとなつた

ときに、その通信料をだれが負担するのか、どちらが負担するのかということもございす。あれだけの映像を通信で送つたらまだ高うございすから、それをどうするかというような問題なものがあつまして、今、先生おっしゃいますような仕組みの方に話が進んでいないのは、そういう事情があるところでございます。

しかし、だからそこへどうもつていいという話にはなりません。将来の姿として、地方の人々も横浜へ行かなくても見られるような、得られるような、そういうものはいかに決まつていられるわけございすから、そういうことができる手法、方法というのはいかにというのを我々も考えていかなきゃならない問題だろうと思ひます。

○坂井委員 もう時間がなくなりましたけれども、先ほどの、放送ソフトの充実に関する調査研究会に「民主主義の健全な発達への貢献」というのが書いてあるというのを申し上げました。国民はテレビを見ていろいろのことを判断する時代になつてきましたから、例の椿発言の問題でも、そういうテレビ、ビデオを提出しろといううな、単に嫌がらせとか追及するということじゃなくて、そういうテレビの中で国民がどういふうなことを判断しているのか。あるいは政治家も今いろいろなテレビに出ていろいろな発言をしておりますけれども、それが仮に、正しい場合もあるし、誤つたこともある。そういう中で、国会の論議というものが充実していかなければいけない。そういうことを考えますと、やはりテレビ放送の収集だとか保存、まあずっと保存するということのも大変なんですけれども、そういうことをそろそろ真剣に考えるときに来ているなということを感じていられるわけでありす。

そこで、今まで局長さんからもいろいろなお答えをいただきましたけれども、最後に、やはり政治家として、大臣から、放送番組などの映像の保存、提供、こういうものに関してどのような政策的理念を持つて臨むつもりなのか、大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

とくに、その通信料をだれが負担するのか、どちらが負担するのかということもございす。あれだけの映像を通信で送つたらまだ高うございすから、それをどうするかというような問題なものがあつまして、今、先生おっしゃいますような仕組みの方に話が進んでいないのは、そういう事情があるところでございます。

しかし、だからそこへどうもつていいという話にはなりません。将来の姿として、地方の人々も横浜へ行かなくても見られるような、得られるような、そういうものはいかに決まつていられるわけございすから、そういうことができる手法、方法というのはいかにというのを我々も考えていかなきゃならない問題だろうと思ひます。

○日笠國務大臣 まず、坂井委員のおっしゃった件は、非常に貴重な御意見だと思えます。

映画ライブラリーというのがあります。一回焼けてしまて、皆さんから寄附を集めてまた今復興というのでしようか、復旧をやっておるようでございます。放送番組のライブラリーというのは、一応横浜に一つございます。これは、館外はだめとかいろいろ制限があるようでございます。これから生涯学習、生涯教育ということ考えますと、図書館なんかまさにその核になろうかと思えます。今、私の岡山でも、ビデオであるとかCD、コンパクトディスク、これなんかも若者を図書館にということで、またお年寄りの方がそういうものを集めるようにということで、収集をして、提供して、貸し出しをしておるわけでございます。

そういう意味では、国が一律にいろいろな番組を集めてというのがいいのか、身近なところで皆さんが享受できるようなものがあるのか、これは今後中長期的によく検討させていただきたいと思えます。

先ほどの御質問の、放送番組の映像の保存、提供に關しどのような決意とおっしゃいましたけれども、とりあえず、この番組素材というものを収集をしたり、保管をしたり、また制作をしたり、それからもう一つ、あつせんという業務があります。ないけれども、そういうライブラリーといひましようか、映像を持てるところを紹介をする。若干あつせん手数料をいただきますけれども、そういうようなこともやるわけでございます。国民の貴重な文化的遺産でございますし、広くこれが国民に知られること、伝達されることは、大きな、社会的な意義もあろうかと思っております。

そういうことで、今度この法案を通していただきますと、基本方針、基本計画もつくりまします。出てきたものについては慎重に検討させていただきます。先生がおっしゃるような過つことのないような方向に向けて、誠心誠意やらせていただきます。

きたい、このように考えております。

○坂井委員 どうもありがとうございます。これで終わらせていただきます。

○高橋委員長 以上で坂井君の質疑は終了いたしました。

次に、横光克彦君。

○横光委員 横光克彦でございます。

今お二方の委員からいろいろとお話がありました。情報通信分野において本格的なマルチメディアの時代が到来しようとしていることは間違いないと私は思っております。先日の「二十一世紀の知的社会への改革に向けて」という答申の中でも、二〇一〇年には全国あるいは全家庭に光ファイバーを網羅しようという大構想を発表されたわけでございます。このように我が国の情報化が著しく進展する中で、放送等の情報通信が国民に真に役立つものになるためには、情報通信メディアを通じて提供されておりますソフトの充実というものがやはり極めて重要であろうと私は考えております。光ファイバー網がハード面での開発だとすれば、今回のこの法案あるいはこの事業、これはソフト面での充実と大きな意義がある。私はそのように考えております。

私、かつて放送番組の現場で仕事をしていた経験もございまして、そういう意味からでも、この法案には賛成の立場でございます。

ただ、幾つかまだ明らかにしておきたい点、あるいは疑問に思ふ点ありますので、その点をちょっと御質問させていただきたい。お二方の委員と重複する点が多々あるかと思いますが、より明確化ということで御理解いただきたいと思います。

放送における多メディア・多チャンネル化の推移と現状については先ほどお答えがございました。それから、多メディア・多チャンネル時代における放送ソフトについての課題、これも御説明ございました。

もう一度、本法案の放送番組素材利用促進事業の概要を御説明したいと思えます。

○江川政府委員 本法律案の、放送番組素材利用促進事業と呼んでおりますが、これにつきまして、は、法文でいきますと二条に書いてございます。

一つは、放送番組の制作に使用される映像あるいは音響素材、放送番組素材というふうに私たちが言っておるところでございますが、その素材を収集、制作、保管し、放送番組の制作の用に供する業務というのが一つの大きな業務でございます。

もう一つは、「放送番組を制作する者に対し放送番組素材に関する取引のあっせん又は情報の提供を行う業務」、あと附帯することがございます。この二つが大きな仕事でございます。

それで、この事業を支援することによりまして放送番組の制作基盤の充実が図られ、地上放送、あるいは衛星も含んでまいります。自主番組放送の充実あるいは多チャンネルケーブルテレビ等における多様な放送番組の提供等に資することとするというのが、非常に味もそつけない言い方かもしれませんが、法文に則した事業でございます。

○横光委員 素材のライブラリー事業への支援あるいは今の収集、制作、保管、それから素材の取引のあっせん、情報の提供、私から見ますと非常に意味のあることだと思っております。

ただ、この事業の中で一番私は大きいと思うのは、流通ですね。素材というものが、恐らくいろいろなところでまだまだ持っていないながらも利用されていない部分が随分あるだろう。それは全国的、あらゆる分野においてあるだろう。そういうものがただ滞っているだけでなくて流通するという意味では、この事業は大きな意義を発揮するんじゃないか。流通化というの、これからは非常に大事じゃないかという思いがするのです。

そして、先ほど制作の部分で、委託するというお話でございましたが、この委託ということになりますと、新しい事業が新しい仕事を委託するわけですから、そういう委託される側からしますと、新しい市場が一つふえたというふうに考えて

よろしいのでしょうか。

○江川政府委員 先生おっしゃいますとおりだと申し上げてよいと思えます。

流通の世界でも、死蔵、退蔵されているものが出てくるという意味において経済の活性化に少しでも貢献することになりましようし、いわんや制作を委託するという部分になりますと、まさにそこになかった仕事を一つやっってもらうわけでございますから、かつ、そういう受託して制作する技術、技能を持った集団といひましようか、人たちはたくさんいるわけでございますから、そこへの活性化の一助になるんじゃないかと私たちも考えております。

○横光委員 委託で一つの番組制作をするサイドにとつては活性化になる、大きな意味があると思えます。

さらに、このストック、あるいはそういった素材を利用できるという意味でも、番組を制作しているサイドにとつては大きなプラスになるであろう。といひますのは、制作プロダクションが大体今の地上波の放送事業者の放送する放送の約七割ぐらゐる制作したり、あるいは何らかの関与をしているわけですね。

しかし実際は、制作プロダクションの現場というのは非常に厳しい状況にあるわけです。といひますのは、非常に小さい規模の、不安定な経営基盤でやっている事業者が多いわけですね。資本金が一億円以上になる事業者というのは、そのうちの二割ぐらゐにしか満たないというふうに、ほとんどの事業者が小さい規模でやっている。そして、そういった小さい制作プロダクション等、製作会社等が群雄割拠して、できたりつぶれたりしながらやっているのが私は現状だと思ふわけです。

そして、放送事業者からいわゆる委託を受けて番組あるいはいろいろな放送番組を制作するわけなんです。委託を受けるというところで、すなわちいわゆる下請ですね。下請ですと、どうしてもいろいろな制約がある。制作費の制約、あるいは時

間的な制約ですね。非常に厳しい、短期間で一つのものをつくり上げなければならぬような現状である。

この時間的な制約のことで一つ例を申し上げますと、一つの番組、ドラマだとしますと、それをつくる場合、昔は、割とじっくりと、余裕があるプロはそれなりにじっくりと撮って、監督も割と余裕がままに仕事が出来た、そしていいものができたという時代だったのですが、今は、今お話ししましたように非常に厳しい状況である。そういう中で今監督として一番何が求められているかというと、演出力よりも早く撮る人、早撮りが一番監督として求められるというような、それはすべてじゃありませんが、変な時代になってしまった。演出力あるいは本当に中身のある充実した作品をつくるより、限られた時間内に仕上げて収録あるいは撮影し終えることのできる監督、こういった者が今優遇されておるようなこともあるわけですね。これは、番組制作の現場が非常にそういう状況であるということが一端であらうと思います。

そして、その上にまだ人材不足も著しいですね。三Kと言われておりますし、人材的にも非常に集まりが悪い、こういいたいわけゆる余裕のないところで番組をつくっているのですが、それでもみんな一生懸命質の高い番組を制作して、テレビ放送を通じて国民に届けるために日々努力を重ねている、そういう現状を私は見てきております。そういう状況が踏まえれば、この法案が成立してこの事業がスタートすれば、非常に多様な映像素材が使用可能となり、そしてまた放送番組の制作が非常に効率化が図られる、私はそう思うのです。ですから、もっともつとつと、良質な番組として国民にはね返ってくる、そういう結果にならうかと思ひます。

ただ、今お話ししました、この事業がスタートしまして利用するサイドが、制作プロダクションと今私説明しましたが、それ以外にも、こういったライブラリー的なものができましたら、地方の

局あるいはCATV事業者、そういったものも制作していますね、そういったものも利用するでしょうが、そういった以外にどういふ人が利用するといふふうに思われておりますでしょうか。

○江川政府委員 先生のただいまの現場からのお話と申しましたようか、私たちもこれをつくるに当たってはいろいろな人から情報をお聞きしながら、大変リアルなお話を伺って、今なおさら大変感動したところでございますが、早撮り能力が優遇されるというのは本当に、ああそうなんだなというふうに思ひます。

ただ、我々の、我々のという言葉はおかしいですが、でき上がりますこの会社は、比較的成本の制約は、予算に縛られて多少ございましょうけれども、多少というか相当ありましようけれども、時間の制約は、番組のいつまでの話よりは少しはあるんじゃないかと思ひます。

例えば深海、深い海の中の魚の生態を撮っておこうじゃないかというときに、あしたでなければならぬ理由は必ずしもしないわけでありまして、ちよつと次に行つたときに、その人にこの海のあれを撮ってもらおうというような多少の余裕を持ちながらやるという形で、それは時間とともにコストも少しは安くなるのかなという、そういうような集め方で、しかしルーズに緩んでいいというものではないと思ひます。そういうような形でやつていけば、多少ともよいものがたくさん安くコストで集められるのじゃないかなと思ひます。

そういうもので集めました話を、物をだれが利用するの点では、先ほど来私お話を申し上げておりますが、要するに、これを使って番組をつくらうとする人、その番組は、必ずしもそれで放送会社のようにやって商売にしようというばかりではないと思ひます。

何かのグループがある種のストーリーをつくらうというときに、あそこへ行ってあの素材をとってきて、これを使ってつくらうということもあり得ると思ひます。その辺はまだ我々の世界に見えてないところがございますが、いわばマルチメ

ディアの世界の中で、自分の番組をつくるというのが世の中に出てくることが多いと思ひますが、そういう人たちが素材提供の機会もあるといふふうに考えますので、業として行つ種類の人たち以外、いわば趣味でやると申しましようか、楽しみでやるといふか、自分たちの同窓的な仲間やるとか、親睦仲間やるといふような人たちがこれを使ってくれるのではないかなと思ひたりするところでございします。

○横光委員 本事業に対する予算措置については、先ほど御説明がございました。産投から四億円、そして民間企業等から八億円。これが資本金になるといふこと。それ以外に無利子融資五億円、財投三億円ですね。こういう形でスタートするわけですね。

産投あるいは開銀等からのあれは問題ないといふたしまして、民間企業、この八億円というのが先ほどから御質問されておりましたが、第三セクターという形でやられるといふことで、東京都の参入はもう決定しているわけでしょうか。

○江川政府委員 まだ第三セクターと決まつたわけではございませんが、東京都が出資してもらいますと、そういう方向になってくると思ひます。ところで東京都は、平成六年度の予算に計上しております。六千五百万円ほど出資の形で計上してございします。訂正させていただきます。六千五百万円と申しましたが、六千万でございします。

○横光委員 ここに電波タイムズという新聞があるのですが、ここに書かれているのに、「民間企業等の分野にNHK、民放、メーカーなどが八億円を出資して同事業を打ち上げる」とことといふふやうな記事があるのですが、NHK、民放等の参入といふか出資といふか、そういうことは話し合われたんではないか。

○江川政府委員 まだNHKが出資すると決めたわけではございません。民放もNHKも含めまして、この法律をつくること、この事業をやろうといふことにつきましては話し合っているところでございまして、今後とも話し合いを継続してい

たいと思っております。

○横光委員 私はちよつと心配なのは、NHKあるいは民放キー局というのは、長い間番組を制作してきて、非常に多量な番組素材をストックしているわけですね。そして実際、この民放キー局あるいはNHK等が今度の事業と同じようなことをやっているかやらないか、お聞かせください。

○江川政府委員 NHKや民放のキー局がいろいろと過去に放送した番組などを保管して、ストックしておるということはそのとおりでございますが、再利用につきましては、いわば副業的にやっていると承知しております。

○横光委員 副業的と申しましても、いわゆる一つのビジネスになつていふといふことでしよう。そうしますと、同業種みたいなものがスタートするわけですね。

素材をデータベース化しておくわけですけれども、放送事業者、いわゆるNHK、民放あるいはほかの地方自治体とか、いろいろなデータを持っている人たちが、素材を持って人たちがこの素材情報を登録する義務、これはどうなつていふんでしようか。

○江川政府委員 そういう義務は、民放、NHK含めましてございません。

○横光委員 これは義務がないわけですね。としますと、多量に持っている民放、NHKは、そしてビジネス的に副次収入としてやっていると現状から見ますと、今度の事業に素材を非常に多量に持っている分野がまず素材を提供してくれないという危機感はないと思ひますか。

○江川政府委員 この会社、これによつてでき上がりま事業は、一本の頭からしつぽまで完成した番組をばらばらととるというところが必ずしも最大の目的ではないと思ひます。言つてみれば、それを使って次のものをつくるための素材でございしますから、そういう完成品もございしますし、そうでないものもあるといふことでございします。それで、完成品を集める、それで単に提供する

ということになりますと、確かに先生おっしゃいますように、ちょっと警戒してしまおうところがあるのかもしれませんが、もう一つの事業はここでやりますが、その種のもの、ああTBSに行くところとありますが、NHKに行くところとあります、こういう情報提供ができて、欲しい人とTBSを結びつけることができる。そういう意味において、むしろ手前勝手な言い方かもしれませんが、そういうものの流通の手助けになることも十分あるぞと考えているところでございます。

○横光委員 確かに、今おっしゃいましたように、素材の取引のあつせんあるいは情報の提供等の分野でも協力体制といいますが、私はやはりここは、本事業と各局、NHKとの協力体制は私はぜひとも必要であらうと考えております。

映像あるいは放送番組は権利の集まりのようなものですね。集めた方がいいが使えないでは困るという状態が起きないためには、やはり一番問題になるのが著作権の問題であらう。この著作権あるいは肖像権といいますが、この問題について、ノウハウあるいは人材、そういったものを含めて、著作権の処理についてはどのようにお考えなのか。

○江川政府委員 先生本当に御案内のとおりでございます。結局は著作権をどう処理できるかというものが、集められる、られないの分かれ道になるかと思ひます。この問題の難しさというのは申し上げようもないくらいだと思います。

特に、横浜でやっておるライブラリーの場合には見せるだけでございますから、非常に単純なところと語弊がありますけれども、ある部分の著作権だけで済むわけでございますが、これはさらにそれを使って次の番組をつくる、つくってもいいぞという話でございますから、言ってみれば複製権が入り、翻案権が入り、放送権が入り、有線送信権とかいろいろなものが入ってきてやる。その意味では、著作権と一言で申しましてはカバーする権利あるいは保障する部分というのは大変大きなことになってくる、非常によくわかります。

それで、我々も失礼しました。この我々というのは法律が予定する我々という意味で御理解いただきたいと思います。この法律に予定する会社の作業は、集めてくるに当たって、現所有者がやはり一括処理して、それをこちらで、それだけの間で処理したものを私たちが買い取る、受け取るという形でやっていくというのが一番いいんじゃないかな。この会社の人がそのソフトにまつわるあまたの権利者にこうやってやっていただいてもできないことだと思ひます。そういう意味では、相手の当事者にいろいろやってもらうことが必要だな、そう考えているところでございます。

それにしても、何権、何権、何権、何権、いっばいありますものを少しは整理する、扱いやすくするということが必要だと思ひます。それは、この会社ができる相談ではなくて、ソフトにかかわる著作権を、いわんやマルチメディア時代になってまいりますと、もっと重要になりますから、それをどうするかというのはむしろ国が考えなければいけない話でございます。

そういう意味では、郵政省といいたしましても、マルチメディア時代におけるこういう著作権のあり方をどうするか、どういふふうな処理していったら一番いいのか、あるいは著作権をどう整理したらいいのかというところは、著作権を所管する文部省とも十分に意を通じながら、意見疎通をしながら研究を進めていかなければいけない話だ、そう考えておるところでございます。

○横光委員 この著作権の問題あるいは肖像権、こういふものというのは大変な手間と時間、というところは経費につながるのですね。私はこの経費、著作権のことに対しては膨大な出費が要るのじゃないかという思いがしているのです。

一つの例を挙げますと、例えばこういうときはどうされるのですか。これから昔の素材を集める、そうすると思ひ方からいろいろな素材が集まることあります。そうしますと、今ではもう撮影できない過去の、また戦後の貴重な映像があった。その貴重な映像に風景と同時に人物も

写っていた。人物の顔がはっきりわかるような映像もあった。しかし、物すごく大変な、貴重な映像である。そうした場合は、その人物はもういない。そうすると、その子孫々まで訪ねていって許諾権を得る、そういうことまで必要なのでしょいか、そういうことは必要じゃないのでしょうか。

○江川政府委員 大変難しい問題でございます。うちの専門家は、映像によりますけれども必要な場合も出てくるというふうな考えております。そうすると、やはり追いかけていくことになるのかもしれませんが、今ちょっと一概に全部が追いかけていけるというふうにお答えいたしかねます。難しい問題があるということで御了承いただきたいと思います。

○横光委員 放送のソフトは重要であるということも言うまでもありませんが、その一方で、ハード面での充実も図っていく必要があると思ひます。最新の技術開発の成果を国民に還元していく必要があるわけですね。

そういう意味で、放送技術の開発に郵政省はどのように取り組んでおられるのか、お聞かせ願えれば。

○江川政府委員 おっしゃいますように、ハードの充実も、我々は右手のソフト、左手のハードという意味でそれをやっているかなくないけないこととは明らかでございます。それで、ハードにつきましても、我々もいろいろやってまいりました。一つは、現在技術開発を進めているという部分で申し上げますと、現在のテレビジョンと両立性を保ちつつ画面をワイド化していく。今四対三を十六対九にするということで、横長でございます。ハイビジョンと同じ画面の大きさになります。こととか、画質をよくしていく、今の五百二十五本の中の話でございますが、ゴーストを取る、いろいろな、画面の好画質化というふうな簡単に申し上げますが、そういったものを図るという意味で、第二世代のEDTVという言葉を使っておりますが、エンハンスドテレビという

と、高度テレビと申しましようか、その実用化を平成七年に向かつてやろうというところで動いております。

それからもう一つは、これからマルチメディア時代になってまいりますと、どうしても避けて通れないのがデジタル化でございますので、放送のデジタル化というものにつきましても先々月研究会で報告をいただいたところではございますが、あわせて、ITU、国際電気通信連合でございますが、その標準化のタイムと合わせつつ、日本国のデジタル化の標準化も図っていくかなければいけないと考えているところで、これは一九九六年を目途にいろいろやろうとしているところでございます。

あわせて、放送の技術は、マルチメディアの中で放送がどうなっていくのか、デジタルでどうなっていくのかということ全体をひくくめた道筋とビジョンといったものを、懇談会というものを設けてまして、そこで御意見をいただきながらまとめたところとしていっているところでございます。

また、あわせて、うちの郵政省の研究所で技術開発のためにいろいろなシステムの調査、研究開発に予算をつけていろいろな研究をしているところなどがございます。細かく申し上げますから、以下はおかせていただきます。

○横光委員 放送は、国民生活に欠かせない基幹メディアとなつていくわけですね。技術開発の成果を生かして実用化されている各メディアについては、今後ともその振興を図っていく必要があるかと考えております。

放送の各メディアの振興について、郵政省としてはどのように取り組んでいくのか、郵政大臣の基本的なお考えをお聞かせください。

○日笠国務大臣 今江川局長から答弁したことと重複いたしますけれども、まさに放送は、先生も現場にいらしたように、災害のときの緊急の放送から、またスポーツ、ニュース、娯楽等、

非常に国民の生活に根差したものでございます。

また、放送産業というものは雇用の大きな創出の部分にもなっておりますし、今後のメディア振興策は積極的に推進していかなければならないと思っております。

時間がありませんが、具体的には、はしょって申し上げますが、CATVもまだ日本の国の五％程度の普及率である、アメリカが六、七割という中でまだ五％。しかし、これも今後大いに振興していくのではなからうか、またそれをしているかなきゃならないと思っておりますし、あとBSとかCSとかいう、いわゆる衛星通信、衛星放送を使っている振興も、いろいろな面で規制を緩和しながら、また法案もお願ひするようにしておりますけれども、振興していかなければならないと思っております。

ともあれ、郵政省、これから電気通信審議会にいただいた答申を、二十一世紀政策化へ向けて各省庁と協力いたしまして、その中核であるこの放送は通信との融合ということも考えられておりますし、皆様方に御支援、御協力をいただきながらきちんと政策を展開していきたい、かように考えておる次第でございます。

○横光委員 ソフト面が国が出資するというのは恐らく初めてじゃないかと思うので、歓迎すべきことだと思えます。本法案の成立と本事業の堅実な運営が図られますことをお願い申し上げます。

○高橋委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時十二分休憩

午後二時三十三分開議

○高橋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。矢島恒夫君。

○矢島委員 提案されております法案につきまして、私もなにより放送関係者からいろいろと話を

聞きました。事業者の方、あるいはそこで働いている方、労働組合の方。共通して出された問題として、この放送素材臨時措置法というものが、果たして事業はうまくいくだろうか、こういう懸念が大変あったわけですね。

その中でも特に、時間の関係もありますので幾つか申し上げますと、一つは、やはり放送素材というものを大量に、また質的にも量的にも多く持っているのはNHKと民放キー局だ。新しく設立されるこのセンターに素材が集まるだろうか。この点については、先ほど質問もございましたので、情報提供等、流通の手助けもするんだ、こういうお答えがあったわけですが、確かに現在、もう放送事業者にとりまして素材は既に商売の種になっている。江川局長も申されましたように、秒単位で、例えばスポーツ番組でドラマチックな決定的瞬間などというのは、百万から中には一千万する素材もある、こういう状況も聞いております。

そういう素材の利用というものが確かにますます拡大していく、これは御答弁のとおりだと思っておりますけれども、同時に、そういうことから考えると、自分が抱えている貴重な、また価値のある素材というのはなかなか手放すということが難しくなってくるんじゃないか。やはりこのセンターが有効に活用されるためには、素材をそれぞれ集めていく必要があるだろう。

当初、計画的には六千本で、そのうち五千本が収集で一千本が制作だ、こういうお答えを聞いたわけですが、確かに、放送事業者は素材の提供を義務づけるなどということは、これは放送法からいっても放送の自由からいっても無理な話でございますが、果たしてこの収集五千本、どういう見通しあるいは計画、そういうものをお持ちなのか。

同時に、懸念のもう一つが、五年間は赤字だけれども六年後には何とか黒字に転換するのだ、これも甘いのではないかと私は思うわけですが、これも、その辺について。

なお、私の持ち時間非常に短いので、簡潔にひとつ。

○江川政府委員 六千本の、制作千本、収集五千本はどういう見通しなのかということですが、とりあえず、この一年間こういう目標でやろうというところで、意外と多くの放送事業者の方々からいい情報をいただいたりしているところがございまして、頑張つて何とかやっていきたいと考えているところでございます。

○矢島委員 確かに、新幹線がばつと映るなどというものは、これはだれでもつくれるものであるし、撮れるものですね。そういうのばかりじゃなくて、やはり貴重なところを江川局長、先ほど午前中の答弁でも言われましたが、やはりそこが利用者を拡大するかどうかの一つの大きなめどになると思うんですね。そういう意味では、そういう状況に今あるこの放送業界の中にあって、ぜひ今答弁されたような方向で努力していただくということを積極的に進めていただきたい。

もう一つのこととして、やはり午前中の答弁にもありましたけれども、この事業を進める主要な対象というのは、番組制作会社とか地方の民放局あるいはCATV、こういうところだということですが、この事業者が本当に利用してもらえ、つまり、別の面からいえばこの事業が有効に機能するといえますか、そのためには、地方での番組制作とか地方からの情報発信、こういうものがもっと活発になっていくことがぜひ求められていくと思うんですね。東京への一極集中というところに止まらずには正されなければならぬ、このことはやはり情報の面でも言えるのではないかと。情報を発信するのは専ら東京からなんだという一極集中というものは正していかなきゃならないし、そのために地方の番組制作の能力を高めていくことが必要だと思っております。

○江川政府委員 おっしゃいますとおりでございます。今、中央でつくるところ、それから自分でする部分、それをちょっと数字的なことを簡単に

に申し上げさせていただきますと、昨年三月のある一週間をとった数字でございますが、在京キー局、東京の4、6、8、10、12ですが、そこでつくりますのが大体七三％ぐらい、それがそのネットワークで流れちゃる。それから準キー局、大阪にある五局でございますが、それが二九％ぐらい。あとローカルで一三％、ローカルというのはそれ以外のところということでございまして、そういう格差がございまして。

先生おっしゃいますように、地方からの発信をするというのは格差は正すためにも大変重要なことだ、そう考えておりますが、その手助けに本件が私たちがなり得るんじゃないかと考えるわけでございます。番組をつくる素材を入手する環境、条件を整えることによって地方の局の番組制作に役立たせることができるし、質の向上、能力の向上にも貢献するものと私たちは考えているところでございます。

○矢島委員 地方のそれぞれ番組制作会社や地方局等の制作に役立たせる。ただ、実際にいろいろな状況を見てみますと、これはぜひ役立たせてもらいたいんですが、ほかの面で、番組制作という面で支障があることが考えられる事態が地方局の中に起きていくことを幾つか挙げたいんです。

例えば全国四波化ということを進められて、そして八〇年代後半から次々と新しい民放局が誕生する、こうした中で新局は職員数が極端に少ないんです。番組制作会社の問題が午前中出されたのは、例えば職員数でちょっと当たってみました。既存局が大体百五十人前後のスタッフを持っておりまして、これに対して新しい局は六十人から八十人程度です。多くても百人にはならないですね。特に番組編成に当たるスタッフが少ない、ここが特徴なんです。そこで、この番組制作、もちろん素材を実際に使っていく部門、これについて比較してみました。具体的なテレビ局名はちょっと差し控えますけれども、ある県では現在二つの既存

局、これが制作スタッフは一方は六十人、もう一つの局が五十人です。ところが、この県に新しくできた二つの局は、アナウンサーを含めて、一つは十二人、一つは十四人という体制なんです。もちろんこういう方々はそれなりに少ない人数で地域で求められる情報を送り出そうと頑張っているわけですが、しかし余りにも少な過ぎるんじゃないか。この実態をどのようにお考えかということです。

○江川政府委員 大体、後からでじやります放送局が規模が小さくスリムになっていくという傾向があるのとは否めないと考えています。一つには、中継局といまして、同じ面を伝えるに当たっても局が少なくなりますが、それで、それだけの維持管理の必要もなくなることもあつたりして少ないということもありますが、先生の今頃に置いていられつる少なくなるという一面は、番組づくりの点で必要がなくなるからではないかという一面があらうかと思ひます。そういう一面も確かにございまして、そのことは必ずしも悪ばかりではございせん、つくり方に責任体制をきつちりしながら、なおかつ番組を外に出してつくる外注と申しましようか、そういう部分もこのごろふえてきているということもあります。そういうつくり方をよいか悪いかと単純に決めることはできないわけですが、少なくとも、外注してできたとしても、そのでじや上がつた品物に対する責任はきちつとその局にとつてあらうというか、見てもらふということだけは、管理体制だけはきちつとやつてもらつて、外注でやつていくのも合理的なスリム化の一つではないかと考えているところでございまして。

○矢島委員 外注の問題が出てきたのでお尋ねしたいんですけれども、地方の民放局の制作能力の問題で、これを強化していこうということに逆行をするのではないかとお尋ねするんですが、郵政省の、新時代における放送産業の在り方に関する懇談会というのが二月に中間取りまとめを出していると思ひます。そこでは、一県四波化

のためにいわゆるマスメディアの集中排除原則というのを排除して、例えば一社二波方式あるいは二県一放方式、こういうことを認める方向を打ち出した。つまり、このことは、先ほど中継局の問題が出ましたが、それから制作能力の問題で外注の問題が出ましたが、もう一つその中に重要なのは、東京からの電波を放射するだけ、自分のところで番組制作しない、こういう問題がこれまでもあつたわけですが、これまでもこういう放送局はあるわけですが、これに拍車をかける方向になるのではないかと問題。このことは、その放送局だけの問題じゃなくて、その地方全体の番組制作能力だとかあるいは情報発信能力が落ち込むことにつながっていくんだ、このことをどう考え、またこれについて考えていられつるのか、その点をお聞きいたします。

○江川政府委員 マスコミの集中排除を緩和するという考え及びその実行の根本にありましますのは、情報の格差是正ということが中心でございまして、端的に申し上げますと、あるところでは東京の番組の二つしか聞かれない、三つしか見れない、ところがよそへ行ったら四つ聞ける、ちゃんと聞ける、それでいいのですかというのが声としてあると思ひます。その場合に、二つしか見れない、三つしか見れないものをどういう手法で四つまで高めることができるかというのが最大のポイントでございまして、その意味でマスコミの集中排除といふのが情報格差是正との関係で出てきて、先生今おっしゃいましたように一県二波とか二県一放とかという手法を生み出しているわけではございまして、そのこと自体は情報格差是正のためでございまして、むしろ格差拡大ではなくて是正になるというふうにお考えでございまして。

プラスして、そのことが、例えば中央から情報が流れてきて、もう一つくらゐないからつくる能力が衰えてくるとか、そういうふうなあれではなくて、例えば新しく一局二波になりますと、もう一つプログラムが流れるわけではございまして、その地域としてはむしろ競争が激しくなることは言

うまでもありません。競争が激しくなるということはいいものをつくらなきゃならなくなる、そういうプラスの方向にむしるきいてまいりまして、つくる能力も高めたり、またそこに切磋琢磨しなければならぬというふうな考えでおります。

先生おっしゃられますようなマイナスの面があるのかもしれないが、むしろプラス面を強調して格差是正に努めてまいりたいというのがこの報告書の考え方でございます。

○矢島委員 例えは一社二波方式あるいは二県一放方式というふうなことにつきましても、制作能力を高めるといふことは、一つは制作スタッフの問題も含めて私お聞きしているわけですから、やはり先ほどの各放送局のそれぞれのスタッフ、特に放送番組スタッフの少ない問題、それがただ単に中継みないな形で東京からの電波をそのまま流して同じ画面があらち出てくるというのではなくて独自に制作する、そういう能力を強めることが必要だという意味で私質問してきたわけですが、今おっしゃられましたように、このことはかつて格差是正という面でも非常に有効なんだというこについて、時間がありませんので、私は一つだけ例を挙げたいんです。これはどういふふうにお考えかということです。

この中間取りまとめで打ち出している一社二波、一つの会社で二つの波を出すという、このモデルともいふような新局開設の計画が沖縄でありますね、今、来年十月に琉球朝日放送が開局する。そして、この放送局は既存の琉球放送と同じ社屋の中に同居する計画、事実上一社二波という方向で進められております。沖縄ではこれ以外にも来年秋に南西放送というのが開局を準備しております。

新しくできる琉球朝日放送の人員は大体六十人規模だと聞いております。その六十人のうち三十人は琉球放送からの出向だ。残りはどうするかと聞いたら、琉球放送とキー局であるテレビ朝日が共同出資するところの人材派遣会社から送り込む計画だ。それからもう一つ、沖縄には既存の沖縄

テレビというのがあります。これは新局開局によつて収入がずつと減ってくる、こういうことを理由に社員約一五％の削減、三十人になります。これを計画しています。二つの既存局ともに、片方は出向、片方はそのまま人員削減という形ですけれども、大体一五％程度の人員削減がされようとしているわけです。

ですから、郵政省が地域の情報は既存局に任せればいいのか、あるいはそちらが中心になればいいというように考えていると大変な間違いだ。結局、新しい局ができる中で、コマース収入というのが中心になるわけですが、これも、この問題あるいは県の経済力以上の開局ということ、既存局にも大きな影響が出てきている。これが沖縄がいい例として出てくるのではないかと。

新局の開局によつて地域のいわゆる情報発信能力が落ちていくという問題、あるいは地域に密着した情報は少なくなつてしまふのではないかと懸念、東京から発信される情報がそのまゝ出ていく、発射されるという一極集中化が進んでしまふのではないかと懸念、こういう問題があるんじゃないか。一極集中を促進してはならないんだと思ひますが、この点いかがでしょう。

○江川政府委員 今沖縄の例を先生お引きになりました。人間の数のことをいろいろおっしゃいます。私もその辺は聞いて大体承知しているところではございまして、おおむね、最近の局を新しくつくるに当たりましては、これまでの考え方の延長で人間の数を決めたり、局をつくらつたりということとはほとんどなくなつてきているのが本當だらうと思ひます。

一つには、技術革新がありまして、同じ番組をつくるのに少ない数でできるようになつたということ、それからやはり企業のスリム化というのもありましよう。そういうのでやろうとしているところではございまして、例えば東京都に今度第六局目の東京メトロポリタンテレビジョンができる予定で今動いておりますが、従来の考え方では、あれは五百人必要だと言われていました。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○高橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○高橋委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐田玄一郎君。

○佐田委員 自由民主党を代表いたしまして、本案について質問をさせていただきます。

まず、質問に先立ちまして、日笠郵政大臣におかれましては、郵政事業というものは、三事業はもちろんでありますけれども、二万四千という特定郵便局長も控え、そしてまた、今回の法案にもありますように通信基盤整備を拡充する、言いかえるならば非常に国民生活に密着した事業であり、そして省である。その省の長としてこれからも御尽力いただくことを心からお願いを申し上げます次第であります。

それでは、入らせていただきます。

私は思うのでありますけれども、明治の時代に初めて電話網を計画された方々が今の現在を見て、これだけあまねく電話回線が流布して、なおかつ通信網も整備をされつつある、こういうことを想像したかなというふうな、そんなような気持ちであるわけでございます。そういう先人たちのことを考えますと、まさに新しい時代を迎え、これからどういうふうなことをやっていかなくてはいいか、まさに暗黒模索の時代を迎えようとしているのじゃないか。アメリカにおいてはNII、そしてまた、最近ではGIA副大統領が世界に向けてGIIというところでグローバルネットワークもこれは提唱をされております。日本においてももちろんこれは基盤整備を、光ファイバー、そしてまた衛星関係の基盤整備を進めていかなければ

はいけないということ、もちろんこれは進んでおるわけでございます。

そういう中におきまして、今回の法案は、私は非常に重大な意味を持ってきておるのではないかと、かように思うわけでございます。この点につきまして、その背景であるとか、そしてまた趣旨、そしてこれからの及ぼす効果についての御説明をまず最初にお願いたしたいと思います。

○松野政府委員 国際衛星通信事業分野について、今回改正をお願いしているところでありますが、環境の変化が顕著に起きておるといふふうに把握しております。

従来、インテルサットが国際通信用の衛星につきまして独占的に提供してまいってきたわけでありましたが、一九九〇年前後からありますのが、このインテルサットとは別個の民間の通信衛星が登場してまいっております。特に欧米諸国におきまして、別個衛星を運営するものが直接国際通信サービスを提供することを認めてきているという事情が一つございます。

それから、インテルサット自体も別個衛星との調整手続を簡素化して別個衛星と共存していく姿勢を打ち出しているという点がもう一つの事情であります。

それからもう一つは、今度はユーザーサイドの背景であります。我が国の利用者からも、この国際的な映像情報の送信あるいは受信を行っている特に放送事業者でございますが、放送事業者の方々を中心に、小型地球局をみずから持ちまして通信が可能な別個衛星による国際通信を直接行いたいというニーズが顕在化してまいっております。

こういうことを背景に今回の制度改正をお願いしておるわけでありますが、これによりまして、今回の法改正は外資規制の緩和というサイドであります。この法律改正事項と時を同じくして国内衛星通信事業者が海外に進出できるように、それを促すような政策変更も行っております。これらを合わせて、この特徴を生かした、利用

者のために使い勝手のいい衛星通信サービス、それから衛星通信市場そのものの活性化といえます。特にアジア・太平洋地域は、諸外国から見てもこれから大変大きな意味を持つておるマーケットというふうに認識しておりますが、その面におきましておくれをとらないように日本としても対処してまいりたいということに期待しておるわけでございます。

○佐田委員 今の答弁にもございましたように、もうまさにグローバルな広がりを通信においても見せておるわけでございます。

実は私、一度香港に参りまして、香港でスターTVというテレビ会社があります。これはもちろん衛星を打ち上げて、アジアを中心に、通信ではなくてこれは放送でありますけれども、CSを使いまして放送を行っているという会社であるわけでありまして、これからの通信そして放送のあり方話を通じて、これからの通信そして放送のあり方というか、大変お若い社長さんでありましたけれどもなかなか見識のあるすばらしい方であるなと。

私も、そういう中におきまして、まさに日本がおくれているいけない、かようにも感じております。そしてまた、利用者の立場というものをしつかりと、これは法制度の整備にもかかわることでありまして、とにかくそういう覚悟をしなければいけないのではないか、かようにも感じておるわけであります。

実際問題として、今もう既にKDDであるとかITJ、IDCは、これは光ファイバーだけではなくて、先ほどお話に出ましたインテルサットによつて通信も行われている。そしてまた、なおかつ国内においては、まだ国内だけでありますけれども、JSAATであるとかSCC、こういう会社があるわけでありまして、今回の場合、国内について、この会社の資本配分というか、かなり厳しい状況じゃないかと。私は前、新聞等で読ましていただいたことがあるのでありますけれども、そういう経営状況、この辺の御説明と、どう

いう資本配分になっているのか、この辺をお聞きしたいと思っております。

○松野政府委員 先生のお尋ねは大きなあれであります。私の方で少し区切らせていただいて、個別に御説明申し上げたいと思っております。

JSAATとSCCの設備投資あるいは経費の関係であります。JSAATそれからSCCも平成元年から事業を開始いたしております。ちょうど現在で六年目を迎えたという段階でございます。これまでの累積投資額が、JSAATの場合約九百億円でありまして、それからSCCの場合は、これは途中打ち上げ失敗が影響しておると思いますが、約一千四百億円の累積投資であります。両者平均して一年間でどのくらいコストがかかっているかという点になりますと、両者とも約二百億円のコストが毎年かかるといふ状況であります。なお、平成五年度の決算見込みであります。JSAATの場合は経常損失として六億円、SCCの場合は経常損失として四十九億円を見込んでおりました。まだなかなか苦しい途中にあるということは言えようと思っております。

それから、先ほど資本の話がございましたが、このJSAATにつきましては、これはもう先生御案内のことかと存じますが、伊藤忠商事を筆頭株主といたしております。以下、三井物産、日商岩井、住友商事等の商事関係の会社が主な株主となっております。それから、SCCにつきましては、三菱商事が筆頭株主であります。以下、三菱電機、三菱重工等の三菱グループが株主として名前を連ねておられるという状況でございます。

○佐田委員 今お聞きいたしましたところですが、ほとんどこれは民間の方々が行われておる。しかしながら、これからの将来の通信基盤のことを考えますと、これはやらなくてはならない。この法案によつて、これが日本だけではなくて、これからの地域になるかわかりませんが、他国に對してもいろいろな事業展開をしていく、そういうことになるわけでありますけれども、この事業展開において、これはなかなか難し

い部分もあろうかと思えますけれども、この法案がもしも通った場合に、郵政省はこういう会社に対しましてどういうような支援をされるのか、するとしたら、どういうふうな形で支援をされるのか、お聞きしたいと思います。

○松野政府委員 先ほど申し上げました国内衛星通信事業者がこれからのような事業展開を考えているかという点から申し上げたいと存じますが、先ほどの二社は現在主として企業向けの映像伝送サービスでありますとか、あるいはVSAATといっておりますが、小型の地球局による多地点間の通信サービス等を提供しておりますわけであり、現在までのところ、トランスポンダーの利用率が約五六％という状況でございます。伸び悩みを見せているという評価が当たっていると思えます。

この原因はいろいろあるわけですが、もちろん最近の景気低迷の影響もございまして、それから国内に限ったということもあるかもしません。この点は今回の法改正にあわせて政策変更を考えておるところでございます。今回の国際分野への進出を認めることによりまして、大変これも競争が激しくなる分野でありますから、客観視するわけにもまいりませんが、今後、具体的な事業展開の上で、例えば近隣アジア諸国にある支店等との間も含めてグローバルな営業が期待できるのではないかと、いうふうなことが言えようかと思えます。

それから、この通信事業者等に対する支援につきましましては、これは第一種電気通信事業者でありますから、第一種電気通信事業者として、例えば税制上の支援でありますとか、それから金融支援としましては、例えば開銀融資等の面から他より有利な支援策をかねてから講じておりました、この点は事業者の申し出を待って措置する問題でありますけれども、今後、私どももよく留意してコミュニケーションといえますか、事業者の方の意向というものをくみ上げていきたいというふうに考えております。

○佐田委員 今お話がありましたように、なかなかみどころがないような部分もありまして、今もう既にやっております、先ほどのJSAATとかSCCもなかなかそのトランスポンダーが全部埋まるということがないようでありまして、五〇％ぐらい。出だしの新しい新規事業というのはなかなかこれは進まないというのが常道でありまして、その辺は郵政省の方でいたしまして、一つの最初の弾み車でありまして、ぜひとも御支援のほどをお願いを申し上げます。

それと、もう一つ。私はどうしてもこの辺がつかめないのではありませんけれども、これが大きくグローバルに世界に広がった場合に、もうちょっと具体的に、例えばこういう事業が世界にわたって、要するにこれは世界に電波を広げることによって非常にプラスになる、こういう事業の場合にはプラスになるのだという、そういう何かイメージという具体的な考えはありませんでしょうか。

○松野政府委員 どうしても事業者サイドの方から分析するのが一番先に来るわけですが、今までのインテルサット体制でございまして、これはもちろん古くからの伝統的な各国の中心的な国際通信事業者が集まってつくった国際機構でありますから、これらの事業者を通じてサービスを提供するわけでありまして、日本の場合は、これはKDDが代表的な会社であります。

ところが、今度の別個衛星といっていますのは、もう少し小回りのきくサービスを考えております。先ほどちょっと触れましたが、ある会社が直接東京の本社と海外の支店と通信する場合に、KDDを通さずに直接回線を、専用回線でありまして、映像であれデータであれ音声であれ伝送できる、伝えることができるというふうな面で非常に使い勝手がいい分野であらうと思いたしたがつて、今現在日本の市場にも参加したいと考えております外国の別個衛星の会社、ことしの六月に打ち上げ予定がありますが、アメリカの

PANAMSATという衛星がございます。これはアメリカの法人であります。それから先ほどお話をいたしました香港法人であります、例えばAPSTARというふうな法人、これらもやはりそれらの特徴を生かして日本と諸外国の通信というふうなものに入っていくというふうな意向を漏らしている。もちろん、日本の事業者もその辺を十分意識して、これからそれに対抗して競争を展開していくということにならうかと思えます。

まあ一概に、今の段階でこの別個衛星を中心にした市場というものがこれはどういうふうになるか、私数字を手元に今持っておりますけれども、インテルサットはインテルサットとして、今までどおり、これは広く世界じゅうをグローバルにネットワークしておりますので、これはもう大なる機能です。その大事な機能ですが、幸いインテルサット体制が非常に弾力的な配慮をし始めておりますので、この別個衛星がこれから世界の衛星通信の市場拡大をリードしていくのではないかと、いうふうに私は考えております。

○佐田委員 どうしてもこの法案ですと、要するに諸外国とのつながり、それから、これから事業展開をどういうふうにしていくのか、これはもちろんいろいろある問題であるとか、そしてまた、これからの経済展望の問題であるとか、いろいろあると思うのですけれども、私なんか考えますと、やはりつないだだけではなくて、これからいろいろとCATVの会社との提携の問題であるとか、そういうふうな形、私なんか、先ほど言いましたけれども、要するにスターTVも通信のためのCSを使っていますけれども、基本的にはやっているのは放送ですから、これもできないこととはないと私は思うのです。そういう中におきまして、これからは自由競争というわけではありませんで、そういう競争もぜひともふやしていっていただきたい、かように思っております。

そんなふうになってきますと、私も非常に考えるのですが、例えばインテルサットを使った今の

KDDとアメリカのAT&T、これはもうインテルサットでつながったり、そしてまた光ファイバーでつながっている。そしてまた向こうのアメリカの方では、これは先ほどの繰り返しになりますけれども、ゴアさんがもうNIIをかなり進めておられます。そして、日本もこの間の電気通信審議会ですらされました、二〇一〇年ということをやられていますけれども、この辺につきましても一緒に並行にこれをやっていくと、いろいろな情報網ができきて、その中でまた各国のCATVだとかいろいろなメディアを持たれた会社の方々が連携していく。こうなってくると非常に錯綜してくるのじゃないかなという気がするので。

例えば先ほどのKDDみたいな会社、非常に公的な通信機関が新たな別個衛星でやるということ、これは確かにはまらずいということ、今回の法案は言っておりますけれども、これはもちろんだと思っております。ただ、この別個衛星でどんどんふえていってこれらはどういうふうにならっていくのか、どこへ接続点ができたらどういうふうにならっていくのか。私もイメージだけではなかなかわかりませんが、これからそういう別個衛星を打ち上げられたり、光ファイバーが張りめぐらされたり、そうなるにつれてとくに業界同士が非常に競合する可能性が出てくると思うのです。この中において、郵政省としては交通整理みたいな形、こういうことをしていくのかどうか、これはまだ非常に先の話だとは思いますが、これはお聞きしたいと思います。

○五十嵐政府委員 今先生から御指摘のあった問題というのは、メディアの競合という面では、お互いにある意味で高度化を図りながら調和ある発展をしていくであらうし、またそうあってもいいというふうに私どもは考えているわけでありまして、

ところで、いわゆる情報通信基盤整備というような観点から考えてまいりますと、圧縮技術、デジタル技術の発展によりまして、飛躍的な広

帯域、そして双方向の通信がなされてくるという意味では、目に見えて始まっていることとしては通信と放送の融合、そういう時代に入っているという感じがします。そういう意味では、先生今御指摘のような、自分でそういうネットワークを整備して事業をやる人、あるいはその整備したネットワーク、それを使ってその機能の提供を受けて事業をやる人の競争のルールをどうするかとか、こういうことは今後の問題として大きな問題になってくるであらうというふうに思っております。

そういう意味では、私も先般五月の三十一日にいただきました答申の中にも、そういうルールのある方あるいは通信・放送融合制度のあり方、そういうことを総合的に検討していくべきという提言をいただいております。

一方、私も、この七月の八日から、いわゆるフアイバー・ツー・ザ・ホームというようなことで、関西文化学術研究都市におきまして、三百加入者を対象にしまして、いわゆる通信・放送融合の実験を始めます。これにつきましては、制度面、利用面、そういう課題が出てまいります。

そういうようなことにつきまして、私も、先般先生から御指摘のあったような事業者間の競争のルール、あるいは通信、今まで通信ですと、その持つものとしては通信の秘密というのが保護法益でした。放送でいいますと、ある意味でいうと表現の自由、一方では公序良俗性とか中立性とか、そういうものが融合したものとしてみえてくるようになったときにどういう方が適当であるかというように今に付きまして、総合的な観点から検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

当面のメディアの発展という意味からは、それぞれ無線の世界、衛星の世界あるいはケーブルの世界というの、それぞれニーズにおいて調和ある発展を遂げていくだろうというふうに思っておりますが、飛躍的な技術の革新に伴って現実のリアルビジネスの出現を見ながらルールの調整をしていく必要があるというふうに考えているところ

でございます。

○佐田委員 こういうことになりますと、やはりルールというものは大事で、今までは放送と通信というのには確実に分かれていたからこれはよかったわけでありましたけれども、これからそういうことで通信と放送というものが一体になってくる。それで双方向通信をやったり、そういうふうなことになるわけでありましたから、もちろん今までの既存の放送に関する法律、そしてまた通信に関する法律、こういうふうな総合的な法整備をぜひとも今から始めていただきたい、かように感じておるわけでありました。

ちょっと話はまた戻りますけれども、先般は日本が外国に対して出ていくというお話をさせていただきましたが、逆に外国の方から日本に要望があるというお話が先般ありましたけれども、具体的にそういう会社があるわけでありましたか。その会社と、それとその会社は日本に対してどういうふうな市場の開拓をねらっておられるのか、こういう、ちょっと抽象的ではありますが、御質問をさせていただきたい。

○松野政府委員 先般ちょっと抽象的に触れましたけれども、もう少し詳細に御説明申し上げたいと存じます。

このアジア・太平洋地域の主な別個衛星計画としまして、ことしの六月二十日打ち上げ予定のPANAMSAT衛星、これは米国人でござります。それからAPSTAR衛星、これは香港法人でござります。それからASIASAT二号衛星、これも香港法人であります。これらの衛星の計画がすぐ目前に迫っております。

このうち、PANAMSAT衛星につきましては、我が国の国際通信分野への参入を明確に要望してきております。先般、同社の社長が郵政省を訪問されておられる経緯もござります。また、APSTAR衛星であります。これらの香港法人の衛星も、アジアの最大のマーケットはやはり我が国でありますから、我が国を含めたアジア地域での事業展開を計画している由でございます。

それから、これらの外国事業者が具体的にどのようなマーケットを開拓しようとしているのかという点でございますが、別個衛星の特徴というのをかいつまんで申し上げますと、一定の地域をカバーするスポットビームというものをもちろん持っているわけでありまして、先般も申し上げましたとおり、利用者の宅内に小型の地球局、これはアンテナでありますけれども、小型のアンテナで通信をするのに適したサービスを提供するものがこの別個衛星計画の大半でございます。

この特徴を生かしまして、自分の会社から直接国際映像伝送を行おうとする、例えば先般の放送事業者、それから海外支店との間で直接データ伝送を行おうとする、特に国際企業、グローバルな企業などを中心に、市場開拓を事業者サイドから行おうとしておりますし、また実際にそういうニーズを、利用者サイドからも要望を私どもお伺いしているわけでありました。

その辺をめぐって恐らく、国内事業者、それから先般の国内衛星通信事業者、それから外国の別個衛星事業者ともども、これから競争がより深まっていくというふうに認識いたしております。

○佐田委員 今お聞きしております、本場にこれは多メディアという、マルチメディアという、これから別個衛星が打ち上げられ、そしてまた光ファイバーが張りめぐらされる、そういうことを想像しますと、これは大変なことになってきたんだな。そういう中におきまして、我々一番大事なものは、何といっても受信者の皆さんの利便性を高めるということであって、決して御迷惑をかけないようにしていく、私はこういうことが一番大事であり、そういうところのルールづくりというのにはぜひとも郵政省の皆さんにも、もちろん我々もいろいろ考えていきたいわけでありまして、けれども、お願いを申し上げる次第であります。

そうなりますと、これからどんどん、例えばアメリカや香港の企業が日本に進出してくる。私はそのことを考えたときに、先般の例のモト

ローラの関係の話がちょっと浮かびまして、あのときはたしか、これは事業者間の話し合いというふうなことを言われたわけでありましたけれども、結局あれは包括協議の中で言われ、そしてまた日本の方に、正直言って圧力的に百五十四の中継基地と、端末二十数万でした、あの辺につきまして郵政省としては、今度IDOが開業銀行の方から低利融資されて百五十四の中継基地をつくっていくというものでありますけれども、これはどういうふうな状況になっておるのでしょうか。

○松野政府委員 これも最初の経緯から説明すると長くなりますので、少し要点だけ申し上げます。今回、好むと好まざるとにかかわらず、一応アメリカの政府がこれを取り上げて摩擦的な扱いになってきたわけでありました。

そこで、日本政府の基本的な姿勢は、具体的な基地局の設置あるいはチャネル数等につきましてはすぐれてこれは会社の問題であるということ、最初から最後まで会社間でまず話し合うことが先決であり、まず両国政府とも会社間の交渉を促進しよう、これは途中でレターも出してありますが、これははっきり申し上げられると思っております。

途中経過で、実は先生先ほどおっしゃいましたように、二十二・五万台という数字だったと思いますが、これは会社同士の話し合いでありますけれども、中々出てまいりました。これはもちろん日本IDOは断りました。これが実は、端末がしも四月一日から自由化されるわけですから、端末を二十二・五万台という、およそ収容可能数の半分ぐらいを、端末を買いなさいということ、は、市場、マーケットに対してそれだけ獲得の予測といえますか、数値目標的な数字です。これは会社もきちっとお断りして、端末の関係につきましては一切、最終的には会社間の合意に入っております。それを見たと、日本政府として何がなし得るか、例えば周波数を、IDOに渡しております

周波数のうち、中でやりくりしまして、新しい周波数は一切出しておれません。一・五メガ移します。これは郵政省絡みます。それから、今先生おっしゃった融資関係、開銀融資をこの会社は何年間か今まで続けてきております。これについて私どもは推薦する立場にありますので、これをどうするとかというふうな問題も含めて、政府としてコミットできる範囲についてコミットしたというのが実情であります。

しかし、結果的にいろいろな報道等を通じて、大変御心配をいただきまして、各方面からいろいろなアドバイスもいただき、大変私共がたいと思っておりますし、また一面、恐縮もいたしておるところであります。

ごくごく要点であります、以上であります。

○佐田委員 二十二万五千台 大変な数であります。政府調達という意味においてはどうかなのかというふうな気もするわけがあります。当時は私も、何で政府は「モトローラ」という企業の、変な言い方ですけれども、営業活動までやるんだらう、そんなような変な考えも持ったわけがありますけれども、逆に考えますと、それだけ今アメリカが、要するに貿易の赤字が、大まかでありまされども千二百億ドル、その半分近くを日本が背負っているというのを考えた場合に、とにかく、余りやぶ蛇ということはないですけれども、できるだけ余り圧力のかからないように、そして仲よくして、円高なんかにならないようにやっていかなくちゃいけないんじゃないか。その意味においてはなかなか郵政省は大人の判断をさせていただいたんじゃないか、私はかようにも思っております。

やはり、こういう国と国との相互間において一番大事なのは、先ほども申し上げましたように、国民が不利益をこうむらないようにしていく、こういうことが私は大事だと思ふんです。そういうことを考えますと、今回の農産物の自由化だとかいろいろありましたけれども、そういうものとは全く意味合いが違う、私はそういうふうに感じて

おるわけがあります。

そういう中におきまして、今圧力という言葉が出ましたけれども、これからまた外国からどんな衛星事業者が日本に入ってくる。その中において、もう入ってくるだけじゃなくて、やはりこの中で、日本のいろいろなメディアの会社と連携をして、CATVだとかいろいろな教育関係の会社と提携をしてやっていくんじゃないかと思うのでありますけれども、モトローラじゃありませんけれども、なかなか日本に入れない、そういうことによつてまたアメリカの方から何らかの圧力がかかってくるんじゃないか、その辺も私危惧しておりますので、郵政省はどういうふうなふうな考えをお持ちなんでしょうか。

○松野政府委員 先ほどの話と関連いたしますけれども、もちろん我が国の市場に参入してくる外国の衛星通信事業者がどのぐらい利用者を獲得するかというところは、純然たるこれはビジネスマターでございまして、行政が関与する余地のないものであります。

こうした点につきましては、我が国の市場に、先ほど一部、私外国の法人の名前を挙げましたけれども、これらの外国事業者等にきちんとやはりあらかじめ説明をしたい、説明する場を設けたいというふうなことを考えております。誤解やトラブルが生じないように十分配慮してまいりたいと思っております。法律の中で、営業所の設置ということも利用者の保護という観点から設けておりますが、やはりその辺の意思疎通に欠けることのないように、これは私も重々心得てまいりたいというふうに考えております。

○佐田委員 今も答弁にありましたように、これから本当に自由化、衛星事業においても自由化が、競争が行われるわけでありまして、健全な競争が行われるように、よくその辺の調整もお願いを申し上げる次第であります。もうだんだん時間がなくなつてまいりましたけれども、ちょっとこの法案からは離れるのでありますけれども、やはり通信基盤整備ということをや

考えますと、何といつてもこれは光ファイバーが非常に大事になってくると思うんです。先般も電気通信審議会によつて答申も出されました。これを私読ませていただきました。国民に訴えるものですが、やはりもうちょっとわかりやすい方がいいんじゃないかな、そういうふうにも感じたわけでありまして。

例えば、「極集中の是正」であるとか、これがこつちの方にいきますと、「地方における就業機会の確保」だとか、こういうことを言っておるわけでありまして、通信基盤によつて雇用も促進されると同時に、もっとやはり文化であるとか医療、そしていろいろなファッションであるとか、そういうものが、簡単に言えば、私は群馬県でありますから、群馬県にいても東京と同じような医療、そういうものが受けられる、だから要するに自分のふるさとを愛して、そして多様な分散型が推し進められるんだ、こういうことを説明しないと、なかなかわかりづらいんですね。

ぜひともそういうふうなPR、この必要性、これから大変な額の設備投資が必要なのでありますから、国民にわかりやすく訴えていただきたい、かように思っております。

○日笠国務大臣 貴重な御提言をいただきまして感謝を申し上げます。

私たちが、五月三十一日いただいたばかりでございますけれども、この答申を踏まえまして、マルチメディア時代にはどうなるのかという、二十世紀を展望したビデオをできればつくりました、公共の施設であるとか学校であるとか、また事業者の方も踏まえて、国民幅広く皆様方に御紹介できるようにビデオをつくりたい。まだ、いつかは今検討しておりますけれども、先生の御意見を踏まえてそういう方向で積極的にやらせていただく、かように考えております。

○佐田委員 わざわざ大臣の温かいお言葉、ありがとうございます。やはりわかりやすく、そして国民に御理解をい

ただ、これが民主主義の原点でありますから、ぜひともその辺のことをよろしくお願い申し上げます。だんだんもう時間もなくなつてまいりましたけれども、先般の質問でも私出させていたいただいたのでありますけれども、今の光ファイバーの敷設をしているのは、実際、実質的にはどこがやっているかということになると、やはりNTTであり、そして各地の電力会社。この電力会社の場合は、いろいろデータの交換であるとかこういうことですから、自分の会社のことをやっておる。しかしながら、これからあまねく、とにかく二〇一〇年までに各家庭までこれを持っていって、これを先頭切つてやっておるのは、何といつてもNTTが先頭立って光ファイバーの基盤整備を進めているんだと私は思つておるのでありますけれども、これは間違ひはないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○五十嵐政府委員 ただいまお話ししましたように、NTTは日本の基幹的通信事業者でありますと同時に、現実的な問題としては、各加入者一軒一軒まで加入者網としてネットワークを構築しているのはNTTだけでございます。そういう意味では、NTTの情報通信基盤整備に当たつての持つ役割は極めて重いというふうに思っております。

かねてから、NTTは一九八九年あるいは九〇年ごろにVIAアンドPという構想を出しております。ビジネス・アル・インテリジェント・アンド・パーソナル・コミュニケーション・サービス、こういつておりました、ファイバー・ツリー・ザ・ホーム、各加入者に全部光ファイバーを引いていくという構想が基本になっておりました。そういう意味ではNTT自身もそういう構想を持ちつつありまして、現実には日本に各家庭まで加入者網が入っているというのはNTTだけでございます。

なお、つけ加えて申し上げますと、NTTの場合は、いわゆる旧来の電報電話局というところま

で、そういう意味では中継系には大体光ファイバーが張りめぐらされている。問題は、そこから先の各加入者、五千八百万加入、そこをどう高度化、光ファイバー化していくかというのが現在ポイントになってきているということでございます。NTTの役割は極めて重いという先生の御指摘は、おっしゃるとおりでございます。

○佐田委員 今言われたとおりでありまして、本当にNTTも大変な、先頭に立って光ファイバー網を張りめぐらしている。そういう中におきまして、私はこれは当然のことだと思ふんですけれども、電気通信審議会においては、二〇一〇年までに各家庭にやる。NTTの方ではたしか二〇一五年です。この辺の食い違いというのは、やはり今進捗状況であるとか、そういういろんなことでやっているんだと思ふんです。それと同時に、アメリカのゴア副大統領の場合は、当初は、たしかあれは二〇一五年でしたか、しかしながら今のところ、だんだんトーンダウンしてまいりまして、二〇〇〇年に公共施設であるとかそういうところの通信をやっていく。そういうことも踏まえて、やはり早目、早目ということ、ぜひとも推進をしていただきたい。

今NTTのお話で出たのでありますけれども、現実的にこれは本当に、この間私もラジオで聞いておりましたら、これは線の引き方によって、例えば埋設をしたり、キャブを使ったり、共同溝を使ったりするかどうか、または電柱にかけるかどうか、そしてまたは線の実質的な引き方、一本を中心にして持っていく各家庭にやるやり方であるとか、枝でやるやり方、こういうことによって、要するに線と、あとその附属の機械関係だけで四十三兆とか、そしてまたは、引き方によっては三十三兆ぐらいまでいくんじゃないとか、それでまたは、これは埋設する場合は四十兆くらいかかるとか、いろいろ言われておるわけでありまして、けれども、相当の設備投資がかかるわけでありまして、一方、NTTの状況なんでありまして、これは私もこの間びっくりしたのであります。これは平

成六年三月期の決算短信でありますけれども、売り上げは変わりないのです。五兆八千億ぐらい。ところが経常利益は五六%ダウン。前期は二九・五%ダウン。今期はそのまた五六%ダウン。なおかつ重要なのは、当期利益でありますけれども、当期利益が七四・五%ダウン。これは非常に厳しい状況なんではないか。

このような状況で、たしかNTTの場合は四十五兆の経費がかかるのではないかと、二〇一五年までに、そのためには、二十二年という一つのスパンの中で年間二兆円ぐらいの設備投資が毎年必要じゃないかと試算しておるわけでありまして、けれども、当期利益がこれで、今までの未処分利益で繰り越しがあるとしても、これから果たして二兆円ずつ毎年、要するに設備投資に回していけるのかどうか。この辺、いかがでしょうか。

○松野政府委員 平成五年度の決算、平成五年度ではないですか。(佐田委員「ああそうですか」と呼ぶ)平成五年度の決算、平成六年三月の時点です。

見込み数字は、先生おっしゃるような傾向であります。経常利益で約一千億強の経常利益である。一方、株式の一割配当に必要な経常利益、そののみで計算した場合、約一千七百億必要であるということもあるのですが、その決算内容を見ますと、やはりだんだんと経常利益というものが薄くなりつつある。

一つには、昨年の秋に市外通話料金を大幅に値下げいたしました。年間、平年度ベースで約二千七百億円に相当する値下げを先行してやっています。点がじわじわときいてきておりますので、それも一つの要素にはあらうかと思っております。

そういうふうな状況であります。先生ただいまおっしゃった設備投資との関係でありますけれども、設備投資は、恐らく今のNTTは、一切合財で年間約一兆九千億弱と申し上げた数字が正しいのです。ただし、これには今言ったデジタル化とか光ファイバーだけでなく建物一切含財含んでおりますから、すべてが今後の新しいインフ

ラ整備というわけでもないのですが、大変規模の大きい設備投資を毎年行つてきております。

私は、当面この設備投資計画には大きな支障は生じないであらう。なぜかといいますと、今デジタル化を交換機等も含めて進めてきておりますけれども、徐々に計画が終わりに近づいてきておりまして、いよいよこれから新しいインフラ整備にどういうふうに取り組んでいくか、具体化を図る時期に今来ておるわけでありまして、

ではありますけれども、経常利益が一億強強ではありますけれども、日常の経営にとって大変苦しい場面が想定されますので、そこで基本料を中心とした金の値上げ申請を私どもの方に提出してまいりたのではないかと。今、審議中ではありますけれども、そういう背景があるのかなというふうに認識いたしております。

○五十嵐政府委員 先生から御指摘のありました中で、今後のいわゆるNTTの情報通信基盤整備に向かつてどういう形で取り組んでいくかということですが、確かにNTT自身は、VIAアンドPという構想を持ちました。昨年ぐらいいまでは二〇一五年というところでのネットワークの構築ということを考えていたと思っております。

今回、こういう審議会の一年二カ月に及ぶ検討の中で、私もNTTとのすり合わせもやってまいっております。率直に申し上げまして、まだNTTから正式な表明を世の中には言っていないというのが現状であります。その辺のところもすり合わせつつやっております。二〇一〇年というところを考えているわけでございます。

そして、先生のお話のありましたネットワーク、特に加入者網の引き方ということで、三十三兆円とか五十三兆円というお話がございました。これはネットワーク、加入者網の引き方という部分ですが、その加入者網のネットワークだけを考えますと、NTTの見積もりで最低十六兆円かかるであらうというふうに考えているところでございます。

で二〇一〇年と考えると、これから大体十六年でございまして、一年最低一兆円というものが平均した必要投資額ということになってまいりますが、当初は先行整備期間でありますので、投資に対して収入が見合わない、簡単に言いますと需要がまだ起きていない期間ということで、先行的な投資に入っていくということが実態的になってくるのではないかと。そういう段階におきましては、一兆円という規模をもっと下回ります。当初のうちには例えば五千億とかそういうような下回った額で、平均すると一兆円、後半にいくとどんどんその金額は上がってくる、需要が出てまいります。投資に対して見合ってくるということ。問題は、その投資に対して見合わない期間をどうするか。そういうことで国の役割というのがあるのではないかと。そういうことでございまして、答申に今私どもがいたしている中では、二〇〇〇年までの間はそういう投資に見合う収入を確保するということは非常に期待できないというふうなことで、NTTを含む民間事業者に対して、投資を促進するために負担の軽減を図るようなことを考える必要がある。そういう意味では、例えば無利子融資等の、金利負担の軽減を図るというような融資制度を創設することはどうかというふうな提言もいただいております。

それからもう一つ、税制という観点からいいますと、新世代通信網促進税制という中では、幹線部分の光ファイバーは対象になっておりますが、加入者網は対象になっておりません。こういうことにつきましても拡充の提言をいただいております。

そういう意味で、私も、NTTを含むこういう事業者の特に先行部分、投資に対して収入が必ずしも上がらない、需要が立ち上がらない時期における負担を緩和するための措置、こういうことにつきましても財政当局と積極的に検討し、これについて働きかけをやってまいりたい。そういう意味で、答申の具体化に向けて進んでまいりたいというふうに考えております。

○佐田委員　今、そういうふうなお話があったわけでありますけれども、とにかく前回のときに私も質問させていただき、その中で、N T T に対してはとにかく低利融資の問題であるとか税制面の優遇措置であるとか考えていくという話なのでありますけれども、これは非常に急なわけですね、七十何%ダウンとかこういうふうな状況であり、なおかつ、御存じのとおりもう相当なリストラをやっている。今まで、民営になったときに三十一万四千人あった従業員を平成八年までには二十万に減らす計画になっている。そういうことも進めておって、なおかつ市外電話も競争で大変ななっている。

そして、先ほどもお話ございましたけれども、公衆電話については値上げをさせていただきました。とにかく今のこういうふうな経済の中で公共料金を値上げするということとは、もちろんこれは厳に慎まなくちゃいかぬと私も思っております。しかしながら、やはりこれから我々の子供、孫に対する一つの財産でありますから、そういう意味におきましては、先ほどの答申ではありませぬけれども国民によく理解していただいて、これは絶対に必要なんだ、そういうふうな形でこれからもお考えを願いたい。

私はききょうびつくりしたんでありますけれども、大蔵省の方から、例の二〇〇〇年の我が国財政の展望ということで、これは消費税アップのことを言っておったわけでありすけれども、やはりこれは非常に大事なことでありますから、所得税を上げるための布石にならないように、公共料金を凍結をしたことが、要するにこれは電話料金です、これを上げないということが、うがった考え方でありすけれども、そういうふうにならないうちにぜひともお願いをしたい。やはりやらないうてはいけないことはやっといかなくちいけないうて、かように感じておるわけでございます。

それでは、長くなりまして、終わります。

○高橋委員長 次に、荒井広幸君。

○荒井(広)委員 自由民主党の荒井広幸でございます。

佐田委員と重複しないように二人で打ち合わせをいたしましたので、法案についての質問等に入らせていただきたいと思います。

先ほどからお話がありましたけれども、いろいろと今回の法改正についての趣旨のお話があったわけでございます。私は、今回なぜ衛星通信制度の改正で公衆網との接続を制限したのか、この点についてお伺いをしたいわけでございます。

サービス(難問)は、公衆網との接続のない形態で、の国際線専用にするんだ、こういうものに限定した。これは先ほど御説明があったインターネットサットとの絡みかなと思いますが、この点の御説明を、ちょうだいいたします。

○松野政府委員 御指摘のように、第一の絡みはインテルサットとの関係であります。

インターネットの趣旨というのは、世界のいかなる国も無差別に利用できる唯一のグローバルシステムとして、途上国等も含めまして世界全体の国際通信の発展に貢献するというところでございます。したがって、このインターネットへ悪影響を与えないようにするという趣旨は今でも生かされておるのですが、ただし、従来のようにこれがが

んじがらめでなくて、大変弾力的になってきつつあるという点が昨今の情勢であるということを先ほども御答弁申し上げたところであります。したたがいがいまして、諸外国でもその関係で公衆網との接続を制限しているのが現実でございます。

それからもう一点は、実際に別個衛星が提供するサービスにつきましても、映像伝送とかVSA-T等の専用線サービスが中心となっております。これは、実際の動きとして専用線サービスが中心となっておりまして、公衆網との接続制限が事業者にとって大きな制約とはならないという現実問題としての背景が一つございます。

なお、この御指摘の問題でありますけれども、インテルサットも昨今、例えば小さな規模の電話網との接続等につきましては、やはり弾力的に考

えておるようであるわけであります。これは、それぞれの国によってそれに対する扱いが若干変わっておるのですが、いずれにしても国際的に流動的な要素もございます。

したがって、私どももいたしにしても、今後
は、一つにはこういう国際的な動向がどういふ
うにいくのか、諸外国の動き等もよく見ながら対
応してまいりたいということ、何はさておきま
しても事業者だとか利用者の方々のニーズがどう
いう方向にいくのかということも十分踏まえて、
これからこの問題の扱いについて検討してまいり
たいというふうに考えております。

○荒井(広)委員 そのように説明していただきますと非常にわかるのですけれども、せっかく郵政省として前向きに、規制緩和というような意味合いも含めてこのように対応していただいている。そしてまた、いろいろな意味でのニーズというの

があるわけですけれども、グローバルないわゆる映像伝送システムの構築に対するニーズというものに對して対応しているということなんですが、先ほどの佐田委員からもあったように、ややもすると中途半端にとられたりというようなことになるのは、一つはPRといいますが、そういうったこともあるんだらうと思うのですね。そういうったこ

○松野政府委員　せっかくのお尋ねでありますので、
諸外国でもということですが、当然アメリカもそのように限定、制限をしている、こういうことでございますね。

で、二三の国について現状を申し上げます。
公衆網との接続制限の状況ということでありますが、米国の場合、接続はやはり制限されております。ただ、百回線以下はA T T等の通信事業者經由であれば可能であるという措置をとつてゐる。

それから英国の場合は、個別免許によってデータ送信等につきましては可能になっておりますけれども、ただし、音声の場合の専用線と公衆網との接続は禁止されている。

それからフランスですが、これは限定的な利用者グループ内に限って可能である。

ドイツも、接続は原則制限されている。ただし、旧東ドイツとの関係につきましては、相互間で別の、何といえますか例外措置を講じている。こんな実態にございまして、先ほど私が申し上げたような状況に諸外国、主要国はあるようであるという実態でございます。

○荒井(公)委員　その諸外国の例で、例えばアメリカは百回線以下とかということを含めての弾力的なというような、状況を踏まえてという御発言だったと思うわけです。そういう方向で郵政省として取り組んでいただくということは非常にありがたいことでございまして、これからも規制緩和というようなもの、私はその規制緩和というのは非常に誤解があると思うのです。やはり場合によつては制限をしたり、義務づけめという状況もあるだろうと思いますし、また同時に、一般的に言われますようにいわゆる緩和ということももちろん重要だと思いますが、規制緩和というのはあくまでもスクラップ・アンド・ビルドであるといふような意味でのとらえ方を私たちはしていくべきであらう、このように考えているわけでございます。

相互乗り入れが非常にできるような状況がこうして一つ一つできるわけですが、先ほどグローバルな視点からというようなお話がございました。このようなこと言いますと、どうしても電通等の答申に触れざるを得ない問題でございます。この法案の趣旨もまたそういったものを体している、先駆けとしてやっていることだろうと思っております。

この法案関係資料を見ましても、電気通信事業法はどのような目的なんだ、こう見ますと、第一条で、「この法律は、電気通信事業の公共性にかんづいて、こうなっておるわけです。同時にまた、電波法でございますね、こちらでも目的、第一条で「この法律は、こうなっておりまして、「公共の福祉を増進することを目的とする。」すべてこのの福祉を増進することを目的とする。」すべてこのの

公共ということが、いわゆる郵政省の置かれて
る非常に重要なところなんです。言葉をか
りれば、我々の生活に非常に身近な省であ
るということであって、この点を私は
非常に重視をいたします。

この点を重視するというのはどういう点か
と申しますと、まずこの電通審の答申でござ
います。これを拝見させていただきますと、ま
ず「はじめ」に始まりまして、第一章から
各章で話がありまして、「資料編」というこ
とで終わります。その「はじめ」というのは
、言ってみれば総論といえますが、哲学に
も値するんだと思ふのですが、残念ながら
この部分に、公共的という意味でいいます
と社会福祉だろ、と私は思ふのです。社会
福祉を、心豊かな日本をつくるための一
つの手段として高度通信情報化を進めて
いくんだ、その基盤が光ファイバーなど
とあることではない、先ほどの佐田委員
からありましたように、なかなか理解され
ないんだ、こう私は思ふのです。

それで、第一章をとってまいりますと、「日本
が抱える諸課題」というところで、一番先
に「高齢化社会」と出てくるのです。せ
いかくそういうことで問題を解きほぐして
いるとするならば、この「はじめ」という
ところ、誤解するんじゃないかと思ふので
す。電通審が、哲学的な意味というところ
とちよと私もそこまでいっていませんが、
どういふような理念でこの答申をされた
のか。「はじめ」という意味で、私は豊
かな福祉国家をつくるための役割という
ことであらうと思ふのです。その点、御
説明をいただければ幸いです。

○五十嵐政府委員 先生御指摘のとおり、情報通
信基盤の高度化というのは、基本的には高
福祉低コストの社会をつくっていくという
のが大きなねらいだということはおし
やるとおりだろ、というふうに思つてお
ります。

それで、この答申について私も受けとめて
おります。第一章から七章にわたつてお
ります。

が、一章のところで何のために情報通信基
盤を整備をやるかということについて書
いているわけでございます。

その何のためにやるかということについて
は、日本の抱える諸問題を解決していく
ためにやるんだ、こう書いてございま
して、その一番目に国内的諸問題として
高齢化社会への対応、こういうふうにな
つております。そういう意味では、情報
通信基盤そのものが持つ性格といたしま
して高福祉低コストという役割を十分認
識した提言として私どもに与えられて
いるというふうにと受けております。

ところで、ページ数の多い「はじめ」とい
う一冊半ぐらいにわたつて書かれていま
す。ここについて見てまいりますと、い
わゆるこれまでの社会というのは、物、エ
ネルギーの大量消費を前提とする工業社
会、そういう意味では社会経済のシステ
ムをこれからの二十一世紀に向かつては
変えて、人間の知的活動が最も重要な
社会的経済的資源となる、こういう知
識的活動が非常に重要なものとなつて
付加価値のある生産活動を行い、豊
かな生活を実現していく、そういう観
点で知的社会の構築が必要であるとい
うようなことで、工業社会から知的社会
への今後予想される社会像について述
べているものというふうにと受けて
おります。

であります。先生御指摘のとおり、この答
申の基本的な流れは、繰り返して申し上げ
ますが、日本の抱える問題、ある意味で
これはまた国際的に抱える問題でもござ
います。高齢化にどう対応していくか
というところが大変大きなテーマにな
つております。一ページ、一章にそのこ
とが書かれておりますが、それ以降にわ
たりまして高齢者の社会参加あるいは
在宅老人コミュニケーションシステ
ムを通じた高齢者の介護支援、こうい
うことについても答申の中で具体的に
取り上げられて、そのための情報通信
基盤の整備が重要であるというふう
に指摘されております。そういった意
味では、私どもは社会の問題解決を

問題に限らず総合的にとらえている答
申というふうにと受けております。

そういう意味で、私もといたしまして
も、今後の政策展開に当たりまして、高
齢化社会への対応あるいは福祉問題の
解決といったことを情報通信基盤が
極めて有効であるということ認識
して政策の展開を図つてまいりたい
というふうにと考えております。

○荒井正委員 そのように御説明を
いただければ納得できる点もあるわけ
です。そこで、大臣に御質問をさ
せていただきたいと思ひます。

大臣の御活躍をお祈り申し上げる次第
でございます。大臣、今の私の趣旨で、
「はじめ」に「は」という部分なんです
。御説明をいただきますと、確かに豊
かな福祉国家というように言われて
いるんだ、そして第一章から諸問題
を解決するようにしよう、こういうこ
とを言つておられるわけですね。大臣、
いかがでしょうか。お聞きになつて
いて、「はじめ」には、少なくとも
豊かな福祉社会とか福祉国家という
ものを一行も触れられていないん
です。そういう言葉集じりな表現であ
るならば、今御説明をいただいた部
分なんです。

それで、大臣の所信表明の演説原稿で
ございすが、大臣やはりこう言つてお
られるんです。『高度情報化の進展と
著しい技術革新を背景として、新世
代の情報通信基盤の整備は、我が国
の持続的な経済発展、高齢化社会へ
の対応、首都圏への一極集中の是正、
地方分権の推進、環境保全などの諸
課題を解決するための決め手になる
と考えます。』いかがでしょうか。一
番先に来るのは、残念ながら「我が
国の持続的な経済発展」なんです。私
は、このところを取り違えますと、
実は今のマルチメディアという言葉
をかりれば、少し前に、真摯に反省
をいただいたこの電通審の中に言
葉があつたわけでございます。でも
、ニューメディアのときの残念な
がらなかなうまいかなかつた面が
ある、これが生かされてこ

いのじゃないかと思ふんです。産業の
発展である、百二十三兆、二百四十
兆の雇用だ、果たしてそういうところ
に力点を置いたやり方であれば、私
は、大変言ひに幅が広がりますが、
別な省でいいと思ふんです。

先ほど申し上げましたように、公共性
を持つている郵政にいろいろな形での
立場がつくられていく以上、身近な
ものを持つていくということなん
です。だとするならば、それは豊
かな福祉社会であるはずなんです。そ
れは非常に包括的な広い概念であ
りますから、一言という、あるいは
どういふものという難しいものがあ
りますが、そういう概念だ。しかし、
こちらで描いているものは、どうも
経済社会システムの新しい構築であ
る。下手するとアメリカに追いつけ
追いつけの起こし方ではないん
だろうか、こういうところ、私は
非常に心配に思ふわけでございます。
この点、大臣から御答弁、御感想
を伺います。

○日笠国務大臣 先生の二十一世紀
に対する基本的な理念というものが
大変力強い披露をお聞きいたしま
して、私も今まで生活者優先の政治
であるとか消費者側に立つ政治であ
るか、こういうことを言つてきた手
前、もし誤解を先生にお与えする
ことになつたのであれば、おわび
しなければならぬと思つてお
ります。

この所信表明でございますが、冒頭
の方には四行目から「我が国は、い
よいよ迫りくる超高齢化社会を前に、
二十一世紀を展望し、より豊かで
安心できる社会の構築を目指し、」
というところで、冒頭、このことを
まず申し上げておるというふう
に私は理解をしております。また、
そのように表明をさせていただいた
ものと思つております。いづれに
いたしましても、今先生がおっしゃ
つたようなことは非常に重要なこ
とでございます。百二十三兆円の
新しい事業規模の分野が開けると
か二百四十兆円の雇用創出がある
とか、こういう数字だけが躍るよ
うなことではないけ

ません。実態が伴わなければならないわけでございます。今後とも政策を展開していく上で、特に福祉問題については、高齢者とかハンディキャップを持っている方々にとって快適で安心して住めるような生活環境、職場環境を実現していく上で情報通信の果たす役割は大きいと思っております。今後とも郵政省におきましては、高齢化社会における情報通信の在り方に関する調査研究会を今開催しておりますが、積極的に、先生がおっしゃったことを念頭に置いて取り組んでいきたい、かように決意をしておるところでございます。

○荒井(広)委員 意地悪いような質問でございますが、その点は申しわけないと思いますが、しかし、実は本当にこの点は重要な点だと思っております。こういう問題を解きほぐしていきまないと、先ほど質問があったように、財政的な裏づけどうするんだというときに非常に私は困難になってくると思うんです。福祉社会にどう貢献できるんだというものを、これが見えるような形で示したいなと思います、本当に必要な部分があるわけですね。この高度情報通信によって得るものがたくさんあるわけですね。しかし、そこまで行くまでに年をとって、言葉は悪いんですが病氣して亡くなっちゃうんじゃないかと、こんな不幸なことはないません。ですから、予算づけをする、国民的なコンセンサスをいただきながら国家的プロジェクトとしてやっていくんだというふうな意識込み、そしてそういうふうな形にするには、この点があまねく国民の皆様方に御理解いただく心算であらう、しんだらう、このように私は考えている次第でございます。

そして、どうしても私たちが議論をいたしますときに、光ファイバーをつくることですべてが終りみたいない取り違え、履き違えをするわけでありまして、御答弁にも多々ありましたように、ハードとソフトが車の両輪のごとく同時に発展、展開していったら、そして高度情報化が図られる、そして化が図られて完全に高度情報化社会になる

たときに福祉社会のある一翼を担っていく、福祉国家日本の一翼を担っていく、こういうことになっていくんだらうと私は考えています。その途中、あるいはそのプロセスの中の成果として雇用創出が生まれ、あるいはニュービジネスが創出されたり、そしてそのための規制緩和とかいろいろなことが行われていくことだろうと思うんです。そういうところも、どうしても新聞等を見ましても、もう活字として躍るのはそこに来る。経済が今低迷していますので、そこに非常な期待がある。そこにだけ非常に集中的な力点を置くということになると、私は、これだけいろいろな意味で福祉国家に貢献できる中身を持つた高度通信情報化のさまざまな施策が何の意味もなく履き違えられて終わってしまう、ここに大変危惧を持っているのでございます。

そして、その中で、それでは郵政省としてはどんな貢献ができるんだ、ここだと思っております。もう既に各省が、同じようなことと言っておしかりをいただきますが、同じようなことを言っておられるわけです。

それでは、それぞれの省が分担をしながら福祉国家のためにどう貢献するかというときの郵政省の役割は何なんだ、郵政省でなければできないもの、担えないものは何なんだ、こういうことではないかと、この質問は今回の法案等にはかかわりませんので改めて予算の機会に申し上げますけれども、郵便局だと思っております。全くこれに書いてないんです、電通審の答申の中には、郵便局をどう活用するなどというところは一言も書いてない。

しかも、郵便局というのは百年にわたる伝統の中で、いろいろ蓄積されたものの中で、地域の人々の顔もわかる、おじいちゃんまでわかる。さまざまなソフトの提供をしてきた。どうその地域にソフトとして提供——光ファイバーに乗せるものまである。しかも、今はあいつ運動だとか声かけ運動ということで、実際にお顔を見ながらいろいろな触れ合いをやっている。高度通信情報化がす

べてではありません。触れ合いがなければなりません。手が触れる、息遣いが聞こえる、汗をふく手ぬぐいを渡す、グートボールをみんなでもやる、そういうような一つの情報通信の基地としての郵便局の使い方、高度通信情報というハード、ソフトだけでなくて心というものを、そういうものを伝える郵便局というものを、これをどう生かしていくのかということがない、これを私は非常に残念に思っておりますので、その点をまた改めた機会に、郵政省の役割として、特に身近なものとして、公共性として郵便局をどうお考えになるのかということをお改め改める機会に御質問させていただきます。

そして、この答申の中で、私は国がみずからもっと積極的に関与すべきではないかと考えている次第でございます。二〇一〇年という目標を目標にされました。それをにらんでの今回の法改正だったとも思うんです。二〇一〇年というこの目標をつけたら、その理由というところがあるところがございます。その二〇一〇年の目標を設定した理由をお聞かせいただきます。お願いいたします。

○五十嵐政府委員 答申で、日本全体にいわゆる情報通信基盤が高度化される時期は二〇一〇年というふうに記載されております。二〇一〇年という時期を一つのターゲットにしております幾つかの理由がございます。うち最大の理由は、日本の総人口が二〇一〇年ごろ大体ピークに来る、一億三千万人、しかもそれから急速に高齢化が始まっていく、二〇一〇年ごろでいわれる六十五歳以上の高齢化率というのは二一％を超える状況になっているらう、現在一二％強というところがそのくらいになっているらうというふうに人口動態的にも予想されております。そういう意味では、それまでに日本の通信インフラを整備しておくべきではないかという考え方であらうと思っております。そしてまた、今回のこの答申をいただくに当たりまして、二回にわたりました全国の四百名程度の方々に直接インタビューを行わせていただきました。

した。その四月の段階におけるインタビュー、そういう中でも二〇一五年よりできるだけ早い時期に整備を進めることが重要であるという意見が大変多数を占めたところでございます。

それから、諸外国のこういう情報通信基盤整備についての取り組みを見ましても、だんだん前倒しになってくると申しますか、そういう取り組みでございます。

一つの例を申し上げますと、アメリカの情報通信基盤整備につきましては、ことしの一月、白書が出されている中で、二〇〇〇年には全国の学校、図書館、病院、これを情報通信基盤ネットワークで結んでいく、こういうことを宣言いたしております。あるいはシンガポールにおきましてはIT二〇〇〇という構想を出しております。これについても同じようなことで二〇〇〇年を一つの目途にする等々の動きがございます。

さらにまた、技術的な動向から見ましても、早期の整備が可能であると考えております。このころの時期になってまいりますと、需要も成熟期を迎えてくるであらう、投資と収入が見合ってくるというか、そういうことも予想されますので、この時期を大きな目標としたというふうに私どもは受けとめているところでございます。

○荒井(広)委員 私は、この二〇一〇年というのは本当に、今御説明にありましたように全く同感なんです。ですから、日本のそれだけの高齢化、二一・三％というのが厚生省の意見でしようけれども、同時に少子化もかなり進みます。そして、過疎化もいろいろな施策を講じているとやっても、もしかしたら歯止めがきかないんじゃないか。その一つの切り札として情報通信の高度化というのがあるわけですが、その目標を設定されたというところが重要で、そこが実は福祉なんです。前提が。ですから、話が冒頭に戻ってしまふわけなんです。先ほどのインターネットの話にしても、実は使用料金とか、同じサービスを受けるためには途上国が困ってしまうということもあるわけですね、余り無制限に制度を撤廃しま

すと。

ですから、そういうこともあるということと同じでありまして、過疎地帯とか力が弱いところ、あるいは本当に必要としている地域といえますか、弱者といえますか、そういうものに対して、私は郵政省は温かい高度情報化というのを目指すべきだと思ふんですね。心が触れたというのを目指すべきだと思ふんです。

そういうふうな考えをいいますと、この答申の中にありますけれども、競争原理によって民間活力を引き出して、競争させていくんだという考え方、これは私は原則賛成ですが、ゴアさんが言っているようなやり方で、ゴアさんよりも五年早いわけです。そして、あるお話があったように、CATVは六、七割引いてあるわけです。日本は五割。そして、それに乗せるハードとかそれからつくっていく人材、こういうものはまだまだ不足していると言われているわけです。そういう中で、民間を競争させてその二〇一〇年までに段階論ということでやってもらいますが、果たして可能なのかというのが非常に不安なんです。その点はいかがでございましょうか。

○五十嵐政府委員 私ども、今まで審議会の答申をいただいている限りは、確かに二〇〇〇年ぐらいまでの間は先行整備期間ということで大蔵財政的にも事業者が難しい時期と考えておりますが、二〇一〇年ごろまではそういう意味で全国的に張りめぐらされていくであろうというふうに考えられておりますが、当然のこととして、今先生おっしゃいますとおり、民間に全部任せただけのネットワークの構築なりアプリケーションの構築ということは大変難しい状態だろうと思っております。当然国の果たす役割ということが現在の日本の競争政策、あるいはNTTの民営化というところがございまして、そういう意味では、民間の活力といえますか、それが最大限に発揮されるのが望ましいという立場に立つわけでありますが、いわゆる地域の格差あるいは負担の格差

あるいは消費者の利益というようなことを考えますと、それに対して適切な施策を打つ必要があるというふうに考えております。

そういう意味合いにおきましては、答申の中でも指摘をされておりますが、アプリケーションの開発、要するにネットワーク、線が張られているというだけでは極めて意味のないことでありまして、その利用のシステムとしてのソフト、すなわちアプリケーションあるいはその応用データベースということが極めて重要になるわけでありまして、そういうものの開発導入といった部分につきましては、国の果たす先導的な役割が大いにあるというふうに考えております。そういう意味では、特に医療や教育、そういう公的なアプリケーションの導入、こういったことにつきましては、答申の中にも政府は主導的な役割を果たすことが重要というふうに指摘をされております。私どももいたしましては、関係する省庁とも緊密な連絡をとりながら、いわゆる社会資本整備の新たな展開というような観点から、こういう公共投資につきましても予算のより柔軟かつ重点的な展開というのを求めて政策の展開に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○荒井(正)委員 アプリケーションのお話をいただいたわけですが、そのところに私は郵便局というところを一つ言っております。

それから、私はこれはあえて一石を投じたいわけですが、民間活力の導入という前提は、先ほどのから申しますと、先ほどの文書のあらわし方の順番的な要素なんです。私は社会福祉というところでいいますと、もっと細々としたいいろいろなケース、地域、いろいろな人、一概に加入者といっても、国民といってもいろいろあると思うのです。さまざまな対応があるということなんです。そこにはその意味を含めた表現が残っています。この点、私、救われなければいけません。六十ページには「整備主体の考え方」、六十一ページには「可能な限り競争状態を創出していくことが、消費者利益の増進に資することになる

う。」ということですね。しかし、じゃ、全部七うなのかと思うと、幸いなことに後の分野で、六十二ページ、「過疎地帯等への対策」。

こうなりますと、ユニバーサルサービス、アメリカ式の考え方を導入して、先ほどお話があった料金等の問題も含めて国も積極的な施策を講ずるべきである。その中身がこれからだと思ふので、私はその一石を投ずるというのには、き線点からさらに固定配線区画というのですか、一軒一軒までわたるまで、それはいろいろな融合の仕方があるわけですから、これは光ファイバーでなくてもいいと思います。いろいろな事業者が相互乗り入れするような義務づけも、それは後にするにしても、私は必要だと思ふんです。そういう問題を含めてこれはぜひ国がやるべきだと思ふのです。

そういうことを私は意見として申し上げたいと思ふのですが、この点だけだしまして、委員もおくれていますので、私の時間としての消化とさせていただきますが、この点、私はもっと積極的な国がかかわっていくべきものもあるのじゃないか、そういうところをもっと整理していただきたい。具体的な問題は後としまして、その辺の御姿勢を伺いたいと思ふんです。

○五十嵐政府委員 二〇一〇年までにネットワークを構築していくという前提のときに、先生おっしゃいますとおり、答申の中では四十九ページにございまして、き線点まで基本的になるだけ早く引いていくということで考えております。その先は需要に見合っただけで対応していくことが一番現実的な対応じゃなからうか、こう答申でも考えておりますし、私どももそう受けとめております。

ところで、そこまで引くに当たりますと、どういう格好で官民の、国と民間の役割があるかというところでございまして、基本的にネットワーク自身は競争政策あるいはNTTの民営化によりまして、繰り返すようございまして、少なくとも電報電話局の段階までは大体光ファイバーが入っております。そこから加入者宅に来る、あるいは先

生のおっしゃるポイントで申し上げますと、そこからき線点まで来る、この加入者部分に当たるところをどう光ファイバー化していくかということでございます。ここにつきましては、既に例えばCATV事業者でもここをやりたいといつて、もう立ち上がってくる事業者もおります。

そういう現行の制度を考えながらやってまいりますと、基本的には民間のそういう活力を尊重しながら、国としては立ち上がり部分の部分において、例えば無利子融資等の融資制度をもって支援するとか、そういう形で進めていくのが適当ではないかと考えております。しかし、なお先生お話ありましたとおり、そういう形で進んでまいりますのは結局はコーポラルベースのきく大都市地域、こういうふうになってまいります。そういう意味からは、いわゆる過疎地帯とか採算ベースに乗りにくいところにあるまいりまして、一つにはアプリケーションの開発というようなこととかかわり、学校、図書館、病院、公民館とか公共福祉施設とかそういうところに点としてアプリケーションを置いてネットワーク化していく、あるいは現在ある制度を考えますと、電気通信格差是正事業という形の公共投資があります。こういうものをさらに拡充していくとか、そういうことを今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○荒井(正)委員 長い、全体的な射でないようなきょうの法案の質問のように聞かされたかもしれないが、実はそういうことを想定していかないと衛星通信制度の改正というものが見えてこないと思ふんです。そういう意味で、今回のこの法案の一つの効果としてねらっている、ユーザの利便の向上であるとか、新たな需要開拓による衛星通信市場の活性化だとか、欧米諸国の制度との整合性の確保、こういったことがやはりなかなか見えてこないのじゃないかと。ですから、最後に要望でございまして、こういうことをやるために、ぜひ我が国が先導して、最後の意味でのグローバルなというふうな意味で

言え、世界のGIIに負けない、先頭を切った大胆な思い切った、そのための制度や予算、もう大きく対応していく、変えていく、進めていく、こういうことが私は必要だと思えます。要望いたしまして、私の質問とさせていただきます。

○高橋委員長 次、山崎君。

○山崎(泉)委員 日本社会党の山崎泉でございます。

今、荒井委員が、郵便局のシステムを将来の福祉社会に対応するために活用すべきだ、いい話をしていたいただきました。

私も今回の選挙に当選するまで郵便局にいましたので、非常にうれしくございます。我が事のようにでございます。私の家庭も、おやじを含めまして五名の者が郵便局にお世話になりました。現在も二名おられますので、そういう意味では、一生懸命これまで私の場合は二十五年間郵便局で働いてきて、そして郵便局をそういう目で見ていた。いておった自民党の議員さんがおられたということとを本場にありがたく思います。そういうふうな意味合いでは、今お世話になっておる郵政省の幹部の方々よりも私は本場に感激しました。今の荒井委員のお言葉をぜひ真摯に前向きに受けとめていただまして、郵政省幹部の方々は今後も一生懸命郵政省、郵政事業の発展のために頑張ってくださいたいということを冒頭お願いを申し上げておきたい、こういうふうに思います。

私、郵便局の三事業はわかりかし詳しいのですが、まずこの通信事業法とか電波法についてはもう詳しくもございません。一生懸命自分で勉強した範囲の中で質問をしたい、こういうふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

インターネットが持つ衛星の使用料は高い、こういうことで昨年加盟国間で調整をされて、いわゆる民間衛星を利用できる方針を決めたというふうに聞いております。それに合わせた形で今回の通信事業法及び電波法の一部改正、こういうこと

になったものというふうには私は理解をします。基本的にこの改正案について賛成の立場で、それが施行された後のことについて、私の疑問点について質問をさせていただきます。

これによって、外国人等でも国際経営の第一種業者が我が国に直接参入してくるようになります。当然我が国も民間衛星を利用してできるようになったわけでありましたから、お互いに相互乗り入れができる、これがなされたわけでありましたが、我が国の衛星の競争力、果たしてついておるのだろうかという心配が私自身はしております。

そこで、お尋ねをいたします。

我が国の中継器一本の年間使用料は非常に高いというふう聞いております。三億円から六億円。アメリカでは一億ないし二億円。香港の衛星も一ないし二億円。インドネシアはまだ安いと、なぜ、日本の衛星というのですか使用料というのですか、それは高いのか。逆に、外国のものはどうして安いのか。衛星通信事業がこういうふうな国際化をする、本格化するということになりますと、これは我が国の通信業者にとっては大きな壁である、こういうふうに思います。その理由と今後の対策についてお伺いをしたいというふうに思います。

〔委員長退席、岡島委員長代理着席〕

○松野政府委員 ただいまの御指摘をいただきましたとおり、日本の衛星通信の利用料金は米同等に比べてまして割高であるという点につきましては私どもも認識いたしております。

若干繰り返した理由説明も入るかもしれませんが、例えばアメリカとかインドネシアの衛星料金が安く設定されている原因といたしまして、衛星に大変コストがかかるという分野でありますから、例えば減価償却を経過した衛星を持っておりますか持っていないかという点、一つあるかと思えます。それから、機能的に制約された衛星、例えば衛星のトランスポンダーから電波が出ますが、そのビームをどの程度絞るか、出力がどのくらいかというふうな比較要素がいろいろあるかと思

います、いずれにしても、冒頭申し上げましたように、米同等に比べてちょっと割高であるという感じがしております。

一方で、日本の国の衛星料金がコストが大変高いというのにもこれは原因がございまして、ちょうど昭和六十年当時から今の国内衛星通信事業者が衛星計画を始めたわけでありまして、その当時の為替レートが一ドル大体二百五十円ぐらいであったかと思えます。したがって、こういう円安のときにアメリカから購入したために衛星調達コストというのが大変割高になってきて、それが後々コスト的に非常に響いておるといって一面あるかと思えます。

それから、逆に今日の事情でありますけれども、現在、いか悪いかの問題ではないのですが、円高状況であります、ドル換算の国際比較でやりますと、どうしてもやはり日本の料金が割高感があるというふうな点もありますが、しかし、今申し上げたような点は、私が冒頭申し上げましたように少し弁解がましい説明のようでありまして、本来は、トランスポンダーの利用状況、現在約五六％であります、やはりこれをよいサービスでもって効率を上げることによって安くするというのが本来の趣旨であろうと思えます。今伸び悩んでおる状況であります、今後、この点に大いに期待をいたしたいと思えます。

なお、これからの対策であります、これから衛星事業の状況がどんなふうになるかということとありますが、現在、一つのトランスポンダーで一つの映像回線をとっておりますが、今後、この通信衛星等がデジタル化が進んでまいりますと、一つのトランスポンダーで恐らく三ないし六の映像回線がとれるというふうに技術が革新されてまいります。そうなりますと、当然これはコストも下がってくる要素になります。これが今後の期待すべき一つの点であろうと思えます。それから、当然のことながら、事業者は経営の効率化も考えなければいけません、新しいマルチメディア時代に備えて映像を中心とした伝送、

ニュース番組の素材伝送等も含めまして、こういう画像通信時代に、この衛星を事業者がどれだけ利用者を獲得していただけるか、競争もだんだん厳しくなっておりますが、それがトランスポンダーの利用との関係でコストダウンの大変大きなこれからの課題だろうというふうに考えております。少し要領を得ない説明かもしれませんが、以上でございます。

○山崎(泉)委員 いやいよ国際化が目の前に迫っておりますという時期に、果たしてそれだけの対策でいいのかなという感じが私自身は今お話を聞いて受けたわけでありまして。

さて、外国の衛星通信事業者が今後我が国に参入してきた場合の料金の決め方というのですか、決済というのですか、恐らく郵政省の認可方式になるのではなからうかなというふうに思うのですが、我が国の業者、今二社ありますから、そういうもののバランスをとるといってその決め方を厳しくすると、逆に今回の規制緩和に反すると。安くすると、私の質問が的を射ているかどうかわかりません。安くすると今度は我が国の通信業者に影響が出てくる。非常に難しい課題というふうに考えております、この辺についてどう考えておるか、それと同時にまた、今回のこの法改正によって我が国の国際電気通信事業者に与える影響があるのかないのか、これをお聞かせ願いたいと思います。

○松野政府委員 最初の料金関係であります、これは先生もたまたまお触れになりましたように、第一種電気通信事業者の料金設定ということ、で、外国衛星通信事業者につきましても国内の事業者との扱いは全く同じ扱いになるということはそのとおりでございます。それから料金認可の実際の運用に当たりましても、当然、内外無差別の原則に基づきまして、特に外国事業者に厳し過ぎるといった批判を招かないように、これは適切に対処してまいりたいと思えます。

ところで、仮に外国の衛星通信事業者が入ってまいりまして、料金設定の段階で日本の事業者と

の格差の問題、これはまだやってみたいと実はわからなないので、今私ちょっとここでデータをまだ持ち合わせていないのですが、やはり競争が国際衛星通信事業の世界でさき変わりしてくるという時代に入りますから、その辺の料金の水準について、郵政省が横並び方式で例えば統制をとるといいますか、統制という言葉は悪いのですが、何か高い方に張りつけるとかいうふうな政策は私はとるつもりはございません。そこは十分肝に銘じて取り扱ってまいりたいと存じます。

ただ、この問題は、まだ現実に具体的な申請その他受けているわけじゃありませんので、ちょっとここで細部にわたって申し上げるわけにはいきませんが、基本的にはそのような考えで臨みたいと存じます。

それから、今回の制度改正によりまして、一番影響が起きますのはやはり日本の国際電気通信事業者でございます。KDD、ITJそれからIDCであります。この三社であります。

この専用線サービスが始まることによってこの受ける影響であります、あらかじめちょっとお断り申し上げておきますが、一定の仮定のもとに試算をしたということで御了承をいただきたいのですが、専用線収入で約一〇％程度、現在の日本の国際電気通信事業に与える影響が、専用線収入の部分に限れば約一〇％以上だと、全体の収入では約一％程度の影響ではなからうかと。金額にしますと約三十億円程度影響があるかなという、全くの試算であります、しておきます。

ただ、これは現在の市場を見て言っておる数字でありまして、今後、市場がこの競争が入ってくることによって拡大するということを含んでおりませんので、私どもとしては、市場全体のパイが大きくなるということが好ましいわけでありまして、そのような方向を期待しておるわけであり

ます。それから、この影響が必ずしも収入面だけでなく、既存の国際電気通信事業者、我が国の場合であります、持っております技術力とか営業力

というのは、これはやはり相当程度のものでございいます。したがって、競争が激しくなった場合の我が国の国際電気通信事業者のこれからの営業といえますか、事業の今後の推移ということを見ます場合に、やはりそれらの技術力や営業力を駆使して立派に外国の別個衛星事業者等と競争していくことが十分可能であらうと。また期待として、そのぐらゐの気概を持ってひとつ、これからの大分競争が激しくなってくるアジア・太平洋地域におけるこの分野における事業展開を行っていただきたいというふうに念願をしておるところでございます。

○山崎(泉)委員 九三年八月に、今次または今後のこの国際衛星通信業界の過当競争というものを予測したのか、会社が合併しましたね。そして、今現在我が国は二社というふうになったわけですが、先ほども申しましたが、この二社ともに今後とも国際ビジネスの機会がふえることになるわけでありまして、これまた先ほど申しましたように、諸外国の衛星の使用料金が低料金ということでありまして、我が国のこの業者が窮地に立たされるということは私はもう出てくるんではなからうかなというふうに思っているわけであります。来年八月に日本サテライトシステムズが衛星を打ち上げ予定、そしてこれも送受信をディジタ

ルという考え方でやるわけでありまして、こうなると料金が安くなるし、利用普及も図られて、ますますこれが安くなっていくだろうというふうに考えます。

しかしながら、現在の需要状況は、今日の長引く景気の低迷、企業のユーザが減少しておる。同時に、専門チャンネルを放映しておるCS放送業、これもまた受信世帯数と申しますか、これが伸び悩んでおる、こういうふう言われております。

先ほど自民党の方の質問の中で、それじゃ国内の衛星通信業者へのそういう振興策をどのように考えておるのかという質問に對しまして、低利の金融をあっせんしたりと申しますか、税制で対応

したいというような答弁をなさっておられました。これ近々の話でありまして、こういうふうなことで国際競争に勝てるんだろかなというのを先ほどのお話を聞きながら私は感じましたが、その辺いかがでしょうか。

○松野政府委員 いろいろなサイドから先生御指摘の問題については見ることができたらと思うんですが、その一つの面としまして、先ほども私御答弁の中でちょっと触れましたけれども、この衛星という大変コストのかかる設備を持った事業、同時にその衛星の寿命というものは、例えば七年とか十年とかいう限られた寿命なので、また次の設備投資を考えなきゃいかぬというふうな特性がございまして、したがって、これを回収しなげなから将来に発展していく、コスト回収をしなから将来に発展していくというためには、やはり衛星のトランスポンダーを、時代に合ったようなサービスを提供して御利用いただくということが何よりも増して大事である。

となりますと、これから、例えば地上におきましてはCATV等が日本においてもよいよう少し新しい形でまた進んでいく。その中で当然問題になりますのはやはりソフトの問題でござい

ます。CATVのチャンネルを通じて大変多チャンネルになります、そういうソフトを提供するかということになりますと、このCATVとCSと申しておりますが衛星との関係で、どういう提携によってその市場が発展していくのかというの、マルチメディア時代を目前に控えた時代としては大変大事な分野であらうということが一つであります。

これからは画像通信の分野で、やはり衛星というの、地上の光ファイバー論が昨今出ておりますが、もちろん光ファイバーというのは大変これは大事なインフラであることは申すまでもないんですが、簡単に画像を送れるという手段としての衛星の機能というものをまたこれは忘れてはならないということでありまして、同時に、衛星の特性というの、例えば静止衛星の場合、一度に大変

大量の、大きな地域に對して同時に情報を送れるという特性がございまして、こういう特性を活用して、先ほど申しましたように、何と申しまして、この衛星通信の利用分野、アプリケーションの分野を開拓していくということが私は第一であらうと思ひます。

当然のことながら、コストの面でより効率的にこれから努力していく。衛星の調達も含め、あるいは事業の運営も含め、それから技術の進歩等にもおくれをとらないようにという面もあわせて考える。そこに対して国の方も、大分技術進歩の激しい分野でありますから、それに対する税制の支援、税制の支援もやはり日進月歩の状況でありまして、それから金融支援等の面におきましてもおさ

おさ怠りがないように努めてまいりたいということでございます。事業者等ともその辺の事情について率直によくお話を伺いながら、私どもも行政に携わってまいりたいと存じます。

〔岡島委員長代理退席、委員長着席〕

○山崎(泉)委員 よろしくお願ひしておきます。電気通信審議会の答申の話題が先ほど出ておりまして、私も若干これについて、私の意見なり、そしてまた郵政省の考え方を聞きをしたいというふうな思ひます。

「二十一世紀の知的社会への改革に向けて」ということで、「情報通信基盤の意義」の中で、答申は経済改革の実現、高齢化社会への対応、一極集中の是正、ゆとりある生活の実現のための諸課題の解決が必要になると思う、こういうふうな言っております。そして、その整備のための政策的対応としてアプリケーションの開発導入が重要である、そして官民の役割分担も明確にして進めていく、こういうふうな考え方がありまして、そしてまた二〇一〇年までのプログラムを決めておりますが、このアプリケーションの二つに医療、教育、住民サービス等が含まれておりました。

これが完全に実施をされていくという形になると、いわゆる日本の今の社会構造の大きな変革であるわけでありまして、もうシステムを根底から

変えていく、こういうふうな大きなもの。仮に完全に変えていく場合の話です。すると、こうしたときに、実は私さういふヒアリングを受けたんです。通産省の「高度情報化プログラム」、これを受けたんですね。そしてまたある新聞の切り抜きも持ってきたんですけれども、通産省と郵政省との若干の差があるような、この新聞では、コラムで「私の見方」ということで書いてあるんです。これはこれとして、こういう日本の社会構造を根底から変革をするという中身を郵政省だけで果たしてできるのだろうか。

先ほどお話しの中では、各省庁との連携を密にしながらやっていかれるという、また答弁がされておりましたが、私は当然、この答申を出す場合も、そしてまた今後進めていく場合も、各省庁との意見交換なりはあったもの、そしてまた意見交換をしながら進めていくものというふうに考えますが、私はそうじゃなくて、こういう大事業ですから、通産省も郵政省も、そしてまた仮に農水省が考えておるとするならば、一つにまとめて国家的なプロジェクトという形の中でどういうものは進めていく。いかないと、おれは郵政省だ、おれは通産省だ、おれは農水省だ、おれは何省だというところで、縄張り意識が出てきて、進むものも進んでいかないのではないだろうかという、私は危惧を持っておるのですが、その辺についてどういうお考えでしょうか。

○五十嵐政府委員 ただいま御指摘のありましたように、情報通信基盤の整備というのは、完成していくその経過の中、そして行き着いた形というのを想像しますと、我々のライフスタイルあるいはワークスタイルといいますが、そういうものまで変えていくというふうに考えられております。この辺のところは答申の中でも、先生御指摘のありましたとおりには、「情報通信基盤の概念」というようなことで四層構造に分けておりまして、基本的なネットワークの部分、その流通、そしてアプリケーション、そして価値観、法秩序というような形になっております。

そういう意味では、先生おっしゃるとおり、日本全体にわたるようなもの、役所というと全体にわたるようなものでございます。今回の審議会の御議論も、役所の所掌ということにかかわりなく御議論をさせていただいて、答申が出されております。

私ももしましては、そういったことで、例えば先生のお話のありましたライフスタイルというようなことを考えてまいりますと、どういことが問題かというようなことは、九十五ページにいわゆる「アプリケーション普及のために改善が期待される制度・慣習等」というようなことで、各般にわたって、例えば教育、医療あるいは訴訟の分野、あるいはある意味で、ホームショッピング等の商取引の分野、そういった各般にわたって提案されております。

そういう意味で、私も、今回のこの答申をつくる、あるいは答申をいただくに当たっても、各省と意思疎通を図ってまいりました。今後ともこういったことで、私も十分関係省と連携をしながら進めていかなければならないというふうに思っておりますが、こういうプロジェクトの推進につきましましては、かねてより、例えば高齢化社会における情報通信のあり方に関する調査研究というようなものでは厚生省と一緒に研究会をやっております。例えば具体的なことを申し上げますと、徘徊老人の探索システムとかあるいは遠隔地の健康相談システムというのを、今現実にはこれは三年間かけて、機器の開発も含めてやってまいっております。そういった形で連携体制を十分とりながら進めてまいりたい。

なお、現状を申し上げますと、それぞれの省でアプリケーション、例えば医療のアプリケーションであります。厚生省がいろいろなアイデアをお持ちになったり施策を進めます。文部省は文部省、あるいは通産省もあるのかもしれませんが、やられる。そういう意味では、情報通信基盤の整備をこういうプログラムでやりましようという答申をいただく、これが今日本ではある意味で唯一

の旗印だと思いますが、これに向かって各省あるいは各産業がビジョンを持って進めようというところに今回の答申の意味合いは大いにあるのではないかとこのように考えている次第でございます。

○山崎(衆)委員 もう終わります。もう一回、今の関係。

私は長崎県の五島列島で生まれました。四十一歳まで五島列島におりました。小さいときは、いわゆる芋、それから芋を干してつくったかんころ、イワシ、こういうものを食べて生活をしてきた。自分自身ではどうい苦難にも、食糧難にも耐え得るという自信は持っております。簡単に言えば、今の生活に不自由はない。生きてきた道を考えるとも不自由はない。五十一歳の年齢、今後とも今のような、二〇一〇年、今から進めていく情報通信基盤の整備された社会は、私にとっては必要ない。私にとってはです。こう考えているんですよ。そういう人たちは、委員長も私に若干年が近いですから、委員長も大体今、歩いてきた、生きられた道、まあいね、もう今まででいい、いいわというお考え、あると思うんですよ。ね、あると思うんですよ。そういう人たちが今から始めようとするこの大事業、どういふうな整合性をつくっていくのかというの、これは大事なことだろうと思ひます。

あと一分間。

もう一つ大事なことは、これが家庭でいろんな操作ができるようになります。病院に行ったり買物もできたり、何か知らぬけれども、パソコン使っているんな映画、好きなものを見たりなんなりできます。学校から帰ってきて子供は絶対外に出ません。マナーネットに、スーパーに、きょうの物は何か、まっちゃんに何の本があるかといえ、おやじが毎日ばんばん机の上で打っておるわけですから、子供はおやじの、親の背中を見て育つわけですから、いつもおやじが何かの機械の前に座っておれば、学校から帰ってきた子供はまた座ってばんばん。いわゆる人との触れ合い、自然との触れ合い、こういうものがなくなっ

ていくと私は思うんです。大変な社会になっていく、世の中になっていくと思うんです。

これは重大なこと。単なるそういうものをつくるのじゃなくて、人の生き方に大きな変化を与えてくるというふうなことを。そういうことに對する、例えばソフト面といいますが、そういうものに対する教育政策、国のあり方というものを考えていかないと、単にこれを進めればいいんだというだけで進んでいったら、今後の日本はつぶれて破滅します。だから、私が言った、短な一分間の間ですが、その気持ちを大事にして推し進めてほしいということを申し上げまして、終わりにさせていただきます。

○高橋委員長 次に、矢島恒夫君。

○矢島委員 別個衛星についてお尋ねします。アジア・太平洋地域で参入予定が大部分であると聞いております。とりわけアジア・太平洋地域の経済成長などの動向をにらみまして、通信衛星打ち上げ計画がたくさんあるようですけれども、郵政省、どのようにこの問題把握して、認識しているのでしょうか。

○松野政府委員 日本とそれから他国に分けて申し上げたいと思ひます。

日本の通信衛星の分野であります。現在運用中の衛星が六機ございます。御案内のように、CS3a、3b、JCSAT1及び2、スーパーバードのA及びB、合計六機であります。通信衛星以外に、放送衛星といたしまして現在二機運用中があります。BS3a、BS3bであります。これに加えて、来年までを見通した今後の計画をいたしまして、現在四機計画中であります。日本の場合であります。ことしの七月にはBS3の補完衛星としてBS3Nが出る。それから来年の二月と八月にCS3の後継衛星としてNSTARa及びb、また八月にはJCSAT3がそれぞれ打ち上げられる予定であります。来年八月であります。ということが、日本の状況であります。

ていくと私は思うんです。大変な社会になっていく、世の中になっていくと思うんです。

これは重大なこと。単なるそういうものをつくるのじゃなくて、人の生き方に大きな変化を与えてくるというふうなことを。そういうことに對する、例えばソフト面といいますが、そういうものに対する教育政策、国のあり方というものを考えていかないと、単にこれを進めればいいんだというだけで進んでいったら、今後の日本はつぶれて破滅します。だから、私が言った、短な一分間の間ですが、その気持ちを大事にして推し進めてほしいということを申し上げまして、終わりにさせていただきます。

一方、アジア・太平洋におきまます他国の衛星通信についてありますが、現在運用中でありまますのが、中国のCHINASATといつておるもの、香港のASIASAT、インドネシアのPALAPA、インドのINSAT、タイのTHAICOM、トンガのTONGASAT、これは既に運用中であります。

今後の計画につきましては、ことし中国のAPSTARでありまますとかマレーシアのMEASAT、米国のPANAMSATが予定されております。また、来年には韓国のKOREASAT、あるいはシンガポールのSTI等が相次いで打ち上げられる予定です。アジア・太平洋の上空の静止衛星の世界が大変混雑といひますか、競争が激しくなってくる気配でございます。

○矢島委員 私ここに、九三年の五月、ITUジャーナルという雑誌なんですけれども、日本電気の宇宙開発事業部の方が書いた「世界の通信および放送衛星の動向」、こういうレポートがあるわけなんですけれども、この中に、今局長が説明されたように、大変混雑するだろうということが具体的にいろいろ書かれております。「ここ数年の間に韓国、中国、香港、マレーシアなどを中心に多くの通信衛星計画（計二十機以上）が浮上し、しかもトンガ王国が権益を確保している六つの軌道、これの利用というものが挙げられている、こういう状況の中で、今まで他の地域に比べて比較的空いていた静止軌道も一挙に混雑が予想されるに至った。」これがこの方のレポートの中のこと、今の答弁と大体同じような内容だろうと思ひます。

こういうようにたくさん衛星の打ち上げ計画があるわけなんですけれども、これが国内通信だけにどまってるというところはあんまり考えにくい。我が国の国内通信衛星としてスタートしたJCSATとかあるいはSCC、こういうものと同じように国際通信に参入してくることが十分予想されるわけなんですけれども、そうした中でいわれるアジア・太平洋地域の国際衛星通信が過当競争と

いう事態を迎えるだろう、こうした過当競争がこのインテルサット衛星の経営にどのように影響を及ぼすかというあたりを心配するわけでありまます。

先ほど答弁の中で、公衆網との接続の問題についてはそれぞれいろいろな制限がある、専用線サービスの問題も答弁の中に出てまいりました。小さな規模の電話網についてはその接続は弾力的に考えている、いろいろと御答弁あったわけですが、これももし公衆通信を担っているこのインテルサット衛星が打撃を受けるようなことになるか、国民に不利益が生じるおそれがあるのではないかと、この辺についてももう少し追加して御答弁いただきたい。

○松野政府委員 御指摘の趣旨はそれとおりであると思ひます。ただ、従来は国際電気通信事業者、特にKDD、例えばイギリスにおきまますBT、アメリカのAT&Tというふうには大変大きな国際通信事業者等が出資といひますが、共同してつくったこのインテルサット機構がすべて独占しておったわけでありまます。今非常に多様化する中でようやく別個衛星計画が認められ出したということでありまます、その際も、今も御指摘がありまます、これはコストもいろいろあるかと思ひますが、やはりカバリーしておるという役割がございまして、コストを無視してやはり途上国も含めてカバーしなければいけないという責務があるわけ、これはやはり引き継ぎ大きな責任でありまます。これは我々といひましたし、やはり維持する必要があるわけ、そういうことを十分認識した上で専用線の部分について世の中のニーズに合せて今回のような別個衛星計画が出てきたということでありまます。

先ほどトンガの話が出ましたが、トンガという国自体がこの国際通信を云々というよりも、トンガの持つております軌道を利用して他国の事業者が通信を行うというふうな、いろいろな複雑な様相を示しておる状況でございます。

○矢島委員 私、この別個衛星によって国際専用サービスが行われる、そのことに對して否定する立場ではございせん。今申しましたように、国際的な過当競争が影響を及ぼさないような、とりわけ公衆通信に悪影響が出ないようなことが、これは国際的に協調していく問題であらうと思ひますけれども、十分注意されなければならぬことだらうと思ひます、今後もそういうところを十分注意をしながら進めてもらいたい、このことを申し上げておきたいと思ひます。

電波法に關連して次の質問に入りますが、実はアマチュア無線の再免許手数料の問題です。四月一日に電波法関係の手数料が改定されました。この再免許手数料というものが三千六百五十円から四千三百五十円と約二〇％上がったと思ひます。この値上げで大体どれくらい収入増になるか、ちよつと教えていただきたい。

○松野政府委員 三年ごとに改定することになっておりましたが、今回の四月一日からの、電波法関係手数料とくくって申し上げていますが、その引き上げによる増収額でありまます、平成六年度の見積もり額ベースで二十二億六千万円でありまます。ただし、これは先生お示しのアマチュア無線だけの資料がちよつと今手元にありません、今回の電波法関係手数料一切の見込みの額でございます。

○矢島委員 電波法関係の手数料全体といたしまして二十二億六千万円、こういう増収ということですが、この値上げは四月一日ということ、いわゆる政府の公共料金値上げ凍結発表よりも一カ月半前に実施されているわけ、もちろん、この値上げは法定事項ではありませんけれども、予算上の増収になるということとは間違いないと思ひます。御承知のとおり、今、本予算はまだ衆議院を通過しておりません。本予算が通過する以前に、二十二億六千万円というとおおよそ二割ぐらいですが増収を図る値上げが実施されたわけですが、この点どうも国民の納得が得られないんじゃないかといういろいろな疑問がございまして、

ですけれども、この点いかがでしょうか。

○松野政府委員 これは電波法関係手数料に限ったことでもないと思ひますが、国のいわゆる手数料関係でありまます、かねてから受益者負担の考え方をとっておりまして、実費に相当する額を申請者等に納めていただくという原則に立っておるわけでありまます。そのやり方としまして、いかに悪いかの問題は別にしまして、ほぼ三年ごとに各省庁一斉に見直しを行っているというふうなことであります。

今回の場合、手続的には昨年の十月に財政当局との調整を開始しまして、これは政令改正になりますが、三月の段階で政令改正の閣議決定を経て施行に至ったというふうな経緯でございます。行政事務に要する実費でありますから、もちろんいろいろ行政事務の効率化その他という一般的な努力といひものはこれからも続けてまいらなければいかな分野であらうと思ひますが、ただいま申し上げたような事情で今回の実施に至っているわけでございます。

○矢島委員 実際に公共料金の問題については、今日の経済情勢等を考えた上で政府が凍結という方向を打ち出して、地方自治体にも要請している。そういう中で、どうも郵政省関係を見まますと、郵便貯金は上がっちゃった、それから今言ひました電波手数料等も上がっちゃった、いわゆる凍結以前の問題ですけれども、これは国民感情としては凍結しよう、どうも手前勝手ではないかという感情もあるということ、これは事実なんです。

そこで、電気通信事業法に關連しまして、NTTの料金値上げ問題について、時間の関係もありまますので一つだけお聞きしたいのです。今申し上げましたような状況の中で、この電話料金の問題につきましても凍結ということを進められていくわけですが、今、今の凍結宣言の前には決められていたいわゆる値上げに対する郵政省内のスケジュールは、そのまます準備を着々と進め

ているのではないかと思ふわけですが、値上げ凍結した以上、ひとつそういう値上げのための準備作業も中止するのが本筋ではないかと思ふのです。準備状況はどういうふうになっていますか。

○松野政府委員 今お示しのNTTの基本料と番号案内料であります。本年の三月三十一日に申請がございました。郵政省では、四月の二十八日に、法令に基づきまして電気通信審議会に諮問したところでありまして、同審議会では、これまでに二回審議が行われておるところでございます。今月中旬に公聴会を開催することを予定しております。その後公聴会での御意見を踏まえて引き続き審議を行うこととされております。もちろん、最終的にはこれは審議会の答申を尊重するという、これも規定がございますが、それを受けて郵政大臣が最終的な態度決定をやるという段取りになります。いつこの審議が終わるかということについてはまだ定かではございません。今審議を継続中であるという段階でございます。

○矢島委員 NTTの基本料などの値上げ申請を審議する電通審は今既に作業をずっとやっているというわけですが、朝日新聞によりますと、答申の時期を当初予定していた九月から十二月に延ばすというのがあります。大体そういう方向で考えているのですか。

○松野政府委員 私もその報道を拝見しました。ただ、現在私どもが審議会に諮問しております内容は、十月実施という明言はございません。認可後速やかにというのがNTTの申請内容の正式なものであります。ただ、十月実施ということの内々の希望として申されておるといふ段階でございます。したがって、十月を十二月に延ばすとかいふふうなサイドでの私どもの態度決定は一切ございません。

○矢島委員 今までの値上げ、例えば昨年の公共電話料金の値上げがありまして、あれは十月一日実施ですが、答申が出されたのがたしか七月だったと思ひますが、答申が出されて三カ月ぐらいで実施されるというのが大体的形になってきていると

思ふのです。十月という限定されたものではないというお話ですが、それでいいと思います。これは大臣に聞いた方がいかもしれない問題なのですが、今実際に凍結したけれども年内は凍結しないで、しかし凍結はしたけれども実際には作業は進めていく、そしてある段階で答申が出る、そして大体三カ月後には値上げ、これが今までのあれですね。

そうすると、考えるに、今回の基本料金、番号案内の問題については答申との関係からいけば一月ごろ値上げということが実施される可能性が非常に強いわけですね。そうすると、せつかく年内凍結したけれども、年が明けたらすぐ解除されて値上げされちゃった、これではやはり今の経済状況あるいはまた羽田内閣が言っております不況状況の中での景気への配慮という点との問題があるんじゃないか、そういう意味ではその後の状況について大体どういふお考えですか。

○日笠国務大臣 今電通審で二回このことについて審議をしていただきまして、六月中旬からずっと全国で四カ所公聴会をやらせていただく、その後いつそのことに対する答申が出るかは未定でございます。

いずれにいたしまして、答申が出ましたらば、改定幅とか改定期期、こういうものは慎重に検討をさせていただくということで、一月から上がるとか、そういうことは今のところ全く不明でございます。

○矢島委員 ぜひそういう方向できちんと検討していただくというのをお願いいたします。時間になりましたので終わります。

○高橋委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○高橋委員長 これより討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○高橋委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○高橋委員長 御異議ありませんか。

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

思ふわけでございます。同時にまた、そういった意味ですから、非常に責任も重たいし、またかじ取りも率直に言えば大変難しいものがある、私はこういうふうな確信をするわけでございます。

○日笠国務大臣 もうベテランの先生に釈迦に説法になりますけれども、今の日本の抱える大きな課題、例えば高齢化社会への対応であるとか一極集中を排除する、すなわち国土の均衡ある発展であるとか、また経済の持続的成長であるとか、こういうものもろのものを、どうすれば二十一世紀に核となる分野があり、またそれが実現していくかということが考えられるわけでございます。

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

対応をしていくべく一生懸命努力をしてまいりたい、かように決意をしておるところでございます。

○自見委員 今、バラ色の世界というのがあるわけでございますが、同時に我々人類というのは、よく御存じのようにバラ色の世界が見えるところは逆に非常に変化が大きいわけでございますから、同時にやはり危険も多い未来だというふうに私は思っております。

サッチャーさんが、水は解けるときの一番危険だ、こう言ったわけですから、そういった意味を含めて、過去にも、例えば三鷹のいわゆるキャプテン等の成功しなかった、我々がちょうど国会議員になったころ、十年くらい前だったと思うのですが、非常にそういったことが喧伝されて、過去にいわゆるニューメディアがあったわけですが、そのうち成功してない事例が少なからず実はあるわけですね。

そういった中で、今三鷹のINS等の例を引きましたが、今回の電気通信の答申でも、いわゆるマルチメディアの振興を提言しておられるわけですが、しかし、やはり過去の中の失敗というのも謙虚に学び、何で失敗したのかということ、やはり行政でございますから、そういった中で過去の失敗を生かすということが、同時に未来に対する英知のある選択だろう、私はこう思うわけでございます。

局長おいででございますから、最初からこういった話を恐縮なんでしょうが、過去の失敗をどう生かしていくのか、そういったことを総括して聞かせていただければ、こういうふうにお聞きわけでございます。

○五十嵐政府委員 ただいま先生からお話のございましたように、私も目指す高度情報化社会というような社会を考えましたときに、言ってみますと、光と陰という部分が必要であるわけであり、具体的な政策展開に当たりましては、そういう陰の部分というふうなことも見落とすことなく進めていくことが大変重要であるというふうに受けとめております。

具体的に御指摘いただきました、十年ほど前に行われたといういわゆるINSあるいはニューメディアというふうなことで具体的に取組まれた事業につきましても、答申の中にも率直に反省点が書かれております。大きな流れといたしまして、デジタル化あるいはブロードバンド化というふうな技術の流れは脈々と流れているというふうに思いますが、答申の中で具体的に、ニューメディアの施策なり取組みにつきまして、なぜこれがうまくいかなかったか、その原因が挙げられております。

その理由といたしましては、「ハード先行、供給側中心の発想で、需要につながるアプリケーションの開発が十分でなかった」ということがまず挙げられております。さらに、「回線利用が電話中心であった」「ニューメディア」の発展に必ずしも適していなかった」ということも指摘をされております。それから、「運用のための人材不足」ということで、メンテナンス等の面でも十分な手当てがなされていなかったというふうなことがございます。私もいたしましては、このような反省点、具体的に指摘を受けております。

また、答申自体でも、そういった意味でアプリケーションの開発導入、そういうことが極めて重要であるということも指摘しておると同時に、情報通信基盤につきましては、ネットワーク、そしてそれを流通させるいわゆるプラットフォームと言われる端末の部分、さらにまたアプリケーションの部分、そして法秩序とか価値観というののも総合的に展開するべきだということの提言がなされておるところでございます。

私もいたしまして、この答申にあるような指摘を率直に受けとめまして、今後具体的な政策の展開に当たりまして、十分念頭に入れて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

しかしながら、二十一世紀を考えましたときに、技術の革新あるいは世界的な取組みを見ましたときには極めて重要な施策でありますので、

積極的にまた展開してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○自見委員 過去の苦い経験、アプリケーションに対する重視が足らなかったのじゃないか、あるいは人材の育成あるいはメンテナンスが十分でなかった、大変正しい指摘だと私も思うわけでございます。そういった苦い経験がございまして、それを踏まえて、今度の答申は、私も勉強させていただいておりますが、かなり前に向かった話だというふうに私は思っております。

しかしながら、いろいろな問題点もあるわけでございます。まず一つ、情報通信基盤整備プログラムでございますが、官民の役割分担をどうするかというところは、日本の国は御存じのように自由主義の国でございますから、官は当然郵政省が、アメリカに比べても郵政省がこういったところに持っている影響力というのは非常に大きいわけですね。アメリカは御存じのようにクモの巣のように非常にこういった分野は規制がかかっております。日本とアメリカと非常に違うところは、裁判所が物事の判断をするというところが日本の文化と少し違うところでございますが、そういったことを考えましても、官民の役割分担というのがやはり私は大変重要であらうというふうに思っております。

それから、光ファイバーのネットワークと同時に、それはもう局長御存じのように、ネットワークというのは当然光ファイバーもございまして、また同時に無線あるいは衛星通信あるいはCATVだとか、御存じのように大変多重、多層なネットワークによって形成されている部分も私はあると思うわけでございますから、そういった中でひとつ官民の役割をどういうふうにか考えるかということ、これは私は、今から大きなポイントの一つだ、こう思うわけでございますけれども、そこらにつきまして局長の御意見を聞かせていただきたい、こう思うわけでございます。

○五十嵐政府委員 情報通信基盤の整備を進めるに当たりまして、現実問題として競争原理が導入

され、NTTの民営化がされているというふうな中で、一体官民の役割分担をどう考えていくかというのがこの審議会の一年間の御議論の中でも大変大きな議論でございました。そういった審議会の答申を踏まえてみましても、私もとしましては、ネットワークインフラの部分の構築というのは、現在の日本の競争という観点から考えますと、基本的には民間の創意工夫というのが大きなウエートを持つてくるというふうにまずはお考えしております。

現実の光ファイバー網ということで考えてまいりましても、いわゆる加入者線の部分だけが問題でございまして、NTTについていいますと、基本的には中継系の部分はほぼ光化されているという現状を踏まえても、そこが問題であるというところがございます。

一方で、今競争と申し上げましたが、CATVの事業者等は、みずから自分でもまた光ファイバーを各加入者に引いていくという動きも出てまいっております。

そういうことも踏まえながら官民の役割ということを考えてまいりますと、基本的には民間の創意工夫ということでありますが、そうなりますと、いわゆるコマーシャルベースに乗る地域だけがそれで進んでいくということになりますので、利用の公平、あるいは通信というものは距離を克服するという役割があるものですから、そういう意味では、過疎地域等については一層配慮をしていく必要があると思っております。この辺のところは、アプリケーションの開発というふうな観点で、公共的な病院でありますとか学校でありますとか公民館でありますとか、そういったものにつきましてアプリケーションの開発、その点としてのネットワークを結んでいくというふうなことでの、いわゆる国の役割があるのではないかとこのように考えております。

さらに、アプリケーションという観点から考えますと、とりわけこれから五年間ぐらいは、投資に対して収入というのが上げにくい先行投資の期

間であらうというふうに考えておりました、そういった意味では、先導的なアプリケーション等あるいは公的なアプリケーションの部分については、国の果たさなければならぬ役割があるというふうな受けとめておるところでございます。

○自見委員 今局長が言われましたように、ネットワークでございますから、全国全部カバーをするということは大変必要でございます。また同時に、私も国土庁の政務次官というのを五、六年前に二期ほどさせていただきました、当時第四全総というのを一生懸命下働きをさせていただいたわけでございますが、やはり一極集中を排除して多極分散型の国家をつくらう、こういった政府の大きな政策目標でやってきたわけでございます。

同時に、そうはいっても、御存じのように大都会に大変集中をしておる、多分日本の国土の、三十七万平方キロの四六％は、たしか当時過疎法の指定地域でございまして、大変広い地域が実は過疎地域でございまして。

しかしながら、同時にそういった過疎を解消し多極分散型の国家をつくらうというのが、国家の目標であると同時に、どの地域で生まれた方も当然我々同じ日本人ですから、やはりできるだけの一極集中を排除し、多極分散型の国家をつくるということは、哲学的に考えても重要な国家的課題であるというふうに私自身は確信をいたしております。

同時に、今局長が言われましたように、どうしても人が集まるところは、今さっき官民ということとを言いましたけれども、民といえど当然これは採算がとれないとやっていけないわけでございますし、ですからそういった意味で、大都会、あるいは大都会と大都会を結ぶところは今でも十分に機能いたしておりますし、はっきり言えば採算が上がる。しかしながら、過疎地帯は、今さっき自民党の岸本先生ですか、和歌山の話が出ていたが、和歌山のような過疎地の多いところは、こういった光ファイバーを引いてもその恩恵にあずかれないのではないかと、こういった実は話があつ

たわけですね。ですからそういった意味で、政府でございましてから総括的に全部、本当に国土を包括的に、コンプリヘンシブといいますが、そういったことにきちっと対応していかなければならない。

しかしまた、過疎地帯があるのですが、同時にこういったものは、よく局長御存じのように、これは世界の国の、国家と国家の間の競争であるというところも同時にあるわけですから、そこら辺が、官民、そして過密と過疎、そういった地域にどういったネットワークを引いていくのか。

これはまさに、よく御存じのように、明治以来ずっと、例えばNTT、私の先輩に聞きますと、もう百年以上もかかって三百兆円以上の金をかけて今のNTTの全国のネットワークがあるんだという話も聞かせていただいたわけでございますし、是非はあると思いますが、日清戦争でいただいたあの賠償金を当時明治政府はほとんど電信に使った、それぐらいの努力と、それこそ電電公社の時代から、まさに百数十年、たかそち電電公社のお金と時間を費やして、また本当に電電公社の時代から働いておられた方の汗と涙で今日の国全体のネットワークシステムというのが一つあると思うのです。

そういったことで、私が申し上げたいのは、今新しい光ファイバー、こういったものをつくっていく、先行整備期間として二〇〇〇年まで、本格的整備期間までとして、これは全人口の、最初は御存じのように県庁所在地、これは人口二〇％、人口十万以上が六〇％、これは二〇〇五年までだ、二〇一〇年までは全国にいきなり、こういったたしか計画だったと思うわけでございます。

そしてなおかつ、一方、民間の活力と申しますか、これは非常にダイナミックなものでございまして、市場のメカニズムと申します、市場の原理というものは、これは人知の及ばないといいますが、我々が幾ら考えましても及ばないようなダイナミックな、しかしそれでいて、後から見れば実にうまく需要と供給とバランスがとれているよ

うのが一つの近代国家の利点だと私は思います。同時に、市場の大失敗ということもよくあるわけですから、その辺が、あいまいなところとしていえるわけけれども、なかなか難しいところ合ひのところだろう、こういったように思うわけですね。

そういった中で、ぜひ一つ私が申し上げたいのは、先ほどからお話がありました、経済的に採算の合う地域と山間僻地等不採算地域との時間的格差をできるだけ少なくすることが望ましいわけでございますから、社会資本の充実ということと前に公共事業費による通信格差是正事業のようなことを実はやったわけでございますが、これは御存じのように、郵政省の中で公共事業といたしまして、長年の悲願でございまして、私も少し当時下働きをさせていただいたわけでございますけれども、そういったことで、通信格差是正事業のようないくつかのスキームをこういったマルチメディアの中で導入することを考えておられるのかということをお聞きしたいと思うわけでございます。

○五十嵐政府委員 ただいまの御指摘いただきまして、私もいろいろな観点から考えまして、日本の国が高福祉の社会を目指して進んでいくということが必要であると考えておりますが、そのために、低コストの社会をつくっていくというような観点から、ぜひこの情報通信基盤の整備が必要であるというふうに思っております。

ネットワークで申しますと、明治二十三年から電話のネットワークをつくり始めて、一八九〇年でございますが、ちょうど百年くらいになります。そういう意味で、次のネットワークをつくっていくかなければならないという時期になっておりますし、そういう意味ではいろいろな取り組み方があろうかと思いますが、基本的な立場としては、ある国では大変エキサイティングな動きもありませんけれども、日本の国にあっては合理的に取り組んでいくということを絶えず念頭に置いて取り組んでいく必要があるのではないかと考えて

おります。

そういったときに、いわゆる合理的という意味で、利用の公平、あるいは過疎地にある公共的な機関、あるいは国土の均衡ある発展というような観点からは、いわゆる新社会資本といえますか、社会資本としてこれについて新たな展開が向けられるべきでないかというふうに考えているところでございます。

そういった意味では、先生方の御支援を得まして、これまで、例えば電気通信の格差是正事業というふうな予算スキームを認めていただいておりますが、今私、気持ちだけを申し上げれば、情報通信基盤整備特別枠というものがあってもいいのではないかと今ふうに考えたりもいたします。

そういった意味で先生今御指摘のありましたようなことで、いわゆる公共事業費、公共投資の新たな観点ということで重点的かつ柔軟な予算の配分がなされるということ強く希望して、また政策展開をしてまいりたいと考えております。

○自見委員 そういった中で、今局長から、公共投資のあり方もこういった新しい時代ですから見直していきたい、私もまさにそういったふうに賛成をするわけでございます。

先ほどから申し上げましたが、こういったのは、皆さん方の中でも、事業者の負担軽減の中で、基本的に民間主導だ、こう述べておられるわけでございますから、そこに対して無利子融資制度、新しい融資制度の創設とか、大変巨額がかかるわけですから、あるいは地中化の推進、これは御存じのように、地中化しますと事業主体の方に余りメリットがないわけでございますけれども、たしか十倍以上かかるのか、いろいろ複雑な法制、あるいは各省庁が絡んでおりますけれども、ここら辺をきちっと仕分けをしていくことが必要だということ。

あるいは、先ほどからお話がありましたように、通信、あるいはマルチメディアでございますから、民間のみならず、基本的な国家のベースでございます教育だとか医療だとか、あるいは行政

でございます。

サービス、日本は行政サービスと申しますか、その辺の情報は非常におくれておるといふことは、局長御存じのようにかねがね指摘をされておるわけですが、そういう中で、結局公共事業、お金をどうするかという大変な問題でございまして、まあ国民のお金でございまして、こういう答申が出たわけではございませんから、公共投資のあり方というものをむしろ郵政省が積極的に、まあ明治の初めのころにまさに全国に百年かかっていわゆる電話線を引いたわけではございません、そういう使命を持って新しい時代を切り開いていくんだと。

確かに、いろいろな省と省との間で今大変混迷した時代だと言われるわけではございます。これは政治家の責任でもございすけれども、同時に、そういう意味で、公共投資の見直し等々、新しい時代の入り口にあるわけではございまして、ぜひ力を出してやっていただきたい、こういうふうなふうに思っております。

同時に、きょうは松野局長もおいででございすから、私は教えてほしいなと思つて来たのですけれども、いわゆる通信の分野でございすから、当然憲法にも通信の秘密というのがあるわけではございすけれども、その中で規制緩和というのが、まあ私はこういった分野、裏腹だろう、こういうふうなふうに思っております。

言う人に言わせると、日本の全体のマーケットの六割はいわゆるフリーマーケットだ。本場に需要と供給で、これいから買いたいな、これはなかなかいいじゃないかと、こういうふうなフリーマーケットの分野だ。しかし、四割は実は規制がかかっているんだ。こういうふうなことを言う私の友達の経済学者がおられまして、特に六割の部分は、例えば自動車とかそういうもので、本場に、これは国民が、消費者が自動車をかうときに、お金を持って何ばで買おうと、これはいいなと買うわけですから、基本的に需要と供給の分野で決まる。こういった分野は、御存じのように日本は、家電にしても自動車にしても大変な

国際競争力を持つてきて、いろいろな御批判はございす、これが原動力となつてあの敗戦の中から五十年間でこれほどの経済国家をつくつてきたのも事実だ。これは当然一ドル百円ぐらいの世界だといふので、ところが、四〇％ぐらいの経済行為、これはまだ大規模にかかつて、これは必ずしも国際市場に出ていない、こう言われるわけではございす。

そういった中で、よく御存じのように、アメリカからもこの電気通信分野について——これは私一部誤解もあると思つております。その辺はきちつと後から局長に、国民にもきちつと聞いていただきたいと思ひますが、従来独占でやつてきたわけではございまして、独占には基本的に市場なんかないわけですから、それは国家の成り立ちと今までの人間の文明の間で、どこの国でも通信の基本的な部分というのは独占でございまして、それは御存じのように今ごろ分割をしよう、あるいは少し市場原理を入れよう、しかし、巨大なものとか小さなものが競争しても到底最初から公平な競争ではございせんから、それは公権力によつてきちつと仕分けをしよう、あるいはばたを履かせよう、こういったことを日本、アメリカ、やつてきました。ドイツ、ほかのヨーロッパの国でおくれば、た国もございすけれども、そういった中でやはり各分野について規制緩和ということが言われていまして、規制緩和というのとはただ言葉だけが歩いていて、もう何もかも規制緩和をすればいいというものではないと私は思ふんです。

人間が人間である限り、国家が国家をつくつていける限り、やはり正しい規制と申しますか、みんなの利益になるための規制は要るわけではございすから、そういった中で、ひとつ局長に、各分野について規制緩和ということが大合唱でございすけれども、皆さん方は長年やつてきたわけではございす、その中でムードに流される規制緩和じゃなくて、本場の、五年、十年後に日本のためになる、そういった国民のためになるというふうな規制緩和をしなればならないわけではございす。

人間が人間である限り、国家が国家をつくつていける限り、やはり正しい規制と申しますか、みんなの利益になるための規制は要るわけではございすから、そういった中で、ひとつ局長に、各分野について規制緩和ということが大合唱でございすけれども、皆さん方は長年やつてきたわけではございす、その中でムードに流される規制緩和じゃなくて、本場の、五年、十年後に日本のためになる、そういった国民のためになるというふうな規制緩和をしなればならないわけではございす。

す。

電気通信については、我が国の制度の自由度あるいは開放度といふことが、そういったことをOECD等でまとめたレポートを私読んだことがございす、世界的に見て、どうも我々、規制緩和、電気通信の分野で日本はそんなに自由度がないのか、開放度がないのか、こう思ひがちなんでございす、どの辺のレベルにあると考えるたらいのかということをお教えいただきたいと思ひます。

○松野政府委員 日本は電気通信制度は、もう先十分御案内のとおり昭和六十年に大改革を行いました。電気通信市場に全面的に競争原理を導入したわけでありす。現在の状況ですが、ドイツ、フランスでは依然として我が国の第一種電気通信事業に相当する事業は独占を続けております。それから競争導入のイギリスそれからアメリカの場合であります、英国は国際通信が依然として複数の独占体制、二社体制であります。米国内部部分につきましては事実上独占状態でございます。

最近非常に興味深い資料が出ておるのですが、OECDが一九九三年版で通信白書を出してございす。それが指摘するところを見ますと、日本は、G7の国の中で通信網インフラ、これは恐らく第一種電気通信事業分野というふうに見てよろしいと思ひますが、この通信網インフラにおける競争の程度がG7の中で最も進んだ国だと言われているわけでありす。

どういう指標を使つておるかといふと、指数を使つておるわけでありすが、十六点満点で日本が十五点、アメリカが十四・五、イギリスが十四、フランスに至つては三・五、ドイツは二点というふうなことで、客観的な数字評価であらわしているわけでありす。

もちろん、これで私どもは何か世界一、本場に開放されているのかというふうに思ひ過ぎるすつもりもありませんが、OECDが客観的なこんな資料も出しているということを御紹介申し上げます。

て、お答えにかえたいと存じます。

○自見委員 そこで、局長、よく問題になる需給調整条項でございす。今度、政府の中の行政改革推進本部というのが情報・通信作業部会「民間からの改善要望・意見等」というのを出してありますけれども、この中でもいろいろ書いてありますが、ポイント、需給調整条項については、この中の改善要望でございすけれども、要望によりまして、「第一種電気通信事業への参入・退出規制は、できる限り規制を緩和すべきであり、特に、いわゆる需給調整条項については、公益事業特権を維持することを前提に同条項に代わる公平・透明な基準を定めることにより、廃止を含め見直しが必要。」こういったことを、経団連を中心とした声だと私は思ふわけでありすけれども、これが実は根強くあるわけではございす。

そのことにつきまして、いろいろな考えがあると思ひますが、すべての公益事業については需給調整項目に基づく参入規制、当然あつてしかるべきだ、あるいは公益事業特権、だから料金、サービスについて規制が相互に関連を持ったシステムになつておることがやはり国民の一番の公益だ、こういう考えも当然あるわけではございす。

しかし、同時に一方、私最初に言ひましたけれども、フリーマーケットということがあるわけですから、特にニューメディアの場合、一体どういふビジネスが起きてくるかわからない、こういうふうな考えもあるわけではございすから、需給調整条項はまさにマーケットメカニズムと申しますか、市場経済の基本に反するもので撤廃すべきである、むしろ将来の需要は著しく不確実なこの分野で政府が需要を判断するのは大体不可能な話だ。ですから、参入企業が自己のリスクで判断する以外にはなく、自己責任原則を確立すべきである。これは私が言つておるんじゃないですが、今さつき言ひましたこの作業部会でこういう意見も御存じのように出ておるわけではございす。

そんな中、今後、同時に公益性あるいはその制度をいかに経済市場原理と調和させていくのかと

いうことがまさに一番政府に与えられた大事な判断だ。どこを調整するのかというのがあるわけでごさいますし、時代の流れというのをごさいますし、同時に政府のつくった行政改革推進本部の中にこういう要望があるわけでごさいます。

これはもう局長よく御存じのとおりでごさいますけれども、この需給調整事項について一体どういうふうな考えているのかということ、これは関係の人が非常に耳をそばだてておられる大事なことでございまして、ぜひひとつ局長のきちんとした考えをお知らせいただきたい、こういうふうに思うわけでごさいます。

○松野政府委員 ただいまの御指摘の中でもお触れになりましたけれども、電気通信事業法第十条であります、その中の第二号というところで「電気通信回線設備が著しく過剰とならないこと。」という一項がございまして、これは第一種電気通信事業についてでございまして、これと似たような規定がアメリカの場合もございまして、アメリカにおきましては設備の不必要な重複を防止するために連邦通信法で一項設けてございまして、私、今考えますに、この第一種電気通信事業はみずから回線を設備するという分類で、要するにインフラを整備するという区分のもとに分類されております。電気やガスなどの他の公益事業と同様に、その提供しますサービス、電話その他につきまして大変生活必需性が高い、したがって公共性が高い事業であるというふうに私は認識しております。

また、ここが特徴的であります、第一種電気通信事業の分野というのは、ネットワーク設備を必然的に要します。そのために、これも他の公益事業と同様であります、ネットワークの電力、ガス等とも同様であります、各種の公益事業特権が付与されておるわけでごさいます。例えばと、国道あるいは公道、それから公用水面、海底ケーブルなんかを引く場合に、公用水面、こういう面につきまして優先的な利用権を認めております。それから、ケーブルを引く等の場合、これは

電柱の場合でも同じであります、架空の場合でも同じであります、他人の所有に属する土地等の強制的な使用権の設定であるわけでありまして、なるべく発動しない方がよいに似たことはないわけでありまして、そういう担保を置いておるわけでありまして。

そういう周辺の諸権利との調整が必要となることとから見ても、設備の設置というものが無制約に許容される事業ではない、何らかのそこに、例えば事業法で規定をしておりますように「著しく過剰とならないこと。」、私ども実際にはこれを発動して参入を規制したケースはございませぬ。ございませぬが、こういう条項のもとに担保されておる事業であるという分析を私どももしておるわけでごさいます。この点をぜひ御理解を得たいと思つて、及ばずながら私どもも説明をしてきているところでございまして。

なお、一言申し添えますが、先ほどアメリカの例を申し上げました。日本と同じような事情にあると申し上げましたが、アメリカ等からこの需給調整条項を外せ、著しく過剰な設備という条項を外せという具体的な御指摘は受けたことはございませぬ。

○自見委員 それは言葉としてよく理解はできるわけでごさいますけれども、やはりその中で、例えばいろいろな料金あるいはサービスにつきまして認可料金だとか、あるいはいろいろなことがあるわけですね。認可料金、あるいは非認可料金と申しますかそういった、これはもう認可にしないともいいという分類、例えば頻度が非常に少ないとかそういった分野は非認可料金になっている部分があると思つて、時代の流れですから、答弁は要りませぬけれども、やはり何と申しまして、も公益事業でございまして、公益事業の特権等々を付与されている、電気通信は大事である、こう来たわけでごさいますけれども、同時にこちら側にもマーケットメカニズムということがあつて、それから、非認可料金の分野と申しますか、それは基本的に、例えば電話料金とか、これはもう

国民に全部関係がありますから、電話料金は一体何ぼにするか、これは私は当然認可料金であつてしかるべきだ、こう思うのですよ。これはもう国民の一人一人というのはそう強くない、しかし一番国民が大事ですから、その人たちが一カ月何ぼ電話料金を払うかということは、これはまさに選ばれた公益的な政府なりあるいは現在であれば国会が決めるということは大変でございましてけれども、それ以外の部分は、例えば企業間のサービス、情報のお値段といふますかそういうのは、むしろ企業と企業の間なんです、やはりもう思ひ切つてそこら辺はまさにマーケットメカニズムに任せていくことも必要じゃないかと思つて

こういうことを言いますと、自見さん、あなた、それは企業間のところで損をしても、企業間のその高いコストを全部一般市民の通話料金に持ってくるよ、それはきつと会計が、勘定がわかつてないんだから。こういうことを必ず言う人がいるわけだけれども、全体的な努力としては、そういうところの基本的な、電話料金、個人の電話料金を初めこれは少々世の中が変わつてもやはり私は認可料金でいいと思つて、今言いましたように企業間のサービスだとか、そういったところは思い切つてディレギュレーションと申しますか、そういった方向が正しいのじゃないかな、私はそう思うわけでごさいます。

こういった質問は実は用意を言つていませんでしたから、もしそのことについて、局長、御意見がございしたら、どうぞ。

○松野政府委員 まあ、いろいろ現在の法律でも、例えば余り影響度合いの少ない料金については認可不要とかにしてありますが、これなどは例外的な規定だろうと思つて、これからの料金の全体の流れを見ますと、先ほど来御質問のありました今回の電気通信審議会の答申で新しい料金体系、私はこれは革命的な料金体系になるであらうと言つておるのですが、画像が通信の回線を豊富に流れる時代の料金というのは、今、放送系と

通信系と融合という言葉が出ておりますが、やはり相当革命的な料金体系にしないと利用者から支持されないということになると思つて、この問題、一つ別にごさいます。

現在の料金につきましても、できるだけそういう分野を広げたいということで、実は昨年でありましたか、試験サービスというふうな形で、言葉は試験サービスといつて簡単な言葉ですが、実は最初から認可等一切不要で新しいサービスをどんどん試みてくださうという趣旨でありますから、工夫次第で相当なことができて新しいマーケットが広がるという、私どもの期待を込めておるわけであります。

それから、マルチメディア時代と口で言っているだけでなくて、やはり使い勝手のいい料金にどうやってするかという問題、これは私どものもう絶えざる課題でありまして、今後も引き続き努力してまいりたいと思つて、基本的な方向は、やはり先生おっしゃいますようなことで、ぜひいろいろ勉強してまいりたいと思つております。

○自見委員 使い勝手のある料金にということ、これは自由な世界では基本でございまして、高くすれば必ず使う人が基本的に少なくなるわけでごさいますから、大体先細りになります。安くすればたくさんの方が使います。しかし、当然競争も激しくなりますから、政治的にはいろいろな声が上がってくるのですが、長い目で見れば、同時にそちの方が拡大生産していく可能性は基本的にはあるわけでごさいます。その一番皆さん方難しいところは、マルチメディアと言いつながらやはり公的なもの、公益性が入ってきますから、そこではいかように考えていくかということだろうと私は思うわけでごさいます。

それでは電波利用料、ちょっと話は変わりますが、平成五年の四月に電波利用料制度がスタートしたわけでごさいます、利用料制度については三年後に見直しを行う予定であるというふうに理解しておるわけでごさいます。

オークション制度については、当時まだ時期尚

早であるというふうに取り入れなかったわけですが、その後、米、英、ニュージーランド等々実施されているというふう聞いています。いろいろな情報と通信と放送、あるいは画像と文字等とが非常に融合して、本間に区別もつかないような一つの巨大な情報の塊といえます。そういうことになりつつある時代に、有限希少な周波数を効率的に利用するためには有効な制度だと思われたいと思います。

このオークション制度でございますけれども、その実施に向けて郵政省として検討してみたいかと思いますが、私の質問でございます。なかなか微妙なところがございまして、えい、やっと思いきり、こういう流れが、今言いましたように米、英、ニュージーランド等々実施されておるわけでございますから、ひとつぜひこの辺は省として検討してみたいか、こういう質問でございます。

○松野政府委員 あるいは電気通信局だけではなくて放送行政局も絡む御提起かもしれません、私からお答え申し上げます。

アメリカでこれは実施が少し今延びておるようですが、日本で言うPHS、簡易型携帯電話と言っておりますが、この分野で実施したい、免許に当たってオークションをやりたいということ、今準備を進めておるといことを聞いております。イギリスは、一九九一年に民間のテレビ部門で法律を改正して新しい一斉免許で何か実施したというふうなことであります。いずれも特定のある分野に限って、アメリカのケースとイギリスのケースは違うようでありますが、実施もしくは実施を試みようとしておるといことであると思います。

そこで、日本の場合でも、私の耳にも入っておりますが、何か手続を透明化するといいますが、透明な手続という観点からもオークション制度がいいのではないかと、お声があることも、これまでの御議論から私も承知しておるわけ

であります。例えば、どうもオークションといいますが、あるいは老練心かもしませんが、資金が豊富な特定企業に周波数が独占されないだろうかと、それから周波数の取得に、やはりオークションですから、一種の競争ですから、相当大きなコストがかかる、果たして番組内容とかサービスの品質は大丈夫だろうかとかというふうな問題があるのではないかと。それに加えて、こういういわば利用権の問題について日本でも公的な例でオークションの実例というものが今までのないわけでございます。どうも絶対これは実現不可能かという、そうではないわけでありませんが、私、大変頭が悩ましい問題という認識をしております。

いづれにしても、このオークション制度というものにつきましても、事柄の導入の是非等も含めましての勉強してまいりたいというふうに私思っております。御指摘のように、電波利用料制度を平成八年度から見直すということは、先般大交力添えをいただきました電波利用料の国会審議の過程で郵政省の方から答弁申し上げておりますが、これに間に合うかどうかはちょっと別といたしまして、いろいろ勉強してはまいりたいということとひとつお許しを、御理解をいただきたいと思っております。

○自見委員 私は単純な頭でございますから、局長がそう言われたら、これは前向きにやるのかな、こう感じるのですが、しかし、こういったことをいろいろ、例えば非常に資金力の豊富なところが取って電波の公平性が疑われるのじゃないかというところでございますが、私としては、今の答弁を繰り返していただきたい、そういうたやばなことは言いませんけれども、オークションも勉強してみたい、こう言われたのは事実でございますから、ひとつこういことをしっかりとやっていただきたい、こういうふうに思うわけでございます。

大臣、そこら辺、勉強してみたい、こう局長が言われたわけでございますが、それでよろしゅう

ございますか。

○日笠国務大臣 既にそういうことも課題になって、やっておると聞いておりますので、そういう方向でいきたいと思っております。

○自見委員 ぜひそういったところをしっかりと督促していただきたい。皆さん方の気持ち、考えもよくわかるのですけれども、やはりどこかこういった、えい、やっというところも必要でございますから、決して乱暴な話ではないのですけれども、ひとつぜひ、そういうことを勉強していただいているということでございますから、私は、それを大変深く、重く受けとめさせていただきます。

それでは次に、郵務事業と申しますか、まさにこの郵便局でございますけれども、郵便、貯金、保険ですね、このことについてお聞きをさせていただきます。これはまさに郵政省、戦前から、本場に基盤と申しますか、一番最初、明治初年ですね、郵便局をつくり、特定局をつくり、大交日本の近代化に、御存じのように、郵便、貯金、保険というものが、全国に二万四千の郵便局、一万八千の特定郵便局、全国にネットワークとしてあるわけでございます。まさに明治初年の民話であったと私は思っております。今から考えましても、まさに明治時代の草莽期の政治家というのは偉かったなというふうに私は思うわけでございます。あれほど国家予算が規模が小さい、ましてや政権基盤が安定しない中で、まさに「坂の上の雲」ではございますけれども、燃えるような気持ちで、国家を近代化せねばならない、しかしお金がないというところで、やはりそういう中で、国家というのをきちんと、特定郵便局長制度、あるいは近代郵便制度ができてきた、こういうふうに私は思うわけでございます。

その中で、今一万八千だ、こういうふうに申し上げたわけでございますけれども、一つ、特定郵便局は、地域に密着した郵便局として、郵便、貯金、保険のサービスに加えて、最近では住民票

の、これは我が党が大変強く主張させていただいたわけでございますけれども、住民票の交付郵送サービスなど、新しいサービスを提供し、地域住民に今喜ばれておりますけれども、特定郵便局における地域活性化の取り組みの現状と今後の方針についてお伺いをしたい、こういうふうに思います。

○木村政府委員 先生たいま御説明賜りましたように、特定郵便局は、明治初年以來百年以上にわたって、営々としてネットワークを張ってまいりました。現在は、国民全体の財産として、これからの高度情報社会にも地域の皆さん方の情報拠点となるような、大切なネットワークだと考えております。御承知のように、地域社会に密着をいたしまして、郵便、貯金、保険のサービスを提供し、極めて重要な役割を果たしてきたところは、先生御指摘のとおりでございます。

私も、これから地域活性化の観点から、郵便局がこれまでやってまいりました施策、郵便、貯金、保険、それぞれの立場で取り組んでおるわけでありまして、総じて申し上げますと、ふるさと小包というものは、総じて申し上げますと、現在は、もう八千品目以上、年間一千九百万個を超える小包があるというところで日本全土を飛び交っておりまして、こういったふるさと小包の発掘を通じて地場産業の振興に資するともに、その他、ふるさと切手やふるさと絵はがきの発行、あるいは町並みに調和をとした郵便局舎づくりなど、特定郵便局というものは地域振興に貢献をしております。

また、郵便局の窓口ロビーなどを使いまして、地域住民に開放いたしました。絵画展などの展示会に活用していただくなど、地域コミュニティの活動にも最近力を入れております。

それから、先生御指摘ございましたように、地域住民の利便向上のために、最寄りの特定郵便局で住民票等の交付をお申し込みいただける、住民票等の交付請求の取り扱い、あるいは昨年一月から試行いたしました、地方公共団体が発信す

る地域の観光とかイベントなどの各種情報を郵便を利用して提供する「活き活き情報交流サービス」といったようなことも、新たな施策としてアイデアを出しながら講じてきておるところであります。

また、郵便局を地域の情報拠点として地域住民に活用してもらうために、私ども、特定郵便局を含めまして約一千五百カ所を現在通信衛星で結びまして、各地の地域番組や経済情報等を提供するとともに、あるいはハイビジョンとかBS、CS等のニューメディアの機器を郵便局に設置いたしまして、地域住民の皆様にもニューメディアというものに親しんで、あるいは楽しんで、なれ親しんでいただくという観点でも、郵便局の役割は増大をしておるわけであります。

このようなことで、とりわけ二万四千の四分の三も占めます特定郵便局の地域活性化への取り組みというものは非常に大切でございますので、先生御指摘のように、これから一層この施策の充実強化を図りまして、国民全体の財産というものをこれからの時代にふさわしい形で生かしてまいりたい、さらに努力してまいる所存でございます。

○自見委員 大変正しい時代認識、きちっとした答弁だというふうには思っております。

それでは、きょうは貯金局長おいででございますから、金融自由化が進展し、個人預金者への自由化メリットの還元が重要な課題となる中で、御存じのように、もう国営、非営利、個人専門の金融機関である郵便貯金、この役割は一層大事だというふうには私に思っております。特に今度はバブルという時代が過ぎ去ったわけでございましてけれども、民間の金融機関は今いろいろ不良債権を抱えておられる。しかし同時に、民間の、いわゆる日本の国立貯蓄銀行というのは、これは日本だけではなく、ほかの西洋諸国にもあるわけでございまして、おのずとすみ分けが違ふものだというふうには私は思っております。

例えば銀行であれば、今度は新しい産業を育成しよう、私はよく言うのですが、日産自動車に何

千億という、やはりこれを興業銀行が貸しまして、そう、そういったお金は、まさに銀行という機能はないのでございまして、しかし、一人一人の国民のまさに民主的な、安心して安定してきちっと貯金ができるということ、同時に非常に社会の安定ということにとつて大事なことでございまして、そういったことはもう釈迦に説法でございますけれども、また、金融の自由化が一方にあるわけでございまして、今度の国会でも、今参議院に先議になっておりますが、こういった利子の問題等々あるわけでございまして、こういった中で、郵貯の、今日の第一層重要になってくるというふうには私は思っておりますけれども、また同時に、国民の一部の方から私は思うわけでございまして、国民の、郵便貯金が非常に大きくなり過ぎる、こういった御批判もいただくわけでございまして、その中で私はそういった、今さっきも申しました国立貯蓄銀行でございまして、それは今さっき官房長が言われましたように、長い間の歴史を刻んで今日まで来たわけでございまして、まさに国民の財産でございまして、同時に、まさにそこは情報化の基地にしよう、こういった話もあつたわけでございまして、そういった中で、まさに基本でございまして郵貯の果たすべき今日の、積極的な役割を果たすべきだ、こう思うわけでございまして、一般質問でございまして、郵貯の果たすべき積極的な役割について局長はどういうふうにお考えなのか、御答弁いただきたいと思ひます。

○山口(憲)政府委員 御説明申し上げます。今先生お話しございましたように、貯金法を御願ひしておりますけれども、これが御了承いただけておることでございます。この十月には、いわゆる流動性の自由化が実施になるわけでございまして、考えてみますと、五十四年に金利の自由化のものが自由化になるということで、大変歴史的な時期を迎えるというところでございまして、私どもいたしましては、特に小口の自由化を推進する

という立場に立ちまして努力をしております。この間、先生方にも御指導、お力添えをいただきまして、大変ありがたく思っているところでございまして。

ただ、こういう金融の自由化というふうな、制度が変わってくるというところで、環境が大きく変わるわけでございまして、やはりこの自由化のメリットというものは、預金者の皆さん方にお届けするようになるには、いわゆる自由化の中で公正な競争が行われているというふうな、制度にプラスして、実態が生み出されることが大事でございまして、そういった意味で、私ども、制度ができた後、そういった実態ができるようにひとつその役割を果たしていきたいというふうに考えている、これがまず基本でございまして。

また、先生も今申されましたけれども、こういう中で、やはり公的な郵便貯金として民間とは違った役割も果たしていかねばいけないという要素がございまして。特に、自由化というふうな環境を考えたとき、どうしても金利というふうなものも強くなってくるというところでございまして、そういったし、いわゆる小口の預金者でありますとか、あるいは不採算の、採算のとれない地域でありますとか、そういったものがどうしても軽んじられるというふうなことが予想されるわけでございまして。

御案内のように、郵便貯金法の第一条には「あまねく公平」ということが書いてございまして、私どもは、この自由化というふうな環境になりまして、まさにこの郵便貯金法に書いてある「あまねく公平」というこの哲学が大変光ってくるといふふうに思っております。

郵便貯金は独立採算というところでございまして、民間の金融機関の皆さん方が嫌がることを手を出してやるというのは大変経営的にはつらうございまして、しかしながら、懸命な努力をいたしますけれども、しかしながら、懸命な努力をいたしまして、その責めを果たすというふうな覚悟をしております。引き続き御指導賜りますように、よろしくお願ひをいたします。

○自見委員 また、法律がこの委員会の方にしかつてくれば、そこら辺はまたしっかり議論をさせていたきたい、こういうふうな思ふわけでございまして。

それから、今さっき官房長の話にもございましたが、一万八千の特定郵便局という話があったわけでございまして。そういった中で、私も地元でよく特定郵便局長さんにお会いをするわけでございまして。そういった中で、特定郵便局長さんの給与体系につきまして、きょうは人事部長さん、おいでですか、おいでですね、ひとつどうなっているのかということをもつと質問をしたいわけでございまして。

まさに第一線で非常に、これはもう皆さん方がずっと御専門でございまして、管理者として、管理職として、まさに郵政事業の第一線で、近年どうも以前に比べれば給与が厳しくなつたのではないかと、こういうふうな声を聞くこともございまして、あるいは、昔に比べればそういった声も聞くわけでございまして。

また、御存じのように、あれはおじいさん、お父さん、本人だと、三代だ。私の選挙区にはたしか四代の方もおられます。そういった方と、それから郵政省に勤めていた、郵便局に勤めておられて、そういった方ではなくて新たに、自分の局舎と土地を持っておられなくても任命されてこられる方、こういう方がいるわけでございまして。

私は、まずそこら辺で特定郵便局長の処遇の改善ということは非常に大事なものであるというふうに思ふわけでございまして、そういう意味で、まず給与はどうなっているかということ、人事部長さんですか、加藤さんにお願ひをいたします。

○加藤説明員 今先生から特定局長の給与についてお尋ねがありましたけれども、特定局長を含めまして、郵政職員の給与は、給与特例法によりまして、いわゆる一般職の国家公務員の給与水準

と、そう、そういったお金は、まさに銀行という機能はないのでございまして、しかし、一人一人の国民のまさに民主的な、安心して安定してきちっと貯金ができるということ、同時に非常に社会の安定ということにとつて大事なことでございまして、そういったことはもう釈迦に説法でございますけれども、また、金融の自由化が一方にあるわけでございまして、今度の国会でも、今参議院に先議になっておりますが、こういった利子の問題等々あるわけでございまして、こういった中で、郵貯の、今日の第一層重要になってくるというふうには私は思っておりますけれども、また同時に、国民の一部の方から私は思うわけでございまして、国民の、郵便貯金が非常に大きくなり過ぎる、こういった御批判もいただくわけでございまして、その中で私はそういった、今さっきも申しました国立貯蓄銀行でございまして、それは今さっき官房長が言われましたように、長い間の歴史を刻んで今日まで来たわけでございまして、まさに国民の財産でございまして、同時に、まさにそこは情報化の基地にしよう、こういった話もあつたわけでございまして、そういった中で、まさに基本でございまして郵貯の果たすべき今日の、積極的な役割を果たすべきだ、こう思うわけでございまして、一般質問でございまして、郵貯の果たすべき積極的な役割について局長はどういうふうにお考えなのか、御答弁いただきたいと思ひます。

○山口(憲)政府委員 御説明申し上げます。今先生お話しございましたように、貯金法を御願ひしておりますけれども、これが御了承いただけておることでございます。この十月には、いわゆる流動性の自由化が実施になるわけでございまして、考えてみますと、五十四年に金利の自由化のものが自由化になるというところでございまして、私どもいたしましては、特に小口の自由化を推進する

という立場に立ちまして努力をしております。この間、先生方にも御指導、お力添えをいただきまして、大変ありがたく思っているところでございまして。

ただ、こういう金融の自由化というふうな、制度が変わってくるというところで、環境が大きく変わるわけでございまして、やはりこの自由化のメリットというものは、預金者の皆さん方にお届けするようになるには、いわゆる自由化の中で公正な競争が行われているというふうな、制度にプラスして、実態が生み出されることが大事でございまして、そういった意味で、私ども、制度ができた後、そういった実態ができるようにひとつその役割を果たしていきたいというふうに考えている、これがまず基本でございまして。

と、それから民間の賃金の水準に準拠するというふうな建前になっておるわけでありまして、この中で、特定郵便局長の給与につきましても、今まで一生懸命改善に努めてきたところであります。

昭和六十二年までは実は特定郵便局長を含む全部の管理職員に同一の俸給表を適用していたわけなんですけれども、特定局長は、先ほどからいろいろお話がありまして、強い地縁性が求められる、それからまた選考任用で転動がないというふうな職務の特殊性があるというところから、この改善としまして、昭和六十三年から特定局長独自の俸給表を設けまして、俸給の昇給のカーブを比較的フラットにしまして、若くして特定局長に就任した人たちの給与上の優遇というふうな意味での処遇改善を図ったところでございます。

また、それ以降も昇格の機会をふやすとか、それから管理職手当等の手当面で改善を図るなど、より頑張りがいのある処遇になるように努力してきていたところであります。

なお、参考のためですけれども、現時点における特定郵便局長の給与は、基本給で一人平均月額約四十三万円ぐらいになっておりますけれども、この上にさらに管理職手当とか、ボーナスにおけるところの役職加算であるとか、それから特定局長が貯金、保険の募集をしたときには、その募集手当がさらに加算されるというふうな仕組みになっております。

○自見委員 今部長さんがお答えになられたわけでございますけれども、国家公務員の中でそういった、私の選挙区でも三十歳で特定局長さん、おられますし、長い間そこにずっと当然一地域にまさに地域の名士としておられるわけでございますし、そういった方の人的ネットワークというところは、まさに大変郵政事業の最前線で貴重な御活躍をしておられるというところは皆さんよく御存じのことでございますから、今いろいろおられたわけでございますけれども、ぜひその方の処遇改善というところを強く私からも、いろいろな説明はお聞

きをいたしました。が、実情に合った処遇の改善をしていただきたいなというふうに私から強くお願いさせていただきます。こういうふうに思うわけでございます。

○加藤説明員 先生今御指摘がありましたように、人的ネットワークというお話がありましたけれども、地縁性のはかに人縁性というふうなものも発揮して、特定局長が地域に深く根差した事業活動をやっておられるわけでありまして、私どももその職務の重要性とか努力に報いるために、先ほど今まで処遇改善をやってきた中身につきましても御報告申し上げましたけれども、今後ともさらに特定局長の処遇に配慮しまして、さらに努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○自見委員 ぜひその点に十分に力点を置いてやっていただきたい、このように強く私からお願いをさせていただいております。それから次に、公共料金の値上げなどございますが、その中で特に郵便料金でございますね、このことについてお聞きをしたいと思います。

実は、日本経営者団体連盟、日経連から、我が党で公共事業に対するプロジェクトチームというものを組みまして勉強させていただいたわけでございます。その中で郵便料金につきましては、ほかの料金にもいろいろございまして、きょうはひとつ郵便料金について質問させていただきます。こう思うわけでございますけれども、この中の指摘で、私も実は部会長として、郵便料金の値上げというところを認めてくれないかという話が出て、私もいろいろ実は進言をしたわけでございます。部会長としては、やむを得ないでしようというところを実は申し上げたわけでございます。

そういっての中で、やはり日経連がきちんと、報告書は局長さんのところにあるのかと思うわけでございますけれども、やはり合理化でございますね、合理化といいますが、効率化でございますね、合理化といいますが、どうも人減らしというよ

うな感じになります。が、効率化と申しますか、自動区分機を導入しても、まだ五・三％が手作業によって区分をされている。区分機の積極的配置ですね。これは三年間で百二十二台、二百六十二億円のお金をかけてやったということでございますが、これは特にバブルでございますから、郵便の数が大変ふえたということもございまして、また、そういった中で非常勤職員の数が一万九千人ふやした、賃金の支払い額は二・五％になった、こういったこととございまして、郵便が二・三％ふえたということとございまして、しかしながら、効率化ということもやはり常にしていかなければ、今さっき言いましたように、皆さん方がやっていないというふうに私は言わないわけでございますけれども、やはり合理化と効率化というのは、特にこういった公共事業体には大事だと思っております。

もう上げればいからね、上げればというので上げますと、これはいろいろ電話の、今郵便だけじゃない、たぶん、ファクスとか何かいろいろありますね。まさにマルチメディアの時代になるわけでございますから、競争相手がふえてきまなかつたわけでございますけれども、もうそういった時代ではないというの局長さんよく御存じでございますから。

ほかのメディアとも競争しなければならぬ、同時に郵便事業は、私の記憶が正しければ、たしか八〇％ぐらいが人件費でございますね。まさに人の涙と汗によって区分されて、一軒一軒こういった手紙が届くわけでございますけれども、同時に、今さっき区分機の問題も申しましたが、そういった合理化も、例えば四十三年以来郵便番号でつか、つくりましたけれども、途中一遍ぐらいい正したように思うのですが、どうも特に大口の郵便を利用する方、そういった方はむしろ一個人はよく書いてくれるのでよく読める。九六％くらいは日本人は書いてくれるというので、か

えって大口の受託者、利用者と申しますか、あるいはそういった方のかえって郵便の読み取り機、非定形のものもあれば量の多いもの、いろいろあるのしょうが、読みにくいというところを昔読んだような記憶もあるわけでございます。

そういった中で、やはりこの郵便事業の効率化ということが私は非常に大事だと思いますし、また、ことしからでございますか、もう御存じのように、そういったことで郵政短時間職員、これも認めろということで私も少しお手伝いをさせていただきまして、去年の暮れ、ボーナスはオーケーだけれども、昇給もオーケーだけれども退職金はだめだよ、一日四時間働いていただく、こういった、言うなれば従来の国家公務員という概念から非常に飛躍した制度を導入しようというふうな意欲があるわけでございますね。

そういった中で、ひとつでできるだけ効率化しませんが、結局郵便料金を上げれば利用する人は減ってくるんですよ。減ってくれば、結局縮小傾向になります。もうほかのメディアに移ろう、こうなってくるわけですから、大変大事なことでございますから、ひとつそこら辺の効率化につきましまして局長さんの御意見があれば教えていただきたい。

○新井政府委員 お答えを申し上げます。郵便事業の効率化でございますけれども、今先生御説明のございましたように、郵便事業というのは、郵便の引き受けから配達に至るまで、大変人手に依存する度合いの高い事業でございます。これまでも郵便物の仕分け作業の機械化あるいは鉄道郵便局の廃止、こういった可能な限りの効率化も推進してまいりましたわけでございます。これは、特に今先生からも御指摘ございましたように、郵便につきましましては民間との競争だけではなくて、電気通信との競争もこれからいろいろな形で、もともととて激しくなってくるのではないかと

いうふうに思っておりますので、私ども、今後ともこういった局内作業の機械化や、あるいは窓口

事務処理の情報化、機械化、こういったような形で今後とも積極的に進めてまいりたい。

具体的には、例えば郵便物に記載されたあて名、これは手書きのものを含めて、こういったあて名を機械で自動的に読み取ります郵便物あて名自動読み取り区分機、こういったものをさらに増備してまいりたいということ、書留郵便物につきまして、区分をして同時に通数を確認し、さらに一度に記録する、そういう機械の開発配備、こういったことも局内作業の機械化の一環として今後進めてまいりたい、このように思っております。

さらにまた、窓口の関係でございますけれども、郵便の場合は窓口の機械化がなかなか難しいところございますけれども、一台の機械で郵便物の料金を計算いたしまして、あわせて料金証紙、切手のようなものでございますけれども、これを発行して、さらに料金額の集計事務も同時に行う、そういう窓口端末機が現在一部配備されておりますけれども、こういったものをさらに増備をするといったような形で、今後とも積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。

それからもう一つ、いわば郵便の作業の中で最も機械化のおかれております、あるいは難しい、配達部門の機械化、特に配達局におきます局内での準備作業、こういったものに対してもできるだけ機械化を進めてまいりたい、このようなことを考えておるところでございます。

○自見委員 一層の効率化、今さっき言いましたように、例えば、むしろ区分機による処理が困難な郵便物というのは、多くは大口利用者が発送代行業者に差し出すものが多いんじゃないかということですね。これは会計検査院の報告でございますか、そういうのもございまして、私は郵政白書も読ませていただきました。きちんと問題を理解をして対処をしておられるようでございますけれども、さらに一層そこら辺の効率化を、時代に取残されないように、大変重要なものでございますから、そこら辺をさらに一層奮励をしてやっていただき

たい、こういったふうに思うわけでございます。それから、あちやらこちやら行って恐縮でございますが、次に、民放の話でございます。きょうは江川局長おいででございますから、簡単に申し上げます。

いわゆる地上民放が、こういったマルチメディア、皆さんからいろいろな話が出たわけでございますけれども、非常に変わってくるわけでございますけれども、マルチメディアの時代になりまして光ファイバーの発展あるいは衛星放送の進展、多メディア化、多チャンネル化、そういった現在、来週はまた放送法の改正という法律もかかってくるわけでございますが、まさに国際化の時代でもあるわけでございます。

そういった中で、いわゆる地上民放、今あるわけでございますが、その存在価値を持つためには、どういったことに注意をして、どういった役割を果たすべきであるかというふうにお考えか。基本的な話ですけれども、そのことについて局長の御意見を聞きたいと思っております。

○江川政府委員 マルチメディアがこれから進展していくわけでございますが、その中で、地上民放、こういう言葉で表現させていただこうと思っておりますが、これからどういう存在意義を持ち、役割を負っていくべきなのかということは、実はまさに基本的な課題だと考えております。それで、今我々はこういう道筋で、地上民放がマルチメディアの中で整々と発展していくべきだというふうに考えておるところのことを申し上げます。

これまで、地上民放というのは、基幹的メディアという性格を与えてまいりました。か、そういう性格のものとして評価してまいりまして、かつ、基幹的メディアでございまして、全国にそれが行き届くようにしようというふうに進めてきたところは、先生御案内のとおりでございます。そういう意味で、だれも見れるという意味での基幹的メディアの性格というのはこれからも持ち続けるのではないのか、持ち続けていいのでは

ないかというふうに考えます。そういう基幹的メディアの意味するところは、言ってみますと、地域社会のニーズにこたえた情報を経済的に安定して提供し、視聴者が容易に受信可能であるというメディアの性格だろうと考えております。

その意味で、そういう地上テレビのこの性格といえましょうか、機能といえましょうか、それはこれからマルチメディアの世界の中でも十分に担わなければいけないものだろうと考えているところなんです。しかし、マルチメディアの中でそういう位置づけというのは、民放が黙って与えられない位置づけではなく、やはり彼ら自身も努力していかねばいけないだろう、そう考えます。

では、そういう民放自身がどういう努力をするのかというところは、それは幾つもございまして、一つは番組の制作能力とか、先ほど来議論になってございまして地域情報の収集、そこからの発信能力の強化とか、そういう問題もございまして、また技術革新への確かな対応もしていかなければならないというような問題もございまして。それらは、そういうことをやってマルチメディアの中に地上テレビがなお基幹的メディアとして生き続けていくことを考えるわけでございますが、役所、郵政省の側も、こういうものに対してまた支援すると申しましようか、環境整備するというのがまた仕事に出てくると思っております。

その意味で、郵政省としてのやるべきことというのは、例えば制度の変更みたいなことも考えなければいけないかもしれません。設備とか周波数の共用化による放送以外の新たな事業への展開というようなこともできるようにするような、そういう経営の自由の拡大という観点からの制度の見直しでありました。それから先、株式の上場というような問題もたくさん出てまいりと思っております。そういうものへの環境整備も図っていくなどございまして、そういう役所の側のやるべきこと、民放自身がやるべきこと、その志向するところは基幹的メディアとしての拡大発展というところが、先生のただいまの御質問に対する我々の

当面の考え方だと申し上げたいと思っております。

○自見委員 なかなかうんちくのある御説明だったと思うわけでございます。

それから、NHKのことにつきまして、大分時間も迫ってきたのでございますが、現在NHKはBS放送で難視聴解消を行っているということになっていくわけですね。ところが、実質的には地上放送をそのまま流しているわけではない。今回、特に小笠原に対しては、難視聴解消ということで、CS放送を利用して関東広域圏の番組がそのまま伝送することを予定しているというふうに聞いておるわけでございます。他の難視聴地域においても、地上放送と同時に、NHKが従来実施してきた枠を超えた工夫によって全国に放送されることが望ましいと思うわけでございますが、適切な進め方について検討していただきたい、こういうふうに思うわけでございます。

○江川政府委員 先生のおっしゃりたい趣旨は私はよくわかりますが、ちょっと申し上げたいわけがございません。言葉の約束事で、こういう定義で我々はやっていきますということをやっとつけ加えさせていただきます。

CS放送と今先生おっしゃいましたが、今回、小笠原に対してNHKあるいは民放の番組が直接流れていく仕掛けというのは、CSという通信衛星を使いますが、いわゆるCS放送というものはございせん。CSという通信衛星を使って小笠原の今度つくります拠点局に情報を落としまして、その拠点局から小笠原の中に電波で放送を流す。その意味では、通信衛星を使いますが、伝送するわけでございます。そういう意味で、通信です。ここから先が放送になります。CS放送と我々が言いますのは、文字どおりCS、通信衛星にぶつけて、そこからもうおりてくるのを自分のアンテナで受けてしまふ。直接ダイレクト受信をするというのをCS放送と申しております。なぜこんなことを私がくどくど申すかといいますと、小笠原は今のCS、通信衛星が電波を落とせる範囲のちょっと外にあるわけです。千キロか

何か、ちょっと大分離れたところでございますので、ビームを絞っておりますので、あの辺は余り強い電波が届きません。そこで、私たちが言う意味でのCS放送は、小笠原で受けようとして、我々東京で、本土の中で六十六センチぐらいの直径のアンテナで、パラボラで受けられるわけでございますが、あそこへ行きますと、技術の話を聞きますと、四メートル前後の大きさになってしまう。そういう意味では、文字どおり家庭の人が四メートルのアンテナを置いて見るといふのはなかなか難しゅうございます。その意味で、CS衛星を使ったとしても、やるとすれば、今度やりますように、向こうへプログラムを送って基地局から流す、こういう方法になると思えます。そういう意味で、CS放送という言葉をちょっと使い分けてございます。

それにいたしまして、CSという衛星を使って放送が直に聞けるようになるならば、BSばかりでなく、それも使ってやたらどうかというふうな先生の御質問をお聞きするとすれば、まさにそれは新しい一つの手法でございまして、あら、あり方としてはあると思えます。ただ、今BSに向かって音がっておりますので、アンテナがBSに全部向かっております。CSが大分軌道がずれたところへございまして、映すとなると、例えば日本本土内の難視聴地域でもアンテナをもう一つ必要とするというふうな経済的に難しい問題が一つ出てまいります。

そういうことも一応クリアしながら、BSのみならずCSを使うという問題に、やるとすれば考えていかなければならないところでございまして、そういう技術論、経済論の困難性がちょっとございまして、それにしまして新しい時代の転換がございまして、BSのみにこだわらないでCSも使ったかどうかという趣旨の御意見ということ、私たちが頭の中に置いて、NHKとちよっと議論はしてみたいと考えるところでございまして、○自見委員 従来実施してきた神を越えて、BSでなくてCS、通信放送衛星が通信衛星を使って

やってみるというふうなことでございましたが、ぜひ適切な進め方について前向きに検討していただきたい、こういうふうに思うわけでござい

それでは、あとちょうど残り十分でございますが、ちょっと大臣に、きょうは質問の通告をいたしておきません。実は大臣個人のことでございまして、我々の党の方からもぜひ大臣に聞いていただきたい、こういうことを、実は私、そういつた要請もございましたので、これは大臣の一人のことでございまして、大抵郵政行政一般については聞かせていただきましたので、御質問をしますから、ぜひ正直に答えていただきたい、こういうふうに思うわけでござい

御存じのように、ここに読売新聞の、これは一月七日号でございます。これは大臣、御自分のこととでございますから当然お読みになられた、こう思うわけでございまして、熊谷通産大臣がやらせ質問をしたというところでございまして、また、きのうの予算委員会でもこのことが大きく取り上げられまして、これは六月二日の読売新聞でございまして、「やらせ質問」依頼は事実、だ、こういふことがきのうの予算委員会でも、大臣御出席しておられましたし、私も答弁の一部は聞かせていただいたわけでございまして、我が党の中、六月一日の予算委員会において我が党の水野委員の質問に対して、直接やれと頼まれたというふうなことと、きょうはきょうと頼まれたと答弁をされておられると思えます。私も議事録で、速記録で確かめたわけでございまして、直接でなければ、だれか人を介して頼まれたことはござい

○日笠国務大臣 直接、間接問わず、ございませ

○自見委員 直接、間接、頼まれたことがないというから、自分で自主的に質問をされたということとでございませう。そういうふうな確認しておいてよろしゅうございませうか。

○自見委員 一月七日のこの新聞でございますが、読売新聞によりまして、これはあくまで新聞の報道ですよ。十月一日に通産省の人が、質問の取りやめを申し入れてきた、そのことは既に一日の予算委員会でもお認めになっておりますが、そのとおりでございませうか。

○日笠国務大臣 実は、私も十月一日、質問に立つという通告をしたと会議録にも載っていると思

います。実際、メモ等がありま

せんものですか、いろいろと雑誌とか調べてみますと、ある雑誌は十月四日に質問に立つと予告があったとありますし、それは十月一日となっておりまして、それからきのう、通産省の政府委員室関係の方のこ

とを、報告を審議官の方がされていましたね、あ

の方は十月三日とおっしゃっていましたね。です

から、いづれにしても、十月一日から四日の間に

通告をしたのだらう、こう思いますが、十月四日

というある週刊誌の話は当日でございまして、

当日はなかったのだらう。そうすると、メモは何

もなく大変恐縮でござい

ますが、一日か三日か

その前日かという、政府委員室の方が言ったのが

十月三日、読売新聞が言ったのが十月一日という

ことで、すなわち、一日から三日の間だらう、こう

いうふうに思うのでござい

ますが。

○自見委員 日にちのことが、いろいろ記憶のこ

ともあるのかと思うわけでござい

ますけれども、

この新聞によりまして通産省の人が、今もお話

あった、来たというの

は事実でござい

ますね、政

府委員室の方が。

○日笠国務大臣 来られました。

○自見委員 そして、そういう質問は取りやめ

てくれな

い、こういうふうな話があったという

のも事実でござい

ますか。

○日笠国務大臣 そう直截な言葉で取りやめても

らいたいというふうなニュアンスだったかどう

か明確では

ありませんが、やめてもらいたい、そう

いうふうな断定的な言い方ではなかったのだらう

と思

います。

○自見委員 断定的な話でなかったけれども、そ

ういった意味合いのことがあったということですね。

そうしますと、これは一月七日の読売新聞でござい

ますが、日笠大臣は、質問は自分の判断で

やった、他人からの働きかけはなかった、こうい

うふうに話している。同省関係者によると十月一

日、これは日にちのことはいろいろあると思

いますが、受けた同省側が、最初の取りやめを申し入

れたが、「大臣から頼まれた」と、通産大臣、当

時の熊谷通産大臣から頼まれた、「大臣がやめろ

と言わなければやめられない」と拒否された、こ

ういう新聞記事があるのです。ですから、そう

いったことがござい

ますが、これは事実でござい

ますか。

○日笠国務大臣 予算委員会でも申し上げました

ように、このときの記憶している限りでは、申し

上げました。というの

は、私、高輪宿舎にお

りま

すけれども、これが何日かということはちょっと

特定できかねるの

ですが、朝国会に行くときに、

五階でござい

ますからエレベーターに乗りま

すと、たまたま大臣とSPの方とか秘書官とか数名

の方がいら

っしゃったわけ

です。そこへどこ

か入っていきま

して、いやいやもう予算委員

会近くなりま

したが、いろいろ通産省のこともや

りますよ、そういう旨のことを申し上げたら、ど

うぞ、結構です、こう言われたことは事実で

ござい

ます。

この新聞のことは、頼まれたというの

は、どう

ぞ、どうぞ、結構ですと言われたので、やめろと

頼まれたらそれは私も人間ですから考えるけれど

も、そうでない限りは、どうぞと言われているの

です。ですからやめられないというコメントだと思

います。

○自見委員 当日質問をしたときにも、ごくわず

かの時間をや

っておられますね、大臣。そのとき

に、こうい

った問題を、まあ率直に言えば、これ

もきのう明

らになったと思

います。通産省の

大塚和彦さん、通産産業研究所次長さんが、きの

うも私も見てお

りましたが、井上一成代議士には

明らかに大臣から、通産省のトップからお願いがあつた、こういうことを証言として聞かせていただいていたわけでございます。

そうしますと、井上先生の方にはお願いがあつた。しかし、井上先生はしなかつたんですね。大臣はしておられるわけですね。そうしますと、これは常識的に考えたら、やはり頼まれてやる。たぐさんのテーマがあるわけですから、それで十二のうち一つ、わずかに何十秒かだったと思うのですが、そんなことに普通、常識的に、井上先生には大臣が直接お願いした、大臣はだれからも頼まれなくて、直接的にも間接的にも頼まれなくて、そういうたぐさんあるテーマの中でこういう問題、自主的に、全く頭の中で思いついて取り上げるというの、ちょっと私は自然でないと思うのですよ。やはりだれから頼まれたり、少なくとも問題意識を持っています。

この問題も、よく御存じのように、要するに「通産省」というふうにはつきり二回ほど書いておられますね。「ゆがんだ人事であるとか」、「官界のモラルですね」、「いろいろな情報が飛び交つておりますが、いわゆる政治家のモラルと同時に」官僚のモラルだということもわざわざされている、こういうようなことですからね。新聞によりますと、もう少し露骨に、この怪文書問題について十月四日の委員会では日笠委員が取り上げた、こう書かれておられるわけですね。いや、これは新聞ですよ、読売新聞にこう書かれておりますね。

ですから、こういった問題は一体思いつくのかどうか。こういった状況を考えれば、だれから頼まれたというふうに考えるのが私は自然じゃないか、こう思うわけでございますが、大臣が自分で全く自主的に、頭の中で浮かんで、だれからも頼まれなくやっただんだということでございますしうか。

○日笠國務大臣 昨日予算委員会でも水野先生にお答えいたしましたけれども、連立与党初めての予算委員会での総括質疑だったと思います。そして、各党どういふことをやるかという割り振りを

したわけなんです。ちょっと今ペーパーを忘れてきましたけれども、第一党の社会党さんが防衛・外交問題をやる、それから新生党さんが災害復旧だったと思います。それから民社党さんが景気回復、それからさきがけ・日本新党さんが農業問題だったんじゃないかと思ひます。

当時、御存じのようにこの十月ごろは、いわゆるゼネコン汚職ということが大変大きな問題になっておりましたし、それからいわゆるゼネコン汚職ということで総理大臣が、細川前総理ですね、本会議場で所信表明をやっておられるわけですね。ですから、自見先生、この私の初めの方の出だしの文章を読んでいただければ、所信表明をずっと引いていますね、政治家、綱紀粛正。そういうことで、まずゼネコンのことをやり、綱紀粛正をやるんだというテーマがあつたわけなんです。ですから、きのうも申し上げましたが、十一問のうち、もう十一問はすべて政治家、ゼネコンということをやりました、たまたまこの一問が官界のモラルということをやったわけですね。

当時、週刊ポストとか何かでございましたか、さういふ、毎週くり出してましたですね。そういうのが頭にありましたから、たまたまこの省庁の、綱紀粛正いろいろあるけれども、今いろいろ報道されている、うわさされているから通産省のことをちょっと取り上げようかなという感じでございますまして、流れの全体を一番初めから読んでいただくと、決して、突然思い浮かんだか、こういうふうにおっしゃっておられますけれども、そういうふうな流れの組み立てであつたということでは御理解いただけるのではないかと思っております。

○自見委員 大臣の話は、予算委員会でもそういう話を聞かしていただきました。しかし、六月二日の夕刊紙によりますと、あなたの質問が内藤局長辞任の引き金になったと見られているというふうに報道されているわけですね。報道ですね。ですから、これはまた我が党としても、予算委員会もございましてからしっかり取り上げていく問題で

ございますけれども、やはり私は今の大臣の質問には完全に納得できない。たぐさんの問題があるときに、十二の問題は確かに、十一ですか、しっかりした問題でなければ、残り一つ、急に一つ入れたという感じが私はいたしまして、これは井上代議士に頼んだんですね、やはり頼まれてやっただというのが私は自然だ、こう思ひます。

大臣、最後に、だれにも頼まれておりませんね。人を介しても頼まれておりませんね。事実だ、こう言われましたね。もしそれが事実でなかつたら、当然責任をとられますね。

○日笠國務大臣 はい、そのとおりです。

○自見委員 終わります。ありがとうございます。

○高橋委員長 次に、大木正吾君。

○大木委員 最初に、郵政行政執行上の問題につきまして、二、三点、注意を喚起しながら御質問させていただきます。

一つは、モトローラ問題が本年二月に問題になりました。移動体通信の關係会社に対する百三十局の新しい基地局の設置の問題とかあるいは二十万五千の新しい端末の問題が出ております。これは外務省の方呼んではおりませんが、いへば時流に乗りました移動電話の一つの発展状態の中にありましたから大体うまく解消できたかと思うのですが、ただ、カンター代表等は盛んに押せ押せでいけばいいんだ、こういう話が新聞等に出ておりました。包括協議の問題とも関係したしながら私自身にはちょっと気になりますので、通信局の方の担当になりますか、結局どういう完結といひましようか、最終的にどういうような結果をつけているか、これについてお答えいただきたいと思います。

○内海説明員 お答えいたします。

最終的の決着と申しますと、日本移動通信株式会社、I D O が使用しております N T T 方式の自動車電話用周波数八メガヘルツのうち一・五メガヘルツを北米方式に使用するという内容、それか

ら、平成七年九月までに基地局百五十九局、通話チャンネル数九千九百の建設を行う、そういうようなものを日本移動通信とモトローラ社とが契約を結びました。それが決着の内容の一つでございます。

そういう民間の決着を受けまして、政府といたしましては、I D O の計画を把握し、最後まで見届ける、それから、日米両国政府でレビューを行う、仮にI D O の計画の遵守が確保できないというようなことがないように法律の範囲内で可能な措置をとる、そういうふうなことになると思ひます。

○大木委員 お願いしておきますけれども、包括協議にこれからだんだん入っていくというのですが、政府調達の關係にも関連してくるかもしれないが、結果的にはアメリカのカンターが言っているみたいには押せ押せだんだんいけば何とかなる、こういう形から遮断しておかなくてはいいかぬと思うのです。外務省とも話をしたでしょうか、そういう問題について確認できますか。

○内海説明員 ちょっとお聞き取りしにくかったですけれども……

○大木委員 要するに、包括協議が始まりますから、あの事件というものを別の次元としてきっちり切っておかなくはいかぬですね。そういう關係。

○内海説明員 今回の携帯電話の問題は、包括協議とは別の枠組みの中で議論されておりました、包括協議とは別の話だということになっております。

それから、先生御心配の節というのは、多分それが影響を及ぼすかどうかというふうなことではないかと思ひますけれども、これについては、あくまでも民間事業者間の問題が合意が得られた、そういうふうなことになっておりますので、結論から申しますと、包括協議とは全然別な話ということになっております。

○大木委員 そういったことでぜひ善処してほし

確実な実行を図るよう強く指導してまいりたいと思
 います。

ともあれ、退職給付という事業に支障を来さない
 ということが最大の大きな使命でございますの
 で、その点を十分留意していききたいと思っております。

ます。

○大木委員　大変な不祥事でございますが、ぜひ再発のないように十分な監督をお願いしておきます。

さて、電通審の答申について若干伺っておきます。

これは同僚議員の質問の中にもございました、公共性の問題とかあるいは人間環境の問題ということもございますが、実は私自身が参議院の通信委員長をしておりますときに、要するに役人の方とかN T Tの幹部の方々から大分抵抗があったのですのですけれども、結局、公共性という言葉を事業法の中に入れたのは、衆議院のときはなかったのですが、参議院通信委員会で突っ込んだ経過がございまして、御質問の趣旨の方々に對しましてぜひ御理解願っておきたいと思うのです。

それは先ほど同僚議員の質問にもありました
が、答申に対しまして、大臣の方からは、アメリ
カの情報ハイウエーの問題でございますとか、そ
れから同時に、積極的のこういった問題につい
て早急な具本比に向けて全力で取り組む、こうい
う二、三点伺ってまいります。

ただ問題は、先ほど議論も若干ありましたアブリケーションの問題ですね。こういった問題について、通信政策局長の話もありましたけれども、実はここに手元にあるのですが、通産省が出しています「高度情報化プログラム」というものがござ

ざいますが、これの中に入っていくますと、「公的五分野の情報化の推進」というのがございまして、これはまさにアプリケーションに開しまして電通審が答申しました問題とすべて重

復する、いわば視野といえますか分野なんです。教育の分野、研究の情報化、そして医療・福祉の情報化、行政ですから自治体関係はいましようか、行政の情報化、中央官庁も入りますよ、図書館の問題、こういったもの全部入っております。極めて具体的な内容になっておるのです。

ですから、政策局長おっしゃったけれども、どうもやはり両省庁が、いわば関係の向きに向けて盛んにアプローチが始まっている。ほううっておきますと、年末に大蔵省へ予算で行ったときに、両方が同じ予算をがっちり、いわば取り合っている状態がダブってくるんです。しかも、今でもパイロット事業、大分あちこちダブっているものがありますから、そういった点で、こういった問題について私、非常に難しい問題を含んでいる、こう考えているわけですが、まず政策局長から意見を聞いた上で、大臣の所見も聞かしてください。

○五十嵐政府委員 電気通信審議会の答申につきましては、いわゆる、日本の国におきます二十一世紀に向かいました情報通信基盤の整備というところで御議論をお願いをし、答申をいただいたところでございまして、言ってみますと、どこの官庁の所掌であるかというのを越えての御議論でございまして、省庁ごとにいわゆる情報化あるいは情報通信等につきまして何か出されるものについて重複することがあるかというふうには思っております。例えば、現在厚生省におきましてそういった情報化推進本部というのをつくって検討されているということになりますと、私どもとの関係でまいりますと、答申内容ということと、部分では重複するようないことも大いにあらうかというふうに思っております。

現実の対応ということになってまいりますと、それぞれの省庁、連携しながら進めていくということではなからうかというふうに思っているところでございますが、概観するところ、いわゆる公的なアプリケーション、こういったものについては政府主導というようないことでやらなければなら

ぬ部分が多いのではないかとというふうに電気通信審議会の答申は考えておりました、このことについては大体共通的に理解されるあり方ではないかというふうに考えております。例えば医療とか教育とか各省にわたるものがございます。これはアプリケーションの部分でございまして、さらに行政の情報化というような観点になってまいりますとまた総務庁とか、そういったかかわりも持ってまいります。

アプリケーションという分野に関して言いますと、電気通信審議会の答申にありましては、基本的にいわゆる「ビジネススペースのアプリケーション開発・導入は、民間部門の創意工夫によることを原則」、こういったうまい主張されております。私も、そう受けとめるのがよろしいのではないかとこのように考えております。

ただ、公的分野のアプリケーションにつきましては、ただいま先生からもお話のありましたように、それぞれの分野において国の役割があるのではないかとこのように思っているところでござい

ます。なお、こういったことにつきまして、現実の問題として、ただいま進めております、いわゆる高齢化福祉社会と通信というような研究会を私どももやったりいたしておりますが、そういうところにもあります。厚生省と一緒に進めるということもございまして、厚生省独自でこれから進めるものもあるかというふうに思っています。各省、こういうことで、いわゆる情報通信につきまして大変関心を持っていただくようになりまして、それぞれ、もちろん省庁間の調整というのは連携しながら必要になってまいります。取り組んでいただくことは大いに歓迎すべきことではないかというふうに思っております。

そういう意味合いにおきまして、私どもは今後とも関係する省庁と連携をとりながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○日笠国務大臣 先生のおっしゃることは大変重要なことでございます。私も、郵政大臣を拝命し

たときに総理から、省益を乗り越えて国益の立場で頑張ってもらいたいと言われたことも思い出すわけでございます。

ともあれ、この答申そのものも各省庁でよく連携をとった上で出しました答申でございます。今度これを政策化をしていき、おっしゃるように、年末の予算編成に、予算獲得に向けていろいろ各省庁と協力し合い、財政当局にも協力し合っ

て、それぞれの立場立場というものを認識した上で折衝していかなければならぬと思うっております。

ともあれ、大変これから大事な分野でござい

ますし、大事な局面でございまして、いろいろとまた御指導賜ればと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○大木委員 政策局長の話、話としてはわかるんですけれども、やはり郵政省と通産省とのこの十数年といましようか十年来の相当な綱張り争いが刺激になっていきます。私自身も資料として通産省からたまにいただくのです。そうしますと、重複していることが相当ありまして、また現地に

も、パイロット事業だなんて問題につきましても、やはり現地の方々がこれは郵政省関係だ、これは通産省関係、こういう問題があります。

そろそろこういった形でもって、もしアメリカ型情報ハイウェイとか、あるいは本当に国家的な仕事でやるのだしたら、やはり私は、総理がそうおっしゃる気持ちを受けまして大臣に考えてほしいんですが、国家的プロジェクトを文字どおりそういうものにしていくことが大事なんじゃないか、こういう感じがするんですね。

そのためには、例えば羽田総理が結果的には責任者になりました、あなたが結局代行でもって実際に仕事をされまして、そして各省の次官クラスの方を入れました、やはり何か一本にしたものを、別に新しい機構組織というものはどうかというところは余り描くことありませんけれども、思い切ったそういうことをしなければ、これは恐らく綱張り争いといえますか、こういった各省庁は郵

政、通産からどんなアプローチを受けてきますよ。面倒くさがってきませんよ。そういったことは民間にもあることなんですけれども、やはり私は、この問題が成功するためには、公的アプリケーションという問題も何といても先行しなきゃなりませんからね。

そういった意味でもって非常に大事な入り口な

んで、日笠大臣にもう一歩前に出ていただきまして、総理と突っ込んでいただきたい。同時に、おっしゃることはわかるんです。宮崎さんに私何回も会っていますから、大和の理事長ですね、今通信政策部会長やっていただんですからね。全部、会ってもうよくわかっているんですからね。要するに、メンバーを集めて、そういういろいろの方々を集めてやっていくから権威が高い、こうおっしゃいますよ。役人の世界、なかなかそう簡単にはいかぬですよ。通産大臣呼びまして、いや郵政とは違う、こういう話になりますから。

そういう点でもって、もう一歩進めた意味で、私は、どうしても国家プロジェクト、こういったものをどこかでもってやはり、閣議の中でも結構です、話をしていたらございまして、もう一歩詰めた仕方をしないとこれは成功しない、こう考えています。どうですか。

○日笠国務大臣 閣議では、例えば女子学生の就職に関する関係の会合とかというのは、御存じのとおり、雇用という面に絞って申し上げますと、二十一世紀、二百四十三万人の雇用創出のある、恐らくこの世界は男女雇用均等法がそっくり生かされるような分野であらう、長期的な展望に立つても非常に、この事業は、情報通信基盤の整備はそれにたえるものであらうということも言っています。また本日は、この答申を閣議で正式に御報告をさせていただきます。関係大臣、関係省庁にも御協力を要請したところでございます。

これからの政策化をしていく上で、どうしてもこういうことがあらば、先生のおっしゃっていることも拳々服膺しながら参考にさせていただきたいと思っております。

○大木委員 大臣の努力をぜひお願いをいたしておきます。大変緊急な問題、国際競争もございすから、余り国内がばたばたやっている余裕ないと思うんですよ。そういう面では、やはりもうちょっと、各省庁調整が必要である、こう考えていますから。

その次の問題で、規制緩和。簡単に伺いますが、これはこの答申の中にも出ていますが、料金認可、七十ページですか、これは、「不要とする範囲の拡大等、適時適切」云々ということでありまして、この言葉の持っている意味がどういうことかということがございすけれども、特に閣議の決定がございました平成六年の三月二十九日、ここでもってやはり同じようなことが、日米包括交渉を前にいたしましてあれが出ています、やはり情報通信の規制緩和が出ていますね。

最近経団連も大分強いことを言ってきたらっしゃるようございすから、こういって問題について料金の凍結問題等もございすので、大変難しい問題ですが、要するに、規制緩和に絡んで料金関係についてどういう展望をお持ちかどうか、これを聞かしていただきたい。

○五十嵐政府委員 基本的に答申で扱いました、あるいは将来的な展望という意味で申し上げますと、いわゆる通信、放送が融合化してくる段階、そういった段階で料金をどう考えていくか、こういうことに相なっております。

そういったときに、まず出てまいりますのは、基本的に映像に対する料金であるという側面が大いに出てまいります。そういった意味で、現在のところは電話、音声を中心としてでき上がっている料金でありますので、こういったことについては、現実のサービスが出てくるのとあわせて、これは考えていかなければならない方向。

それからもう一つは、料金の体系的なものを見てまいりますと、基本的には時間と距離ということとで、時間が長くなる、時間が多くなる、距離が長くなれば高くなる。そういう意味では、言って

みますと、一定のピークを抑制するような格好で現在の料金はでき上がっていると言っても過言ではないのではないかと今思っています。そういった意味からは、これからは大容量化してくるというようなことを考えますと、これもふんだんに使っていく、そういう料金体系ということを考えなければならぬのではないかと。さらにまた、インターネットは高度化してきます。そういう意味では、今のような距離という関係がどう考えられるかということもございす。

そういう意味では、いわゆる通信、放送融合の時代、マルチメディア時代の料金体系に向かつては、そういう大きな幾つかの観点から抜本的な検討を要する問題というふうに考えております。

○大木委員 おっしゃることはわかるんですけども、問題はそういうこととはわかるんですけども、問題は三、四年を展望した上での全く新しい料金体系といいますが、今のコストとかそういうことと関係なく、とにかく大変な時代になりますから、新しい制度が必要であることはわかるんです。

これは三月二十九日の閣議の決定がここにあるのですよ。お手元がないかもしれませんが、これ、この中の十三ページ、「情報・通信関係」について、こういう項目がありまして、「新規事業の創出の観点から」ということから始まりまして、新しい「規制緩和措置を踏まえつつ、サービス・料金の認可対象、公営その他の接続制限の見直し、電波利用」云々、こういってことが閣議の決定でありまして、これを受けて、今度は包括協議の問題との関係が出てくるはずなんです。

ですから、要するにあなたのおっしゃっていることは、いえ、この新しい答申が実行される段階でこのことをおっしゃっているんですけれども、その中間において一体何も要らないかどうかという問題ですね。

○松野政府委員 この対外経済改革要綱の関係であります。サービス・料金の認可対象問題、規制緩和として、私も十分問題意識を持っており

ます。

最近の状況でありますけれども、例えば先般、携帯電話の売り切りが四月一日から始まりました。従来はワンパタンの料金でありましたが、二部選択料金制というふうに多様化してまいりました。大変結構なことだと思います。それから、昨年の秋でしたか、試験サービスということで、事業者が新しいニュービジネスをやる場合、私もには一切認可的な手続をとらないで、まずマーケティング・リサーチを試みてみるという段階をどうぞ、その後本格実施の場合にしかるべき手続でということと、ニュービジネスに入りやすいようなことも緩和してまいりました。

なお、これから私どもが抱える問題というのは、先ほど個々のマルチメディア時代のことをちょっとおっしゃいましたけれども、使い勝手のいい料金が、仮に、マルチメディア時代の新しい料金体系ができる前の段階でありまして、どんなものがあるか今一生懸命勉強しているところであります。その中で、例えばのことと恐縮ですが、専用線の料金が今どうであらうかというふうな問題も含めて、幅広く検討しているところでございす。

○大木委員 ちょっと一つ具体的なことを申し上げますが、ファクシミリ、一種、二種、これは違いますね。一種の場合には許可が必要でして、二種は全く届け出だけでしょう。そういったことの手直しはしないですか。

○松野政府委員 今のお示しのファクシミリのケースの場合、今の制度は、私ども、一種事業と二種事業という分け方を回線設備で分けているものですから、アメリカの方の場合のように行動サービスと基本サービスの分け方じゃありません。二種事業は認可対象、二種事業は届け出ということになります。

ただ、事業のあり方として、二種事業者の場合には一種事業者から専用線を借りて、これを運用してサービスをやるという点が異なっております。それから、私どもの実上の現在の分析によ

りますと、一種事業者はほとんど全国的にサービスをやっていすが、二種事業者はやはり事業所等を中心比較的小規模であるからという、相違はやはり一種事業と二種事業の間でファクシミリサービスの場合にもあるようであります。

NTT等の場合でも、その上でもなおかつ、先ほど申し上げましたように、料金の多様化、サービスの多様化ということは大変歓迎することでありまして、交換器がデジタル化等もどんどん進んでまいっておりますので、今後私どもは、この料金問題と同時に、サービスの多様化にふさわしい料金体系のパラメーターといえますか、こういったものにつきましては弾力的に今後考えていきたいというふうに思っています。

一種、二種の違い点があるということとはひとつぜひ御理解をお願いしたいと思います。

○大木委員 お客さんから見れば、そうおっしゃられても、やはりおかしいじゃないか、こうなります。同じですから、やはり安い方をつけますし、簡単ですからということになりますから、そういったことがサービスにも影響するので、ぜひ、時間があるから余り詳しくは申し上げませんが、またいざれば部屋でも、お邪魔さしていただきまして、それちょっと聞かしていただきます。

終わります。ありがとうございました。

○高橋委員長 次に、矢島恒夫君。

○矢島委員 私に与えられました時間は二十分間で、大臣の地元紙への広告問題、これに絞って質問をしたいと思っております。

大臣は、五月二十四日の予算委員会の答弁、それから先日当委員会の理事会で、誤解を招いたことを反省する、あるいは「いささかでも疑念を呈したことににつきましては、心から自戒自重いたしました」ということを言われております。この言葉を信じていわけですけれども、どうもあなたの説明については納得できない点が少なくありません。

そこで、まず第一に、あなたのあいさつ文です

けれども、山陽新聞だけではなくて、あなたの出身地である津山市で発行されている津山朝日新聞にも掲載されていた、日付は同じ五月十八日だ、このことはお認めになりますか。

○日笠国務大臣 後から聞いて知っております。

○矢島委員 あのときの理事会で、二十七日だったと思いますが、大臣は、地元の事務所と直接連絡をとって詳細に事情を聞いた結果として報告した。ところが、この津山朝日についてはあの理事会の説明のときは何もなかったわけですが、時間的な問題についてはどのようになっていますか。

○日笠国務大臣 地元に関心合わせたのは二十七日の早朝ぐらいだったと思います。そのときの時点では、もちろん私が直接聞いたわけじゃございませんが、山陽新聞の広告の件ということであります。通告が、連絡がありましたので、伝えましたので、その報告しか出てこなかったということでございます。

○矢島委員 今回の答弁ですと、理事会へ出る前に地元で連絡をとったというふうに理解してよろしいんですか。早朝というのか、二十七日の早朝に連絡すれば理事会までには、二十七日理事会ありましたけれども、返事や、そのほか津山朝日にもありましたという地元からの連絡がその時点ではあったんですか。

○日笠国務大臣 ですから、私の方にはこういうのが出ていたというよりは連絡なくて、二十六日の夜ぐらいいましたでしょうか、あすの理事会へ出てきて山陽新聞の件で説明をと言われまして、そっくり秘書の方に山陽新聞の件で調べてくれと言った。その報告が届いたのが、ちょうど理事会に間に合ったということでございます。

○矢島委員 実際に、津山朝日にも同じような、あいさつ文も含めて、広告が載っているのは、大臣ももちろん御存じのとおりであります。これ以外には、特にございませんか。

○日笠国務大臣 ないと思います。

○矢島委員 これは、五月二十一日、読売新聞です。それで、実はその「岡山読売」という地方版のページであります。写真もありますし、広告も載っております。これは御存じですか。

○日笠国務大臣 申しわけございません。今初めて見ました。(矢島委員「この広告は」と呼ぶ)はい、そうです。まことに初めてです。

○矢島委員 大臣の答弁いろいろ、この問題についてはまたお聞きいたしますけれども、まあ調べなければわからないと思いますから、ぜひこの問題についてもきちんと調べていただきたい、御報告いただきたいと思っております。

さて、あいさつ文の問題でお聞きしたいので、先日の通信委員会の理事会で、これは理事会でございましてから議事録がないので、私、そのときにメモいたしました、それを確認したいのです。

山陽新聞の広告部副部長から、地元事務所へ電話で、郵政行政についての、メモ書きでもいいから欲しいと申し出があった。地元では、政策のこととはわからないので、議員会館の事務所に電話してほしいとした。議員会館の事務所に山陽新聞から電話があり、秘書が対応した。こういう説明があったと思うのです。そこで、私がこの件について、理事会ですから時間の物すごく短い中で、一、二問という委員長の指摘もありましたので、メモ書きというのは会館の事務所で秘書が書いたのかということを確認しました。そうだと、テレピアなど三点にわたって書いて、その山陽新聞の広告部の方に渡したようだと、このように説明されたと思うのですが、これでよろしいですか。

○日笠国務大臣 そのように思っております。

○矢島委員 そこで、実は先ほど私が、どうも自重を戒めたいというところというけれども、一つは説売の出てきた。

それからもう一つは、そのときの大臣の説明で、予算委員会の方で説明をされたときにはこうおっしゃいましたね。これは速記録で、「御指摘

のあいさつ文も山陽新聞の方がファクスで事務所へ送ってこられたそうでございます。政策を中心に述べておるといふことで、この程度ならいいんだらうというところで地元で判断をして、了承して掲載となったようでございます。これは速記録ですから、確認しなくてもいいと思っております。

つまり、変わっているのですね、大臣の答弁は、予算委員会では、地元の事務所をやったところ、通信委員会の理事会では、国会の方、議員会館の方の事務所が対応した。いずれにいたしましても、大臣御自身は全くタッチしてなかった、こういう御説明と理解したわけですが、このあいさつ文ですけれども、大体三点にわたっておると思いますが、秘書に指示して書かせたということはないのですか。

○日笠国務大臣 そういふことは全くありません。

○矢島委員 あなたは、二十八日に岡山の県庁記者クラブで、この件について記者会見をやっていると思うのです。そしてそのときに、事務所から聞いたが、郵政行政について何点か列記してほしいというところで、二、三項目出した、あの文章は地元紙の広告でつくったものと聞いているというコメントと同時に、こういうことをおっしゃいましたね。広告のあいさつ文とは知らずに、よくある地元新聞への寄稿文のようなものという認識で三点にわたって秘書に指示した。これはいかがですか。

○日笠国務大臣 それはごちゃ混ぜになった報道じゃないかと思うのです。というのは、これはもちろん、私、聞いての話でございますから、私が直接タッチしてないことは大前提でお聞きいただきたいと思っております。

山陽新聞の方は、郵政行政などの重点課題について、三点か何点かちょっと忘れましたけれども、教えてもらえないかというところが来たことは事実です。それと津山朝日の件とごちゃ混ぜでございます。ちょっとときよう持ってまいりませんが、津山朝日というものは、毎年正月には郷土への

年賀状ということで無料で抱負、決意をずっと出してきておるわけなのです。津山朝日の方は、こういうふうないわゆる郷土へのあいさつというものが、就任のことを出していただけるのだからということを出したということ、ちょっと二つの新聞のことがごちゃ混ぜになったような書き方ではないかと思っておりますが、私はそのように説明したと思っておりますが、二十八日には。

○矢島委員 津山朝日については、そういうことでございちゃなっている部分がある。山陽新聞の方については、この政策についてはどういう処置なのですか、どういう形でこの政策がここに載ったか。つまり、大臣は全然タッチしてない、指示もしてない。津山の方は、ぼつとするとこれは、聞きたいのだ、これに載るかどうかわからないけれどもという意味ですか、今の答弁は。

○日笠国務大臣 一つ一つ申し上げますが、津山の方は、いわゆる広告、後で聞いた話ですよ、広告全体の、こういうものだといふ話はなかったそうです。ただ、あいさつというのか、郷土の皆さんへの抱負を下さいという意味のことがあったということ、お正月と同じようなこういうものを出してくれるのだからということ、東京の秘書がさあっと書いて送ったということでございます。

それから、山陽新聞の方は、理事会でも申し上げました、山陽新聞の広告部の方から今後の郵政行政などのメモをいただきたいという申し出があった、地元では対応できないから東京に電話してもらいたい。東京の方では羽原という、今度は山陽新聞の広告部から電話があって、重点課題等を、郵政省絡みのをいただければこちらで全部勝手に書きますから、こういうふうな岡山の新新聞社と東京の私の事務所とのやりとりがあったということ、これは、理事会で御報告したとおりでございます。

○矢島委員 このあいさつ文の問題で、「テレピア構想の拡充など情報通信基盤整備を公共事業に格上げするなど、二十一世紀を見据えた施策に邁進したい」これが山陽新聞に載っている内容です。

○矢島委員 実際、津山朝日にも同じような、あいさつ文も含めて、広告が載っているのは、大臣ももちろん御存じのとおりであります。これ以外には、特にございませんか。

○矢島委員 実際、津山朝日にも同じような、あいさつ文も含めて、広告が載っているのは、大臣ももちろん御存じのとおりであります。これ以外には、特にございませんか。

今のお話だと、こういう郵政行政の非常に重大な政策について、大臣もあるいは郵政省も知らないうちに、事務所の処置によって掲載した。これは本当に重要な問題だと思ふのですが、いかがですか。

○日笠国務大臣 それは恐らく、地元紙のインタビューとかテレビとかいろいろたくさん受けています。そのことをしんしゃくして、同じようにやったのじゃないかと思ひます。それはまだ聞いておりませんが、後で、なんでしたら聞いてみたいと思ひます。

○矢島委員 確かに重要な政策、このことが、大臣も知らない、郵政省も知らない、そういううちに載ってしまったということは、これは非常に重視しなければならぬ問題、どういふ事情でなつたか、これは後ほどまたお聞かせいただきたいと思ひます。

その次に、この問題というのが公選法百五十二条の問題ということで出てまいりまして、いろいろとそれに対する違反かどうか問われているという状況にあるわけです。この問題も、もちろん違反かどうかということも重要だと思ふのですけれども、もっと広い意味で問題があるのではないかと、この点を私指摘しながら、大臣の考えをお聞きしたいのです。

もちろん、公選法百五十二条というのは有料による新聞広告が禁止されている、これは御案内のとおりです。ところが、今度の二つの場合については、本人の名前も顔写真も、それからあいさつもある。ただし、広告料は本人が負担していない。名刺広告という形で各企業が肩がわりするという形態をとっている。このことが公選法違反でないというのを予算委員会が自治大臣が答弁しておりましたけれども、違反しないとなりますと、実は、大臣就任した場合のあいさつでも、政務次官就任でも、常任委員長の就任でもあるいは地方議会の議長でも、みんなこういう形であるならば広告が出せるようになるということになるわけですよ。つまり、そうなれば公選法百五十二条と

いうのはまるっきり骨抜きになってしまうのじゃないか。つまり、公選法百五十二条、これを骨抜きにした政治家は日笠大臣だったよというふうなことになることは、決してあなたも望んでいないし、またそういう意図も持っていないと思ふのです。つまり、望むと望まざるにかかわらず、実態としてはまさにそういう危険があるというわけですが、これはおかわりいただけたらと思ふのです。

ですから、百五十二条というのは、一九八九年、平成元年、御承知のように議員立法でつくられた、全会一致で採択されたものですね。これをこのように形で骨抜きにしたいとは思ひません。だろろうと思ふのですが、いかがですか。

○日笠国務大臣 何回も申し上げますように、私も働きかけて、やってくれとかお金を出すとか、一切ないわけですが、まあ端的な言葉で申し上げて恐縮でございますが、恒例で今までも出しておいたような、恒例ですというふうなことで、いわゆる自主的にといひましようか、向こうの判断でやられたというふうな認識でございます。ですから、地元新聞の方も大変御迷惑かけたといひて恐縮してゐるとか、また、広告倫理規定に照らし合わせて掲載したのでよろしくお願ひしたいといひうコメントもいただいております。でございます。

○矢島委員 ずばり私が言いたいのは、大臣がその経過は知らなかった、あるいはまた広告会社との関係については今までの関係もあつた、しかし、そういうことにかかわらず、つまり、大臣が好むと好まざるにかかわらず、望むと望まざるにかかわらず、こういうことはできるのだよというところになって、骨抜きになることは、あなたに望まないだろうということなのですが、その辺についてはどうですか。

○日笠国務大臣 それは本意ではございません。○矢島委員 それで、そういう意味から私は、大臣、この問題でどのようなけじめをつけるかというところについては、つまり、政治家としてどういう行動をとるかということについては、あなた自

身だとかあるいはあなた自身の事務所、こういうところが公選法の違反になるかどうか、こういう判断基準ではなくて、やはり公選法百五十二条を骨抜きにしたいと思つていないとおっしゃられるわけですから、そこを一つの基準にして、どういふ政治的な措置をとるのがいいだろうか、こうお考えになるべきだと思ふのですが、いかがですか。

○日笠国務大臣 何しろ四月二十八日以降、初めてのことで、もうてんてこ舞いで、これを私が関知してないし、聞いてないといふことで、事務所に人に、あなた方が勝手にやって、また向こうが勝手にやったことでこちらが迷惑を受けているということになったから、何とか責任をとれとか、そういうことはちょっと人情に忍びないと思ひますので、今後一つの他山の石としていただき、自重自戒を私自身もいたしますし、一同反省をしていこう、こういうことでお許しをいただければと思ひます。

○矢島委員 時間が来てしましました。津山朝日とのいきさつの問題、これは理事会としてはまだお話がなかったけれども、そのこと、それから読売新聞のこと、さらにその他、きょうの段階ではまだ十分に納得する御説明を承つておりません。引き続きこの問題については私も大臣にお聞きしなければならぬことが出てくると思ひますが、それは次回の委員会等で考えていきたいと思ひます。終わります。

○高橋委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後七時三十五分散会

放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案
放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案
(目的)
第一条 この法律は、放送(有線放送を含む。以下

この条において同じ)に関する国民の需要の多様化に伴ひ各々の放送においてその特色を生かした放送番組の放送が行われることの重要性が増大していることに鑑み、多様な放送番組の制作に資する放送番組素材利用促進事業を推進するための措置を講じ、もつて放送の発達及び普及に寄与することを目的とする。
(用語の意義)

第二条 この法律において「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信をいひ、「有線放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいひ、「放送番組」とは、放送及び有線放送の放送番組をいふ。

2 この法律において「素材映像等」とは、録画され、若しくは写真(写真)の複製物を含む。に記録された映像又は録音された音響をいふ。
3 この法律において「放送番組素材」とは、素材映像等であつて、放送番組の制作に用いられることにより多様な放送番組の制作に相当程度寄与すると見込まれるものをいふ。

4 この法律において「放送番組素材利用促進事業」とは、次に掲げる業務のすべてを行ふ事業であつて、放送番組素材の保管に必要な設備その他の設備を備える施設を整備してこれらの業務を行ひ、かつ、放送番組素材の収集及び制作の基準(以下この項において単に「基準」といふ)に関する事項を審議するための学識経験を有する者をもつて組織する機関を置き、その審議を経て基準を定め、これに従つて放送番組素材の収集及び制作の業務を行ふものをいふ。

一 放送番組素材を収集し、及び制作し、保管して、放送番組の制作の用に供する業務
二 放送番組の制作する者に対し放送番組素材に関する取引のあっせん又は情報の提供を行ふ業務であつて前号の業務に附帯して行われ

るもの
(基本指針)
第三条 郵政大臣は、放送番組素材利用促進事業

を推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 放送番組素材利用促進事業の推進に関する基本的な方向

二 放送番組素材利用促進事業を実施する者の要件に関する事項

三 前条第四項に規定する機関に関する事項

四 放送番組素材利用促進事業の内容(整備に係る施設を含む。)に関する事項

五 放送番組素材利用促進事業の実施方法に関する事項

六 その他放送番組素材利用促進事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 郵政大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(実施計画の認定)

第四条 放送番組素材利用促進事業を実施しようとする者(当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、当該事業の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、これを郵政大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 放送番組素材利用促進事業を実施する者に関する事項

二 第二条第四項に規定する機関に関する事項

三 放送番組素材利用促進事業の内容(整備しようとする施設を含む。)

四 放送番組素材利用促進事業の実施方法

五 放送番組素材利用促進事業の実施時期

六 放送番組素材利用促進事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 郵政大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その実施計画が基本指針に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実

に実施される見込みがあると認めるときは、同項の認定をするものとする。

(実施計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。)は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、郵政大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の認定に準用する。

3 郵政大臣は、前条第一項の認定を受けた実施計画(第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る放送番組素材利用促進事業を実施する者(以下「認定事業者」という。)が当該認定計画に従って放送番組素材利用促進事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(通信・放送機材の業務の特例)

第六条 通信・放送機材(以下「機材」という。)は、通信・放送機材法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機材法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 認定計画に係る放送番組素材利用促進事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。(業務の委託等)

第七条 機材は、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務(出資の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 機材法第四十条の規定は、第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関について準用する。この場合において、同条第一項中「郵政大臣(研究開発出資業務については、郵政大臣又は大蔵大臣)」とあるのは「郵政大臣又は大蔵大臣」と、その業務とあるのは「その委託を受けた業務」と、その業務所その他の事業所とあるのは「業務所」と、業務の状況とあるのは「その委託を受けた業務に關し業務の状況」と読み替えるものとする。

(機材法の適用)

第八条 第六条の規定により機材の業務が行われる場合には、機材法第五條第二項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法(以下「放送番組素材利用促進法」という。)

第六条に規定する業務(以下「両出資業務」という。)

と、同条第三項中「又は」とあるのは「放送番組素材利用促進法第六條に規定する業務に必要な資金又は」と、機材法第三十七條第二項、第十九條第四項、第二十九條、第三十九條及び第四十條第一項中「研究開発出資業務」とあるのは「両出資業務」と、機材法第三十一條中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務及び放送番組素材利用促進法第六條に規定する業務(以下「研究開発出資業務等」という。)

と、機材法第三十二條、第三十三條の二、第三十五條、第三十八條及び第四十三條第一項第二号中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務等」と、機材法第三十八條中「この法律」とあるのは「この法律及び放送番組素材利用促進法」と、機材法第三十九條、第四十條第一項及び第四十五條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は放送番組素材利用促進法」と、機材法第四十三條第一項第一号中、第二十八條第二項、第二十九條第一項、第三十一條若しくは第三十五條の規定による認可(研究開発出資業務とあるのは若しくは第二十九條第一項の規定による認可(研究開発出資業務に係るものを除く。))を除く。

と、機材法第四十五條第三号中「第二十八條第一項」とあるのは「第二十八條第一項及び放送番組素材利用促進法第六條」とする。

(資金の確保等)

第九条 政府は、認定計画に係る放送番組素材利用促進事業の実施に必要な資金の確保又は融通のあつせんに努めるものとする。

(報告の徴収)

第十条 郵政大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る放送番組素材利用促進事業の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十一条 第七條第四項において準用する機材法第四十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第十二條 第十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

く、第二十八條第二項の規定による認可(研究開発出資業務に係るものを除く。)、第三十一條若しくは第三十五條の規定による認可(研究開発出資業務等)と、同条第二項第一号中「又は第二十九條第一項の規定による認可」とあるのは「この規定による認可又は第二十九條第一項の規定による認可(放送番組素材利用促進法第六條に規定する業務に係るものを除く。)

と、同項第二号中「部分」とあるのは「部分(放送番組素材利用促進法第六條に規定する業務に係る部分を除く。)

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(郵政省設置法の改正)

第四条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四号中第七十三号を第七十四号とし、第六十九号から第七十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六十八号の次に次の一号を加える。

六十九 放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法(平成六年法律第五号)の施行に関する事。

第五号中第二十二号の二十四を第二十二号の二十五とし、第二十二号の二十一から第二十二号の二十三までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の二十の次に次の一号を加える。

二十二の二十一 放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法の定めるところに従い、基本指針を定め、及び実施計画の認定をすること。

第六号第五項中「第七十二号」を「第七十三号」に改め、同条第六項中「第六十九号」を「第七十号」に、「第七十一号及び第七十二号」を「第七十二号及び第七十三号」に改め、同条第八項中「第七十三号」を「第七十四号」に改める。

理由

放送及び有線放送に関する国民の需要の多様化に伴い各々の放送及び有線放送においてその特色を生かした放送番組が放送されることの重要性が増大していることにかんがみ、放送番組素材の利用を促進して多様な放送番組の制作に資することとするため、放送番組素材利用促進事業の推進に関する基本的な指針の策定及び実施計画の認定等

について定めるとともに、通信・放送機構の業務に放送番組素材利用促進事業の実施を推進するために必要な業務を追加する等の必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案

電気通信事業法の一部改正

第一条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二 前項(第四号から第七号までに係る部分に限る。)の規定は、次に掲げる電気通信設備のみを設置して電気通信役務を提供する国際電気通信事業を営もうとする者(同項第四号から第六号までに掲げる者に該当するもの)については、国内に営業所を有するものに限る。

一 人工衛星の無線局(電波法第二条第五号本文に規定する無線局をいう。以下この項において同じ。)であつて、特定の固定地点間の無線通信を中継するもの(国際電気通信衛星機構が開設するものを除く。)の無線設備(同条第四号に規定する設備をいう。以下この項において同じ。)

二 前号の無線局の中継により特定の固定地点間の無線通信を行う無線局の無線設備

三 第一号の人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的として陸上に開設する無線局の無線設備

第十四条第三項中「第二号」を「第二項第二号」に改める。

第十九条第一項第三号中「第十一各号」を「第十一各号第一項各号」に改め、「至つたとき」の下に「(同条第二項に規定する国際電気通信事業を営む者(同条第一項第四号から第六号までに掲げる者に該当するもの)については、国内に営

業所を有するものに限る。)が、同条第一項第四号から第七号までの一に該当するときは除く。」を加える。

第九十一条第一項中「第一種電気通信事業者」の下に「(第十一各号第二項に規定する国際電気通信事業を営む者(第十一各号第一項の許可を受けた者を除く。))を加え、」第十一各号第四号を「第十一各号第一項第四号」に、「同条第七号」を「第十一各号第一項第七号」に改め、同条第二項中「前項の下に」規定の適用を受ける」を加える。

第九十一条の二第二項中「前条第一項の下に」規定の適用を受ける」を加え、「第十一各号第七号」を「第十一各号第一項第七号」に、「同項の規定にかかわらず」を「同条第三十二各号第二項の規定にかかわらず」に改める。

附則第十九条中「第十一各号第一号」を「第十一各号第一項第一号」に改める。

第二条 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第五号第二項に次の二号を加える。

七 電気通信事業法第十一各号第二項の規定により同条第一項(第四号から第七号までに係る部分に限る。)の規定の適用を受けないこととなる者が同条第二項に規定する国際電気通信事業に係る電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局であつて、人工衛星の無線局(外国のもの(国際電気通信衛星機構が開設するものを除く。))に限る。次号において「外国人工衛星局」という。)の中継により特定の固定地点間の無線通信を行うもの

八 前号に規定する電気通信業務を行うことを目的とする外国人工衛星局の無線設備を搭載する人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的として陸上に開設する無線局

この法律は、公布の日から施行する。

理由

最近の電気通信事業における国際化の進展にかんがみ、人工衛星の無線局の無線設備等により国際電気通信事業を営む者については、外国人等であることを第一種電気通信事業の許可の欠格事由としないこととするともに、その者が営む当該事業に係る無線局であつて人工衛星の無線局の中継により無線通信を行うもの等については、外国人等であることを免許付与の欠格事由としないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成六年六月二十七日印刷

平成六年六月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局